

に規定する特定雑損失金額をいう。以下この項において同じ。)以外のもの(「と、「除く。」)は「とあるのは「除く。」及び当該居住者のその年の前年以前五年内において生じた特定雑損失金額(この項又は同条第一項の規定により前年以前において控除されたものを除く。)はとする。

前項の規定の適用がある場合における所得税法その他所得税に関する法令の規定の適用については、所得税法第二百一十三条第一項中「雑損失の繰越控除」とあるのは、「雑損失の繰越控除」(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第五条第一項(雑損失の繰越控除の特例)の規定により適用される場合を含む。以下この条において同じ。)とあるのは「前年以前三年内」とあるのは「前年以前五年内」とする。

第六条 第一项の規定の適用がある場合における国税通則法の規定の適用については、同法第二条第六号ハ(1)中「同法」とあるのは、「同法又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第三百二十九号)」とする。

(被災事業用資産の損失の必要経費算入に関する特例等)

第六条 居住者の有する棚卸資産について東日本大震災により生じた損失の金額(東日本大震災に関連するやむを得ない支出で政令で定めるもの(以下この条において「災害関連支出」という。)の金額を含む。以下この項及び次条第四項において「棚卸資産震災損失額」という。)がある場合には、棚卸資産震災損失額(災害関連支出がある場合には、第五項に規定する確定申告書、修正申告書又は更正請求書の提出の日(次項から第四項までにおいて「申告書等提出日」という。)の前日までに支出したものに限る。以下この項において「棚卸資産損失対象額」という。)について、その者の選択により、平成二十二年において生じたものとして、その者の同年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入することができる。この場合において、当該事業所得の金額の計算上必要経費に算入された当該棚卸資産損失対象額は、その者の平成二十三年分以後の年分で当該棚卸資産損失対象額が生じた年分の所得税に係る同条及び所得税法の規定の適用については、当該棚卸資産損失

2 居住者の営む不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業の用に供される固定資産（所得税法第二条第一項第十八号に規定する固定資産をいう。）その他これに準ずる資産で政令で定めるもの（次条第一項及び第七項において「固定資産等」という。）について東日本大震災により生じた損失の金額（東日本大震災に関連する災害関連支出の金額を含むものとし、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される部分の金額を除く。以下この条及び次条第四項において「固定資産震災損失額」という。）がある場合には、固定資産震災損失額（災害関連支出がある場合には、申告書等提出日の前日までに支出したものに限る。以下この項において「固定資産損失対象額」という。）について、その者の選択により、平成二十二年において生じた同法第五十一条第一項に規定する損失の金額として、同法の規定を適用することができる。この場合において、同項の規定により必要経費に算入された当該固定資産損失対象額は、その者の平成二十三年分以後の年分で当該固定資産損失対象額が生じた年分の所得税に係る次条及び同法の規定の適用については、当該固定資産損失対象額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

き業務の用に供され、又はこれらの所得の基因となる所得税法第五十一条第四項に規定する資産について東日本大震災により生じた損失の金額（東日本大震災に関連する灾害関連支出の金額を含むものとし、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される部分の金額及び固定資産震災損失額又は特例損失金額を除く。以下この項において「業務用資産震災損失額」という。）がある場合には、業務用資産損失額（災害関連支出がある場合には、申告書等提出日の前日までに支出したものに限る。以下この項において「業務用資産損失対象額」という。）について、その者の選択により、平成二十二年において生じた同条第四項に規定する損失の金額として、同法の規定を適用することができる。この場合において、同項の規定により必要経費に算入された金額に係る当該業務用資産損失対象額は、その者の平成二十三年以後の年分で当該業務用資産損失対象額が生じた年分以後の年分で当該業務用資産損失対象額が生じた年分の所得税に係る同法の規定の適用については、当該業務用資産損失対象額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

前各項の規定は、平成二十二年分の確定申告書、修正申告書又は更正請求書にこれらの規定の適用を受けようとする旨及びこれらの規定により必要経費に算入される金額の記載がある場合に限り、適用する。

おいて同じ。)以外のもの(「と、「がある」とあるのは、「並びに当該居住者のその年の前年以前において生じた平成二十三年純損失金額(この項の規定により前年以前において控除されたもの及び同条第二項の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものを除く。)がある」と、「当該純損失の金額」とあるのは、「当該純損失の金額及び当該平成二十三年純損失金額」と、同条第二項中「純損失の金額」とあるのは、「純損失の金額で被災純損失金額以外のもの(「のうち」とあるのは、「のうち」と、「政令で定めるもの」とあるのは、「政令で定めるもの及び当該居住者のその年の前年以前において生じた被災純損失金額(この項の規定により前年以前において控除されたもの及び同条第一項の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものを除く。)と、「純損失の金額に」とあるのは、「純損失の金額及び当該被災純損失金額に」とする。

一 事業資産震災損失額の当該居住者の有する事業用固定資産(土地及び土地の上に存する権利以外の固定資産等をいう。次号及び第四項において同じ。)でその者の営む事業所得額のうち生ずべき事業の用に供されるものの価額として政令で定める金額に相当する金額のうちに占める割合が十分のこと。

二 不動産等震災損失額の当該居住者の有する事業用固定資産でその者の営む不動産所得又は山林所得を生ずべき事業の用に供されるものの価額として政令で定める金額に相当する金額の合計額のうちに占める割合が十分のこと。

確定申告書を提出する居住者のうち前項各号に掲げる要件のいずれかを満たす者(同項の規定の適用を受ける者を除く。)が平成二十三年特定純損失金額又は被災純損失金額(平成二十三年において生じたものを除く。以下この項において同じ。)を有する場合には、当該平成二十三年特定純損失金額又は当該被災純損失金額の生じた年の翌年以後五年内の各年分における所得税法第七十条の規定の適用については、同条第一項中「純損失の金額」とあるのは、「純損失の金額で被災純損失金額(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(次項において「震災特例法」という。)

百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を限度とする。

3 前項に規定する特定寄附金等金額とは、租税特別措置法第四十一条の十八第二項に規定する特定寄附金等の金額（震災関連寄附金の額を除く。）と同項に規定する政党等に対する寄附金の額との合計額（当該合計額が当該個人のその年分の総所得金額等の百分の四十に相当する金額を超える場合には、当該百分の四十に相当する金額）をいう。

第二項の第三は、准三回書にて、同項の規定

第二項の規定は確定申告書に同項の規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、財務省令で定めると

ところにより、当該金額の計算に関する明細書及び当該計算の基礎となる金額、その寄附金が被災者支援活動の資金に充てられるものである旨その他の事項を証する書類の添付がある場合に限り、適用する。

5
所得税法第九十二条第二項の規定は、第二項の規定による控除をすべき金額について準用する。この場合において、同条第二項中「前項の規定による控除」とあるのは「前項及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第八条第二項（震災関連寄附金条例）を支出した場合の所得税額の特別控除）の規定による控除」と、当該控除をすべき金額」とあるのは「これらの控除をすべき金額の合計額」と読み替わることとする。

客」と読み替えるものとする
6 その年分の所得税について第二項の規定の適用を受ける場合における所得税法第百二十一条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第八条第二項（震災関連寄附金を支出した場合の所得税額の特別控除）」とする。

第九条 第四条から第七条までの規定は、非居住者への適用

者（所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者をいう。）に課する所得税の課税標準及び所得税の額を計算する場合について準用する。

（財産形成住宅貯蓄契約等の要件に該当しない事実が生じた場合の課税の特例）

第九条の二 租税特別措置法第四条の二第一項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄契約又はその履行につき、勤労者財産形成促進法（昭和四十四年五月三十日法律第百三十九号）

六年法律第九十二号)第六条第四項第一号口若しくはハ、同項第二号ハ若しくはニ又は同項第三号ハ若しくはニに定める要件に該当しないこととなる事実が生じた場合であつて、当該事実が東日本大震災によつて被害を受けたことにより平成二十三年三月十一日から平成二十四年三月十日までの間に生じたものであるとき(当該事実が東日本大震災によつて被害を受けたことにより生じたものであるにつき財務省令で定めるところによりその者の住所地の所轄税務署長の確認を受け、当該税務署長から交付を受けた当該確認をした旨の記載がある書面を当該規定期間の適用については、当該事実は、同項第二項に規定する政令で定める場合及び同条第九項に規定する事実に該当しないものとみなす。)

2 税率特別措置法第四条の三第一項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約又はその履行につき、勤労者財産形成促進法第六条第二項第一号口若しくはハ、同項第二号口若しくはハ又は同項第三号口若しくはハに定める要件に該当しないこととなる事実が生じた場合であつて、当該事実が東日本大震災によつて被害を受けたことにより平成二十三年三月十一日から平成二十四年三月十日までの間に生じたものであるとき(当該事実が東日本大震災によつて被害を受けたことにより生じたものであるにつき財務省令で定めることにより生じたものであるにつき財務省令で定めるところによりその者の住所地の所轄税務署長の確認を受け、当該税務署長から交付を受けた当該確認をした旨の記載がある書面を当該における税率特別措置法第四条の三第二項及び第十項の規定の適用については、当該事実は、同条第二項に規定する政令で定める場合及び同条第十項に規定する復興推進計画(以下この項において

「復興推進計画」という。につき同条第九項の認定（同法第六条第一項の変更の認定を含む。以下この項において「認定」という。）を受けた地方公共団体をいう。以下この項及び第三項において同じ。の指定を受けた個人が、同法の施行の日から令和八年三月三十一日までの期間（第三項において「指定期間」という。）内に、当該認定地方公共団体の作成した当該指定に係る認定を受けた復興推進計画（以下この項及び第三項において「認定復興推進計画」という。）に定められた特定復興産業集積区域（同法第三十七条第一項に規定する特定復興産業集積区域をいう。以下この項及び第三項において同じ。）内において産業集積事業（同法第二条（同号口に掲げる事業をいう。以下この項及び第三項第二号イに掲げる事業（事業に準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この条において同じ。）をいう。以下この項及び第三項において同じ。）若しくは建築物整備事業（同号口に掲げる事業をいう。以下この項及び第三項において同じ。）の用に供する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物（建築物整備事業にあっては、認定復興推進計画の区域における市街地と産業の復興に資するものとして政令で定める要件を満たす建物及びその附属設備。以下この条において「特定機械装置等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該特定復興産業集積区域内において産業集積事業若しくは建築物整備事業の用に供する特定機械装置等を作製し、若しくは建設して、これを当該特定復興産業集積区域内において当該個人の当該産業集積事業又は建築物整備事業の用に供した場合には、これらの事業の用に供した日の属する年（第三項及び第九項において「供用年」という。）における当該個人の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上、当該限度額（次の各号に掲げる特定機械装置等の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。）との計算した金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかるらず、当該特定機械装置等について同項の規定により計算した償却費の額と特別償却率の算出した金額ととする。ただし、当該特定機械装置等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできな

一 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に取得又は製作若しくは建設をして特定機械装置等その取得価額の百分の四十五(建物及びその附属設備並びに構築物について、百分の一・二十三)に相当する金額

二 前号に掲げる特定機械装置等以外の特定機械装置等その取得価額の百分の五十(建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の二十五)に相当する金額

前項の規定により当該特定機械装置等の償却費として必要経費に算入した金額がその合計償却限度額に満たない場合には、当該特定機械装置等を事業の用に供した年の翌年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上、当該特定機械装置等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定機械装置等の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額とその満たない金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額との合計額に相当する金額とすることができる。

東日本大震災復興特別区域法第三十七条规定の見出しに付す地名を付す旨をなす

て「事業所得等に係る所得税額」という。の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

二 第一項第二号に掲げる寺社蔵成委等
物については、百分の七

二 第一項第一号に掲げる特定機械装置等百分の十五（建物及びその附屬設備並びに構築物については、百分の八）

個人が、その年（事業を廃止した日の属する年を除く。）において繰越税額控除限度超過額

を有する場合には、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところによ

り、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該個人の

その年における繰越税額控除限度超過額が当該個人のその年分の事業所得等に係る所得税額の百分の二十に相当する金額（前項の規定により

百分の二十一に相当する金額（前項の規定により、その年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除

した残額)を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度

とする。

は、当該個人のその年の前年以前四年内の各年（その年まで連続して確定申告書を提出していない場合の合計二段）に受けた負担金を限度

る場合の各年は限る)における秒額控除限度額のうち、第三項の規定による控除をしてもなお空余(きへな)金額(既に前項の規定により

北控除に該当しない金額に限り前項の規定に依り
その年の前年以前三年内の各年分の総所得金額
に係る所得税の額から控除された金額がある場

合には、当該金額を控除した残額) の合計額を
いう。

第一項の規定は、個人が所有権移転外リース取引（所得税法第六十七条の二第三項に規定す

二までにおいて同じ)により取得した特定機械装置等については、適用しない。

第一項及び第二項の規定に確定日合意し
これらの規定により必要経費に算入される金額
についてのその算入に関する記載があり、か

つ、特定機械装置等の償却費の額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

第三項の規定は、確定申告書（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書

又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。)に同項の規定による控除の対象となる特定機械装置等の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額の計算の基礎となる当該特定機械装置等の取得価額は、確定申告書に添付された書類に記載された当該特定機械装置等の取得価額を限度とする。

第四項の規定は、供用年の年分及びその翌年以後の各年分の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があり、かつ、当該各年分の確定申告書(同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。)に同項の規定による控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額についてのその控除に関する記載及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用することができる。

11 税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前三項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び第七項の明細書又は前二項の明細を記載した書類の提出があつた場合に限り、第一項から第四項までの規定を適用することができる。

その年の所得税について第三項又は第四項の規定の適用を受ける場合における所得税法第二百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章(税額の計算)」とあるのは、「第三章(税額の計算)並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条第三項及び第四項(特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除)」とする。

(企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)の第四欄に掲げる事業の用に供する当該各号の

個人する當に業定る定に四二条十第置別生興島	該者事認す規項第の五八法措特再復福三	
促業事進推等出創業產新たれらめ定に画計進促業事進推等出創業產新出提該當	同法第八十五条第一項に規定する提	
業事進推等出創業產新るす定規に項一第一条同	出新産業創出等推	
機械及び建物、附屬設備その他の資本償却額の減額を定めるものである。	進事業促進計画(以下この号における) 同法第八十四条第四項の規定による 提出のあつた日から令和八年三月三十日までの期間(当該期間内に当該各号に規定する新産業創出等推進事業促進計画に定められた同条第二項第二号に規定する新産業創出等推進事業促進区域(以下この号において「新産業創出等推進事業促進区域」といいう。)の変更がある場合におけるその変更に係る区域に係る区域については、政令で定める期間)	

4

る。個人が、その年(事業を廃止した日の属する年を除く。)において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、その年分の総所得金額に係る所得税額の額と、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

3 法第四十九条第一項の規定にかかるわらず、当該特定機械装置等の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額とその満たない金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額との合計額に相当する金額とすることができる。

その年ににおける繰越税額控除限度超過額が当該個人のその年分の事業所得に係る所得税額の百分の二十に相当する金額（前項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除されるる金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度と

。)につき同条第九項の認定(同法第六条第一項の変更の認定を含む。以下この項において「認定」という。)を受けた地方公共団体をいふ。以下この項において同じ。)の指定を受けた個人が、当該指定があつた日から同日以後五年を経過する日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内の日の属する各年(事業と並んで)に亘り属する年と余る。以下こ

前項の規定は、前三条又は租税特別措置法第十条の五若しくは第十一条の五の四の規定の適用を受ける年分については、適用しない。

4 て、当該特定機械装置等につき第一項の規定の適用を受けないときは、供用年、年分の純所得額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該特定事業の用に供した当該特定機械装置等の取得価額の百分の十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八）に相当する金額の合計額（以下この項及び第五項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該個人の供用年における税額控除限度額が、当該個人の当該供用年の年分の事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額（次項において「事業所得に係る所得税額」という。）の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受けける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

個人が、その年（事業を廃止した日の属する年を除く。）において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該個人の

第九条 第二項第一項の規定に第一項及び第二項の規定を適用する場合について、同条第八項の規定は第三項の規定を適用する場合について、同条第九項の規定は第四項の規定を適用する場合について、同条について、同条第十項の規定は第一項から第四項までの規定を適用する場合について、それぞれ準用する。

その年分の所得税について第三項又は第四項の規定の適用を受ける場合における所得税法第一百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条の二の二第三項及び第四項（避難解除区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除）」とする。

（特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除）

第十条の三 東日本大震災復興特別区域法第三十八条第一項の規定により同法の施行の日から令和八年三月三十一日までの間に認定地方公共団体（同法第四条第一項に規定する復興推進計画以下この項において「復興推進計画」という）

めるところにより、その支給する給与等の額のうち当該適用年の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるもの（当該給与等の額のうち他の者（当該個人が非居住者である場合の所得税法第二百六十二条第一項第一号に規定する事業場等を含む。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額）の百分の十（東日本大震災復興特別区域法第三十八条第一項の規定により令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に認定地方公共団体の指定を受けた個人が当該認定地方公共団体の作成した当該認定を受けた復興推進計画に定められた特定復興産業集積区域内に所在する産業集積事業所に勤務する被災雇用者等に対して支給する給与等の額にあっては、百分の九）に相当する金額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該税額控除限度額が、当該個人の当該適用年の年分の事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度と

。 とができる。
その年の所得について第一項の規定の適用を受ける場合における所得税法第百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条の三第一項（特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除）」とする。
(企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除)
第十条の三の二 次の表の各号の第一欄に掲げる個人が、当該各号の第二欄に掲げる期間内の日の属する各年（事業を廃止した日の属する年を除く。以下この項において「適用年」という。）の当該期間内において、当該各号の第三欄に掲げる雇用者に対して給与等（所得税法第二十八条第一項に規定する給与等をい。以下この項において同じ。）を支給する場合には、当該適用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その支給する

6 第一項の規定は、個人が所有権移転外リース取引により取得した特定機械装置等については、適用しない。
7 第一項から第四項までの規定は、前二条の規定の適用を受ける年分については、適用しない。

日本大震災により被害を受けた地域内に居住していた者として政令で定める者をいう。以下の項及び第三項において同じ。)に対応して給付等(所得税法第二十一条第一項に規定する給与等をいう。以下この項及び第三項において同じ。)を支給する場合には、当該適用年の年分の総所得金額による所得税の額から、政令で定

合、前項の明細を記載した書類の添付がない確定申告書の提出があつた場合又は同項の被災雇用者等に該当することを明らかにする書類の保存がない場合においても、その提出、添付又は保存がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、これらの書類の提出が

第十条の三 東日本大震災復興特別区域法第三十一条第一項の規定により同法の施行の日から令和八年三月三十一日までの間に認定地方公共団体（体）（同法第四条第一項に規定する復興推進計画（以下この項において「復興推進計画」という

適用年の年分の事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

げる雇用者に対し給与等（所得税法第二十八条第一項に規定する給与等をいう。以下この項において同じ。）を支給する場合には、当該適用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その支給する

第一項の規定は、第十条から前条まで又は租税特別措置法第十条の五若しくは第十条の五の四の規定の適用を受ける年分については、適用しない。

4 前条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。
5 その年分の所得税について第一項の規定の適用を受ける場合における所得税法第二百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）」及び東日本大震災の被災者等による国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条の三の二第一項（企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除）とする。

（避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除）

第十条の三の三 福島復興再生特別措置法第三十七条の規定により同条に規定する避難解除区域等（以下この項において「避難解除区域等」という。）に係る同法第四条第四号イ、ロ、ニ若しくはホに掲げる指示が解除された日又は同法第十七条の二第一項に規定する特定復興再生拠点区域復興再生計画につき同条第六項の認定があつた日のいずれか早い日から当該指示が解除された日又は同号ハに掲げる指示が解除された日のいずれか遅い日以後七年（当該いずれか遅い日が平成二十六年四月一日前である場合は、三年）を経過する日までの期間（当該期間内における当該特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された同条第一項に規定する特定復興再生拠点区域（以下この項において「特定復興再生拠点区域」という。）の変更により新たに特定復興再生拠点区域に該当することとなる区域については、政令で定める対象期間）内に福島県知事の確認を受けた個人が、当該確認を受けた日から同日以後五年を経過する日までの期間（当該期間内に同法第十七条の七第一項の規定による当該認定の取消しがあつた場合その他、政令で定める場合には、政令で定める期間）以下この項において「適用期間」という。）の内日の属する各年（事業を廃止した日の属する年を除く。以下この項において「適用年」という。）の適用期間内において、当該避難解除区域等内に所在する事業所に勤務する避難対象雇用者等（避難対象区域（同法第三十七条に規定する避難指示の対象となつた区域をいう。以

下この項において同じ。) 内に所在する事業所に勤務していた者又は避難対象区域内に居住していた者として政令で定める者をいう。) に対して給与等(所得税法第二十八条第一項に規定する給与等をいう。以下この項において同じ。)を支給する場合には、当該適用年の年分の総所得額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その支給する給与等の額のうち当該適用年の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるもの(当該給与等の額のうち他の者(当該個人が非居住者である場合の所得税法第六十一条第一項第一号に規定する事業場等を含む。)から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額)の百分の二十に相当する金額(以下この項において「税額控除限度額」という。)を控除する。この場合において、当該税額控除限度額が、当該個人の当該適用年の年分の事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受けた金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

前項の規定は、第十条から前条まで又は租税特別措置法第十条の五若しくは第十条の五の四の規定の適用を受ける年分については、適用しない。

第十三条の三第三項及び第四項の規定は、第二項の規定を適用する場合について準用する。

その年分の所得税について第一項の規定の適用を受ける場合における所得税法第二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章(税額の計算)」とあるのは、「第三章(税額の計算)」及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条の三の三第一項(避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除)とする。

(所得税の額から控除される特別控除額の特例)

第十条の四 第十条第三項及び第四項、第十条の二第三項及び第四項、第十条の二の二第三項及び第四項並びに前三条の規定の適用がある場合におけるこれらの規定の適用を受ける年分の所得税につき所得税法第二条第一項第四十号に規定する青色申告書を提出する場合に限る。)における租税特別措置法第十条の六の規定の適用については、同条第一項中「次の各号に掲げる規定」とあるのは、「次の各号に掲げる規定(東日本大

震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)。以下この条において「震災特例法」という。)第十条第三項又は第四項の規定、震災特例法第十条の二第三項又は第四項の規定、震災特例法第十条の二の二第三項又は第四項の規定、震災特例法第十条の三第一項の規定、震災特例法第十条の三の二第一項の規定及び震災特例法第十条の三の三第一項の規定を含む。以下この条において同じ。)」と、「当該各号に定める金額(震災特例法第十条第三項又は第四項の規定にあつてはそのうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第四項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし、震災特例法第十条の二第三項又は第四項の規定にあつてはそれぞれ同条第三項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第四項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし、震災特例法第十条の二の二第三項又は第四項の規定にあつてはそれぞれ同条第三項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第四項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし、震災特例法第十条の三第一項の規定にあつては同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とする。以下この条において同じ。)」と、「調整前事業所に規定する事業所得等に係る所得税額の」と、同条第二項中「規定その他」とあるのは

て定める
（特定復興産業集積区域における開発研究用資
産の特定別償却等）

法第四条第一項に規定する復興推進計画（以下この項において「復興推進計画」という。）につき同条第九項の認定（同法第六条第一項の変更の認定を含む。以下この項において「認定」という。）を受けた地方公共団体をいう。以下の項において同じ。）の指定を受けた個人が、同法の施行の日から令和八年三月三十一日までの間に、当該認定地方公共団体の作成した当該認定を受けた復興推進計画に定められた同法第三十七条第一項に規定する特定復興産業集積区域（以下この項において「特定復興産業集積区域」という。）内において新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明に係る試験研究として政令で定めるもの（以下この項及び第三項において「開発研究」という。）の用に供される減価償却資産のうち産業集積の形成に資するものとして政令で定めるもの（以下この条において「開発研究用資産」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該特定復興産業集積区域内において開発研究の用に供される開発研究用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該特定復興産業集積区域内において当該個人の当該開発研究の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該開発研究用資産をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該開発研究用資産の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第十九条第一項の規定にかかるわらず、当該開発研究用資産について同項の規定により計算した償却費の額と特別償却限度額（次の各号に掲げる

二 前号に掲げる開発研究用資産以外の開発研究費（当該個人が和専利権登録法第一条第一項第一号に規定する中小事業者（次号において「中小事業者」という。）である場合には、百分の四十五）に相当する金額

究用資産 その取得価額の百分の三十四(当該個人が中小事業者である場合には、百分の五)に相当する金額

2 前項の規定により当該開発研究用資産の償却費として必要経費に算入した金額がその合計償却限度額に満たない場合には、当該開発研究用資産を事業の用に供した年の翌年分の事業所得の金額の計算上、当該開発研究用資産の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかるらず、当該開発研究用資産の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額とその満たない金額(以下「該額」といふ)との合計額に相当する金額とすることができる。

3 第一項に規定する指定を受けた個人が、開発研究用資産につき同項の規定の適用を受ける場合には、当該個人の開発研究の用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該開発研究用資産の償却費として必要経費に算入する金額(租税特別措置法第十条第八項第七号に規定する特別試験研究費の額に該当するものを除く。)は、同号に規定する特別試験研究費の額に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

4 第一項及び第二項の規定は、確定申告書についてのその算入に関する記載があり、かつ、開発研究用資産の償却費の額の計算に関する明細書その他財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

5 税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告

同条の規定を適用する。

5 4 同条の規定を適用する。
第一項及び第二項の規定は、確定申告書に、
これらの規定により必要経費に算入される金額
についてのその算入に関する記載があり、かつ、
開発研究用資産の償却費の額の計算に関する
明細書その他財務省令で定める書類の添付が
ある場合に限り、適用する。

書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の明細書その他財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項又は第二項の規定を適用することができる。（新産業創出等推進事業促進区域における開発研究用資産の特別償却等）

第十一條 福島復興再生特別措置法第八十五条の二第四項に規定する認定事業者に該当する個人が、同法第八十五条第一項に規定する提出新産業創出等推進事業促進計画（以下この項において「提出新産業創出等推進事業促進計画」といいう。）の同法第八十四条第四項の規定による提出のあつた日から令和八年三月三十一日までの期間（当該期間内に当該提出新産業創出等推進事業促進計画に定められた同条第二項第二号に規定する新産業創出等推進事業促進区域（以下この項において「新産業創出等推進事業促進区域」という。）の変更があつた場合には、政令で定める期間に係る区域については、政令で定める期間の変更に係る区域についても、政令で定める期間内に、当該提出新産業創出等推進事業促進計画に定められた新産業創出等推進事業促進区域内において新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明に係る試験研究として政令で定めるもの（以下この項及び第三項において「開発研究」という。）の用に供される減価償却資産のうち新たな産業の創出若しくは産業の国際競争力の強化に資するものとして政令で定めるもの（以下第三項までにおいて「開発研究用資産」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該新産業創出等推進事業促進区域内において開発研究の用に供される開発研究用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該新産業創出等推進事業促進区域内において当該個人の当該開発研究用資産に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該被災代替船舶の用に供されたことのないものを取得し、又は被災代替船舶を製作して、これを当該個人の事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該被災代替船舶の用に供されたことのないものを取得し、又は被災代替船舶をその事業の用に供した場合を除く。）には、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該被災代替船舶の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかるず、当該開発研究用資産について同項の規定にした日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該開発研究用資産の償却費（以下この項において「普通償却額」といいう。）と特別償却限度額（当該開発研究用資産の取得価額から普通償却額を控除した

金額に相当する金額をいう。）との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該開発研究用資産の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

第十一條の二 福島復興再生特別措置法第十一条の二第一項本文の規定により必要経費に算入される金額を下することはできない。

第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、「次条第一項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と読み替えるものとする。

第十一條の二 第一項に規定する認定事業者に該当する個人が、開発研究用資産につき同項の規定の適用を受ける場合には、当該個人の開発研究の用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該開発研究用資産の償却費として必要経費に算入する金額（租税特別措置法第十条第八項第七号に規定する特別試験研究費の額に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。）は、同号に規定する特別試験研究費の額に該当するものとみなしして、同条の規定を適用する。

第十一條の二 第二項の規定を適用する場合について準用する。

被災代替船舶の特別償却

第十一條の二 個人が、平成二十三年三月十一日から令和八年三月三十一日までの間に、東日本大震災に起因して当該個人の事業の用に供することができなくなつた船舶に代わる船舶として政令で定めるもの（以下この条において「被災代替船舶」という。）でその製作の後事業の用に供されたことをのないものを取得し、又は当該新産業創出等推進事業促進区域内において開発研究の用に供される開発研究用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該新産業創出等推進事業促進区域内において当該個人の当該開発研究用資産に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該被災代替船舶の用に供されたことのないものを取得し、又は被災代替船舶を製作して、これを当該個人の事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該被災代替船舶の用に供されたことのないものを取得し、又は被災代替船舶をその事業の用に供した場合を除く。）には、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該被災代替船舶の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかるず、当該開発研究用資産について同項の規定にした日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該開発研究用資産の償却費（以下この項において「普通償却額」といいう。）と特別償却限度額（当該開発研究用資産の取得価額から普通償却額を控除した

不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

の適用を受ける場合には、その年の十二月三十一日における前年から繰り越された認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る福島再開投資等準備金の額（当該基準年において前二項の規定により総収入金額に算入されるべきこと）に十二を乗じてこれを三十六で除して計算した金額からその年において前項の規定により総収入金額に算入されるべきことの適用を受ける場合には、その年の十二月三十一日における前年から繰り越された認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る福島再開投資等準備金の額（当該基準年において前二項の規定により総収入金額に算入されるべきこと）に十二を乗じてこれを三十六で除して計算した金額がある場合には、当該金額を控除した金額のうち当該各号に定める金額の合計額に相当する金額は、その年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

一 第十条の二第一項（同項の表の第一号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の規定 同項の規定の適用を受ける同表の第一号の第五欄に掲げる減価償却資産（以下この号及び次号において「特定機械装置等」という。）の償却費としてその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される金額から当該特定機械装置等の同項に規定する普通償却額を控除した金額の合計額

二 第十条の二第二項（同条第一項の表の第一号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の規定 同条第二項の規定の適用を受ける特定機械装置等の償却費としてその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される金額から当該特定機械装置等の償却費として所得税法第四十九条第一項の規定により計算した償却費の額を控除した金額の合計額

第一項の福島再開投資等準備金を積み立てている個人の認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る積立期間の末日の翌日以後二年を経過する日の属する年（以下この項において「基準年」という。）の翌年以後の各年の十二月三十一日において、前年から繰り越された認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る福島再開投資等準備金の金額がある場合には、当該福島再開投資等準備金の額に算入された金額がある場合には、当該金額を控除した金額に十二を乗じてこれを三十六で除して計算した金額からその年において前項の規定により総収入金額に算入されるべきこと

推進事業実施計画に係る福島再開投資等準備金の金額（その年において前一項の規定により総収入金額に算入されねばならないこととなつた金額が、ある場合には、当該金額を控除した金額）を超える場合には、当該福島再開投資等準備金の金額（）に相当する金額を、その年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

第一項の福島再開投資等準備金を積み立てている個人が次の各号に掲げる場合には該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日の属する年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

一 福島復興再生特別措置法第二十条第六項の規定により認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の認定を取り消された場合、その取り消された日における当該認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る福島再開投資等準備金の金額

二 避難解除等区域復興再生推進事業の全部を譲渡し、又は廃止した場合、その譲渡し、又は廃止した日における福島再開投資等準備金の金額

三 前二項及び前二号の場合以外の場合において福島再開投資等準備金の金額を取り崩した場合、その取り崩した日における福島再開投資等準備金の金額のうち、その取り崩した金額に相当する金額

租税特別措置法第二十一条第七項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

第一項の福島再開投資等準備金を積み立てている個人の死亡により当該個人の相続人（包括受遺者を含む。以下第九項までにおいて同じ。）が当該個人の避難解除等区域復興再生推進事業を承継した場合において、当該相続人が福島復興再生特別措置法第二十五条に規定する認定事業者に該当するものでないときは、その死亡の日における福島再開投資等準備金の金額は、その被相続人（包括遺贈者を含む。）の死の死亡の日の属する年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

9 前項に規定する相続人の同項に規定する死亡の日の属する年における第一項から第四項までの規定の適用については、これらの規定に規定する前年から繰り越された認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る福島再開投資等準備金の金額は、前項の規定により当該相続人に係るものとみなされた福島再開投資等準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該福島再開投資等準備金の金額については、第四項中「十二を」とあるのは、「その死亡の日からその年の十二月三十一日までの期間の月数を」とする。

10 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

11 第一項の福島再開投資等準備金を積み立てている個人に係る第十条の二の規定の適用については、当該個人（福島復興再生特別措置法第十三条に規定する認定事業者に該当するものを除く。）は、同法第二十三条に規定する認定事業者に該当するものとみなす。

12 第六項及び第十項に定めるものほか、第二項から第五項まで、第七項から第九項まで及び前項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（被災した個人について債務処理計画が策定された場合の課税の特例）

第十一条の三の三 東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている次に掲げる個人で所得税法第二条第一項第四十号に規定する青色申告書を提出するものについて、債務処理に関する計画で一般に公表された債務処理を行うための手続に関する準則に基づき策定されていることその他の政令で定める要件とあらば、同一条第一項中「政令で定める要件」とあるのは、「政令で定める要件又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に關する法律第十二条の三の三に規定する政令で定める要件」とする。

二 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構
法第五十九条第一項に規定する産業復興機構
の組合財産である債権の債務者である個人
(被災市街地復興土地地区画整理事業による換地所
処分に伴い代替住宅等を取得した場合の譲渡所
得の課税の特例)
第十一条の四 個人が、その有する土地又は土地の
上に存する権利(棚卸資産その他これに準ずる
る資産で政令で定めるものを除く。以下第十一
条の六までにおいて「土地等」という。)で特
定被災市街地復興推進地域(東日本大震災によ
り被害を受けた市街地の土地の区域として被災
市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四
号)第五条第一項の規定により都市計画に定め
られた被災市街地復興推進地域をいう。第五項
及び次条において同じ。)内にあるものにつきま
同法による被災市街地復興土地地区画整理事業
(以下この条及び次条において「被災市街地復興
土地区画整理事業」という。)が施行された
場合において、当該土地等に係る換地処分によ
り、土地等及びその土地等の上に建設された同
法第十五条第一項に規定する住宅又は同条第二
項に規定する住宅等(以下この条において「代
替住宅等」という。)を取得したときは、当該
換地処分により譲渡した土地等(代替住宅等と
ともに清算金を取得した場合又は同法第十七条
第一項の規定により保留地が定められた場合に
は、当該譲渡した土地等のうち当該清算金の額
又は当該保留地の対価の額に対応する部分以外
のものとして政令で定める部分)の譲渡がなかつ
たものとして、租税特別措置法第三十一条の
(同法第三十二条の一又は第三十三条の三の規定
により適用される場合を含む。)又は第三十二
条の規定を適用する。
前項の規定は、同項の規定の適用を受けよう
とする年分の確定申告書に、同項の規定の適用
を受けようとする旨の記載があり、かつ、被災
市街地復興土地区画整理事業の施行者から交付
を受けた土地等に係る換地処分により代替住宅
等を取得したことを証する書類その他の財務事
令で定める書類の添付がある場合に限り、適用
する。

となつた金額を控除した金額（当該控除した金額がその年の十二月三十一日における前年から繰り越された当該認定避難解除等区域復興再生

8 前項に規定する場合において、同項に規定する相続人が同項に規定する認定事業者に該当するものであるときは、同項に規定する死亡の日

一 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構
法（平成二十三年法律第百十三号）第十九条
第四項に規定する支援決定の対象となつた

の取得の時期とし、次に掲げる金額の合計額をその取得に要した金額（以下「この条において「取得価額」という。）とする。

一 譲渡土地等の取得価額及び改良費の額の合計額（以下この項において「取得価額等」といふ。）（当該譲渡土地等の譲渡に要した費用がある場合には当該費用の額を加算した金額とし、代替住宅等とともに清算金を取得した場合又は第一項の保留地の対価を取得した場合には当該取得価額等及び譲渡に要した費用の額のうち当該清算金の額又は当該保留地の対価の額に対応する部分以外の部分の額として政令で定めるところにより計算した金額とする。）

二 譲渡土地等とともに清算金を支出して代替住宅等を取得した場合には、当該清算金の額の額がある場合には、当該経費の額代替住宅等の譲渡に係る譲渡所得の金額を計算する場合には、確定申告書に当該代替住宅等の取得価額が前項の規定により計算されている旨及びその計算の明細を記載するものとする。

三 代替住宅等を取得するために要した経費の額の適用に關し必要な事項は、政令で定める。（被災市街地復興土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除の特例等）

第十一條の五 個人の有する土地等で次の各号に規定するものについて当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、次の各号に規定する土地等は租税特別措置法第三十三条第一項第二号に規定する資産に、当該各号に規定する買取りは同項第二号に規定する買取りに、当該各号に規定する対価は同項第二号に規定する対価に、当該各号に掲げる場合は同項第二号に掲げる場合にそれぞれ該当するものとみなして、同条並びに同法第三十三条の四から第三十二条の六まで、第七十条の四、第七十条の六及び第七十条の八の規定を適用する。

一 地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構が特定被災市街地復興推進地域において施行する被災市街地復興土地区画整理事業で土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第一百九条第一項に規定する減価償金を交付すべきこととなるものの施行区域（同法

第二条第八項に規定する施行区域をいう。) 内にある土地等について、これらの者が当該被災市街地復興土地地区画整理事業として行う公共施設の整備改善に関する事業の用に供するためこれらの人者(土地開発公社を含む。)に買い取られ、対価を取得する場合(租税特別措置法第三十三条第一項第三号の四又は第三号の五に掲げる場合に該当する場合を除く。) 二 地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構が特定住宅被災市町村(東日本大震災により被災市街地復興特別措置法第二十一条に規定する住宅被災市町村となつた市町村をいふ。以下この条において同じ。)の区域において施行する都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)による第二種市街地再開発事業の施行区域(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十二条第二項の規定により第二種市街地再開発事業について都市計画に定められた施行区域をいう。)内にある土地等について、当該第二種市街地再開発事業の用に供するためにこれらの人者(土地開発公社を含む。)に買い取られ、対価を取得する場合(租税特別措置法第三十三条第一項第二号又は第三十三条の二第一項第一号に掲げる場合に該当する場合を除く。) 三 個人の有する土地等で特定住宅被災市町村の区域内にあるものが、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第百十九号)の施行の日から令和八年三月三十一日までの間に、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、地方道路公社又は土地開発公社が行う東日本大震災からの復興のための事業の用(次の各号に掲げる当該土地等の区分に応じ当該各号に定める事業の用に限る。)に供するためにこれらの人者のうちいずれかの者に買い取られる場合(これらの者がこれらの人者以外の者に代わり買い取る場合、前項各号に掲げる場合又は租税特別措置法第三十三条第一項第二号、第三号の四から第四号まで若しくは第八号、第三十三条の二第一項第一号若しくは第三十四条第二項各号に掲げる場合に該当する場合を除く。)には、当該買入取られる場合は、同項第一号に掲げる場合に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

二 特定住宅被災市町村の区域のうち復興推進区域以外の区域内にある土地等 当該土地等が所在する特定住宅被災市町村又は当該特定住宅被災市町村の存する県が単独で又は共同して作成した東日本大震災からの復興を図るための計画として財務省令で定めるものに記載された事業（令和三年三月三十一日において当該計画に記載されていたものに限る。）個人の有する土地等で特定被災市街地復興推進地域内にあるものが次に掲げる場合（前項の規定が適用される場合に該当する場合を除く。以下この項において同じ。）に該当することとなつた場合には、次に掲げる場合は、租税特別措置法第三十四条の二第二項第一号に掲げる場合に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

一 被災市街地復興特別措置法第八条第三項の規定により土地が買い取られる場合

二 土地等につき被災市街地復興土地区画整理事業が施行された場合において、被災市街地復興特別措置法第十七条第一項の規定により保留地が定められたことに伴い当該土地等に係る換地処分により当該土地等のうち当該保留地の対価の額に対応する部分の譲渡があつたとき。

個人の有する土地等で特定被災市街地復興推進地域内にあるものが前項第二号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、同号の保留地が定められた場合は租税特別措置法第三十三条の三第一項に規定する保留地が定められた場合に該当するものとみなし、かつ、同号の保留地の対価の額は同項に規定する保留地の対価の額に該当するものとみなして、同項の規定を適用する。

5 個人が、土地開発公社に対しその有する租税特別措置法第三十一条の二第一項に規定する土地等で次の各号に掲げるものの譲渡をした場合において、当該譲渡に係る土地等が独立行政法人都市再生機構が施行する当該各号に定める事業の用に供されるものであるときは、当該土地

等の譲渡は、同条第二項第一号に掲げる土地等の譲渡に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

第十一例（被

災居住用財産に係る譲渡期限の延長等の特

第五三
二条十

も
警戒区域設定指示等が行
われたことによつてその
居住の用に供することが

の用に供することができなくなつた家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの

等の譲渡は、同条第一項第二号に掲げる土地等の譲渡に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

一 特定被災市街地復興推進地域内にある土地
等 被災市街地復興土地区画整理事業
二 特定住宅被災市町村の区域内にある土地
等 都市再開発法による第一種市街地再開発事業

第一項又は第二項の規定の適用がある場合に

におけるこれらの規定と租税特別措置法第四節第五款の規定との調整その他前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。
(帰還・移住等環境整備推進法人に対して土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除の特例

該案に於ける次欄

自家屋の敷地の用に供されている土地若しくは該土地の上に存する権利（以下この条において「土地等」という。）の譲渡をした場合には、その表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と

法措特租	
第置別税	
されなく人の用に供され	で当該個人
三年	三年

十五年
個住供が警戒区域設定指示等
行われた日において当
警戒区域設定指示等の
象区域内に所在し、当

して、該対該がいた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該家屋及び當該家屋の敷地の用に供され、ている土地等のうち當該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。)の譲渡については、當該相続人は、當該家屋を

第十一條の六 個人の有する土地等で福島復興再生特別措置法第十八条第二項第二号に規定する避難解除区域等（次項において「避難解除区域等」という。）のうち財務省令で定める区域内

組用主十五条して

、租税特別措置法第三十一条の三、第三十一条、第三十六条の二、第三十六条の五、第四一条の五又は第四十一条の五の二の規定を適用する。

第三六条第一項

警戒区域設定指示等が
われたことによつてそ
居住の用に供すること
できなくなつた場合に
けら当該区域、当該居

当該被相続人がその取得をした日として政令で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該家屋の敷地の用に供されている土地等を所有していたものとそれのみなして、前項の規定により読み替えられた租税特典

にあるものが、同法第四十八条の十四第一項に規定する帰還・移住等環境整備推進法人（政令で定めるものに限る。次項において「帰還・移住等環境整備推進法人」という。）が行う同法第三十三条第一項に規定する帰還・移住等環境整備事業計画（次項において「帰還・移住等環境整備事業計画」という。）に記載された事業（同法第三十二条第一項に規定する特定公益的施設又は特定公共施設のうち財務省令で定めるものの整備に関する事業であつて、地方公共団体の管理の下に行われるものに限る。）の用に供するため買い取られる場合には、当該買い取られる場合は、租税特別措置法第三十四条の二第二項第十号に掲げる場合に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

二項第一三法措特種号

七二五条十第及号第七五条十第二項
項第のの一四びロ一項第の一四、第
く供
なされ
なつか

にほん語の居住の用に供することができなくなつた

別措置法第三十三条の三、第三十五条、第三十六条の二、第三十六条の五、第四十一条の五又は第四十一条の五の二の規定を適用することができる。
3 前二項に規定する警戒区域設定指示等とは、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第二百五十六号）第十五条第三項又は第二十条第二項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長（同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。）が市町村長又は都道府県知事に対して行つた次に掲げる指示をい

個人が帰還し、和専等現地整備が進むに如きは、
しその有する租税特別措置法第三十一条の第二項
一項に規定する土地等で避難解除区域等のうち
財務省令で定める区域内にあるものの譲渡をし
た場合において、当該譲渡に係る土地等が当該
帰還・移住等環境整備推進法人が行う帰還・移
住等環境整備事業計画に記載された事業（適正
な形状、面積等を備えた一団の土地とするため
の事業として財務省令で定めるものに限る。）
の用に供されるものであるときは、当該土地等の
譲渡は、同条第二項第二号に掲げる土地等の
譲渡に該当するものとみなして、同条の規定を
適用する。

法措特租

第 置 別 税		
されなく 人の用に供 で当該個 三年	区域設定指示等が行われ たことによつてその居住 の用に供することができ なくなつた場合における 当該家屋（当該個人の居 住の用に供することがで きなくなつた）	区域設定指示等が行われ たことによつてその居住 の用に供することができ なくなつた場合における 当該家屋（当該個人の居 住の用に供することがで きなくなつた）
象区域内に所在し、当該 警戒区域設定指示等の対 十五年	が警戒区域設定指示等が 行われた日において当該 警戒区域設定指示等の対 十五年	が警戒区域設定指示等が 行われた日において当該 警戒区域設定指示等の対 十五年

2 号 第
口 一
三 年

十五年たる家屋での居住の用に供する区域設定指示等が行われた区域設定指示等の対象区域や戒区域設定指示等が行われた居住の用に供することができる（以下「）の項において「被相続人の相続人（包括受遺者を含む）が供することができなくなつた該家屋に居住していた者において同じ。」が、当該居

（印）
内に
にこ
に限
に時
に相
続さ
なほ
し日
に日
して
居住

策 基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十三条第一項の規定による警戒区域号の設定を行うことの指示

二 前号に掲げるもののほか、住民の避難に関する指示として財務省令で定めるもの

その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失（通常の修繕によつては原状回復が困難な損壊を含む。以下この項及び次項において同じ。）をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた個人が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合に

は、租税特別措置法第三十一条の三第二項第四号、第三十五条第二項第二号、第三十六条の二第一項第四号、第四十二条の五第七項第一号三及び第四十二条の五の二第七項第一号ニ中「滅失した」とあるのは「滅失（通常の修繕によつては原状回復が困難な損壊を含む。）をした」と、「三年」とあるのは「十五年」として、同法第三十二条の三、第三十五条、第三十六条の二、第三十六条の五、第四十二条の五又は第四十二条の五の二の規定を適用する。

その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによってその居住の用に供することができなくなった時の直前にあって当該家屋（以下この項において「旧家屋」という。）に居住していた者に限る。（以下この項において同じ。）が、当該滅失をした当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家の敷地の用に供していなかった場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちに当該直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として政令で定める日から引き継ぎ当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれのみならず、前項の規定により読み替えられた租税特別措置法第三十二条の三、第三十五条、第三十六条の二、第三十六条の五、第四十二条の五又は第四十二条の二の規定を適用することができる。

第一項、第二項及び前二項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、これららの規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、これらの規定に該当する旨を証する書類として財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてや

(賃換資産の取得期間等の延長の特例)
第十二条 租税特別措置法第三十一条の二第三

2 次の表の各号の上欄に掲げる個人が、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により、当該各号の下欄に掲げる資産を当該各号の中欄に規定する規定に定める取得をいう。(以下この項において同じ。)をすべき期間(第一号、第二号、第四号及び第五号の中欄に掲げる期間については、その末日が平成二十三年三月十一日から同年十二月三十一日までの間にあるものに限る。)内に取得をすることが困難となつた場合において、当該期間の初日から当該期間を経過した日以後二年以内の日で政令で定める日までの期間内に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をする見込みであり、かつ、財務省令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、当該各号の中欄に掲げる期間の初日から当該政令で定める日までの期間を同欄に掲げる期間とみなして、租税特別措置法第三十三条、第三十三条の二、第三十三条の五、第三十六条の一、第三十六条の三、第三十七条、第三十七条の二、第三十七条の五及び第四十一条の五の規定を適用する。

れた場合の課税の特例
第十二条の二 東日本大震

（）債務処理計画が策定された日までの間	に規定する特許の前年一月一日の属する年	渡の日の属する年十二月三十日までの間	税務署長が認めた日までの期
	に規定する特許の前年一月一日の属する年	渡の日の属する年十二月三十日までの間	税務署長が認めた日までの期

二 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構
法第五十九条第一項に規定する産業復興機構
の組合財産である債権の債務者である法人
(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別
控除等の適用期間等に係る特例)

第一項に規定する認定住宅等の新築取得等（以下この条及び次条において「住宅の新築取得等」といふ。）をしてこれららの規定の定めるところにより居住者のその居住の用に供していいた家屋をいう。以下この条において同じ。」が東日本大震災によつて被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなつた場合において、当該居住の用に供することができなくなつた日の翌年以後の各年（当該從前家屋を居住の用に供した日（以下この項において「居住日」といふ。）の属する年の翌年以後九年間（当該居住日の属する年の翌年以後の各年（当該從前家屋を居住の用に供する場合には、十四年間）の各年に限る。）においてその者が当該住宅の新築取得等に係る対象住宅借入金等（同条第一項に規定する住宅借入金等又は同条第六項に規定する特例住宅借入金等又は同条第十項に規定する認定住宅等借入金等をいう。以下この条において同じ。）の金額を有するときは、当該各年ににおける同法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額については、同項中「同日以後その年の十二月三十一日（その者」とあるのは「その者」と、〔にあつては、同日。次項、第六項、第十項、第十五項及び第十八項並びに次条第一項において同じ。）まで引き続きその居住の用に供している年」とあるのは「までの各年」と、「二千万円」とあるのは「三千五百万円」と、同条第二項中「その年十二月三十一日」とあるのは「その年十二月三十一日（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定の適用を受けている者が死亡した場合には、その死亡の日。第六項及び第十項並びに次条第一項において同じ。）と、同条第六項中「同日以後その年の十二月三十一日まで引き続きその居住の用に供している年」とあるのは「その者が死亡した日の属する年までの各年」と、「第三十一項及び第三十四項」とあるのは「及び第三十一項」と、同条第十項中「同日以後その年の十二月三十一日

4 金等である場合、当該新規住宅借入金等又は新規増改築等借入金等の金額につき次条又は租税特別措置法第四十一条、第四十二条の二若しくは第四十一条の三の二の規定に準じて計算した金額

従前家屋又は従前増改築等家屋が東日本大震災によつて被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなつた個人が、第一項又は第二項の規定の適用を受ける年において、新規住宅借入金等又は新規増改築等借入金等の金額を有する場合には、当該年における租税特別措置法第四十一条第一項の住宅借入金等特別税額控除額は、第一項及び第二項並びに次条並びに同法第四十一条、第四十二条の二及び第四十三条の三の二の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額の合計額とする。

一 対象住宅借入金等又は租税特別措置法第四十一条の三の二第一項に規定する増改築等住宅借入金等、同条第五項に規定する断熱改修住宅借入金等若しくは同条第八項に規定する多世帯同居改修住宅借入金等（次号、次項第二号並びに次条第四項及び第九項において「増改築等住宅借入金等」という。）が従前家屋に係る対象住宅借入金等又は従前増改築等住宅借入金等若しくは同条第八項に規定する多世帯同居改修住宅借入金等（次号、次項第二号並びに次条第四項及び第九項において「増改築等住宅借入金等」という。）が従前家屋に係る対象住宅借入金等又は同条第八項に規定する多世帯同居改修住宅借入金等若しくは同条第八項に規定する増改築等住宅借入金等若しくは同条第五項に規定する断熱改修住宅借入金等である場合、当該対象住宅借入金等又は同条第八項に規定する増改築等住宅借入金等若しくは同条第五項に規定する断熱改修住宅借入金等の金額につき第一項又は第二項の規定に準じて計算した金額

二 対象住宅借入金等又は増改築等住宅借入金等が新規住宅借入金等又は新規増改築等借入金等である場合、当該新規住宅借入金等又は新規増改築等借入金等の金額につき次条又は租税特別措置法第四十一条、第四十二条の二若しくは第四十一条の三の二の規定に準じて計算した金額

この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

る増改築等住宅借入金等の金額につき、同法第四十一条の三の二第一項、第五項又は第八項の規定により同法第四十一条の規定の適用を受けた場合を除くものとし、当該居住の用に供した日の属する年（以下この項及び第九項第二号において「居住年」という。）から九年目に該当する年において当該住宅の新築取得等に係る再建住宅借入金等の金額につき第一項の規定により同条又は同法第四十一条の二の二の規定の適用を受けている場合その他の政令で定める場合に限る。）において、居住年から十年目に該当する年以後居住年から十二年目に該当する年までの各年（当該居住の用に供した日以後その年の十二月三十一日まで引き続きその居住の用に供している年に限る。以下この項及び第七項において「再建特別特定適用年」という。）において「再建特別特定適用年」という。）において当該住宅の新築取得等（再建住宅については、從前住宅を居住の用に供することができなくなった日以後最初に居住の用に供したものに係る住宅の新築取得等に限る。以下この條において「住宅の特別特定再取得等」という。）に係る同法第四十一条第十五項及び第十八項並びに第十九項並びに第十一項に規定する住宅借入金等（以下この条において「再建特別特定住宅借入金等」という。）の金額を有するときは、同法第四十一条第十五項及び第十八項並びに第十九項並びに第十一項に規定する住宅借入金等（以下この条において「再建特別特定住宅借入金等」という。）の金額を合計額（当該金額が五百万元を超える場合には、五百万元）に一・二ペーセントを乗じて計算した金額（当該金額が再建特別特定控除限度額を超える場合には再建特別特定控除限度額とし、当該金額に百円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）を当該再建特別特定適用年における同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額として、同条及び同法第四十一条の二の二の規定を適用することができる。この場合において、同項中「十年間（居住年が令和四年又は令和五年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が居住用家屋の新築等又は買取再販住宅の取得に該当するものである場合には、十二年間）」とあるのは「第一項」と、同条第二十六項中「第一項に規定する十年間」とあるのは「十三年間」と、同条第二十五項中「第一項に規定する十年間」とあるのは「十三年間」と、「同項」とあるのは「十三年間」と、「同項」とあるのは「第一項」と、同条第二十六項中「第一

5 項に規定する十年間」とあり、並びに同条第一項十八項、第三十一項及び第三十四項中「十年間(同項に規定する十年間をいう。)」とあるのは「十三年間」とする。
前項の再建特別特定控除限度額は、当該住宅の特別特定再取得等に係る対価の額又は費用の額から当該住宅の特別特定再取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を控除した残額として政令で定める金額(当該金額が五千万円を超える場合には、五千万円)に二パーセントを乗じて計算した金額を三で除して計算した金額とする。
住宅被災者のうち、その者の從前住宅が第十七条の七第三項に規定する警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していなかつたものが、住宅の新築取得等をし、かつ、当該住宅の新築取得等をした居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋又は認定住宅等を令和七年一月一日以後に第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、当該住宅被災者の同項に規定する十年間の各年分の所得について、同項の規定は、適用しない。
住宅被災者が、第一項に規定する再建特例適用年(再建特別適用年を含む。以下第十項までにおいて同じ。)において、「以上の住宅の再取得等による再建住宅借入金等の金額(第一項の規定により租税特別措置法第四十一条又は第四十二条の二の二の規定の適用を受けるものに限る。以下第十一項までにおいて同じ。)」又は住宅の特別特定再取得等による再建特別特定住宅借入金等の金額(第四項の規定により同法第四十一条又は第四十二条の二の二の規定の適用を受けるものに限る。以下第十一項までにおいて同じ。)を有する場合には、当該再建特例適用年における同法第四十一条第一項の住宅借入金等特別税額控除額は、第一項及び第四項の規定にかかわらず、当該再建特例適用年の十二月三十一日における再建住宅借入金等の金額又は再建特別特定住宅借入金等の金額につき異なる住宅の再取得等又は住宅の特別特定再取得等ごとに区分をし、当該区分をした住宅の再取得等又は住宅の特別特定再取得等による住宅借入金等(同条第一項に規定する住宅借入金等をいう。次項から第十項までにおいて同じ。)の金額の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額の合計額とする。ただし、当該合計

額が控除限度額を超えるときは、当該再建特例適用年における同条第一項の住宅借入金等特別税額控除額は、当該控除限度額とする。

二 再建住宅借入金等の金額 当該再建住宅借入金等の金額につき第四項前段の規定に準じて計算した金額

前項ただし書の控除限度額は、住宅被災者が再建特例適用年において有する住宅借入金等の金額の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額に相当する金額のうち最も多い金額とする。

一 再建住宅借入金等の金額 再建住宅借入金等の金額に係る居住年（当該居住年が平成二十六年である場合には、平成二十六年前期と平成二十六年後期とをそれぞれ一の年とみなした場合における居住年をいう。以下この号及び次項第一号において同じ。）につき第二項又は第三項の規定により定められた借入限度額に一・二パーセント（居住年が令和四年から令和七年までの各年である場合には、〇・九パーセント）を乗じて計算した金額（二以上の住宅の再取得等に係る再建住宅借入金等の金額を有する場合には、これらの再建住宅借入金等の金額ごとに、これらとの再建住宅借入金等の金額に係る居住年につき第二項又は第三項の規定により定められた借入限度額に一・二パーセント（居住年が令和四年から令和七年までの各年である場合には、〇・九パーセント）を乗じてそれぞれ計算した金額のうち最も多い金額）

二 再建特別定住宅借入金等の金額 三十三万三千三百円

外の住宅取得等をした認定住宅等に係る同条第十項に規定する認定住宅等特別適用年、当該再取得等以外の住宅取得等をした居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋に係る同条第十五項に規定する特別適用年又は当該再取得等以外の住宅取得等をした居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋に係る同条第十八項に規定する認定住宅特別適用年に係るものに限る。以下この項において「他の住宅借入金等」という。」の金額又は第八項に規定する増改築等(以下この項において「他の増改築等」という。)に係る増改築等住宅借入金等(以下この項において「他の増改築等住宅借入金等」という。)の金額を有する場合には、当該再建特例適用年における同法第四十一条第一項又は第八項に規定する増改築等特別税額控除額は、第一項、第四項及び第七項並びに同条第二項、第六項、第十項、第十五項及び第十八項並びに同法第四十一条の二第一項並びに第四十一条の三の二第一項、第五項、第八項、第十三項及び第十五項の規定にかかるらず、当該再建特例適用年の十二月三十一日における当該再建住宅借入金等の金額又は当該再建特別特定住宅借入金等の金額及び当該他の住宅借入金等の金額又は当該区分をした当該再建住宅借入金等の金額につき、再建住宅借入金等の金額又は再建特別特定住宅借入金等の金額と他の住宅借入金等の金額又は他の増改築等住宅借入金等の金額とに区分をし、当該区分をした当該再建住宅借入金等の金額又は当該再建特別特定住宅借入金等の金額及び当該他の増改築等住宅借入金等の金額又は当該再建住宅借入金等の金額ごとに次の各号の規定によりそれぞれ計算した当該各号に掲げる金額の合計額とする。ただし、当該合計額が控除限度額を超えるときは、当該再建特例適用年における同法第四十一条第一項の住宅借入金等特別税額控除額は、当該控除限度額とする。

三 係る再建特別特定住宅借入金等の金額ごとに、それぞれ第四項前段の規定に準じて計算した金額の合計額

当該他の住宅借入金等の金額につき異なる再取得等以外の住宅取得等（当該異なる再取得等以外の住宅取得等のうちに租税特別措置法第四十一条の二第三項に規定する居住日が同一の年に属する再取得等以外の住宅取得等（以下この号において「同一年住宅取得等」という。）がある場合には、当該同一年住宅取得等を一の再取得等以外の住宅取得等（同項各号に掲げる場合には、当該各号に定める区分をした住宅の取得等ごとに一の再取得等以外の住宅取得等）とする。）ごとに区分をし、当該区分をした再取得等以外の住宅取得等に係る他の住宅借入金等の金額の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額

イ 租税特別措置法第四十一条第六項に規定する特別例住宅借入金等の金額（同項の規定により同条又は同法第四十一条の二の二の規定の適用を受けるものに限る。以下この号において同じ。）当該特別例住宅借入金等の金額につき同項前段の規定に準じて計算した金額

ロ 租税特別措置法第四十一条第十項に規定する認定住宅等借入金等の金額（同項の規定により同条又は同法第四十一条の二の二の規定の適用を受けるものに限る。以下この号及び次項第三号において同じ。）当該認定住宅等借入金等の金額につき同法第四十一条第十項前段の規定に準じて計算した金額

ハ 租税特別措置法第四十一条第十五項に規定する認定特別特定住宅借入金等の金額（同項の規定により同条又は同法第四十一条の二の二の規定の適用を受けるものに限る。以下この号において同じ。）当該認定住宅借入金等の金額につき同項前段の規定に準じて計算した金額

二 租税特別措置法第四十一条第十八項に規定する認定特別特定住宅借入金等の金額（同項の規定により同条又は同法第四十一条の二の二の規定の適用を受けるものに限る。以下この号において同じ。）当該認定住宅借入金等の金額につき同項前段の規定に準じて計算した金額

四 算した金額
当該他の増改築等住宅借入金等の金額につき異なる他の増改築等（当該異なる他の増改築等のうちに租税特別措置法第四十一条の二第十七項に規定する居住日が同一の年に属する他の増改築等（以下この号において「同一年住宅増改築等」という。）がある場合には、当該同一年住宅増改築等を一の他の増改築等（同項各号に掲げる場合には、当該各号に定める区分をした住宅の増改築等ごとに他の増改築等）とする。）ごとに区分をし、当該区分をした他の増改築等に係る他の増改築等住宅借入金等の金額の全額について当該居住日の属する年が平成十九年から平成二十五年までの各年である同条第一項又は第五項に規定する住宅の増改築等に係るものである場合において、当該合計額が同条第十四項第一号に定める金額を超えるときは、当該金額）
イ 租税特別措置法第四十一条の三の二第二項に規定する増改築等住宅借入金等の金額（同項の規定により同法第四十一条又は第四十二条の二の二の規定の適用を受けるものに限る。以下この号において同じ。）当該増改築等住宅借入金等の金額につき同項の規定に準じて計算した金額
ロ 租税特別措置法第四十一条の三の二第五項に規定する断熱改修住宅借入金等の金額（同項の規定により同法第四十一条又は第四十二条の二の二の規定の適用を受けるものに限る。以下この号において同じ。）当該断熱改修住宅借入金等の金額につき同項の規定に準じて計算した金額
ハ 租税特別措置法第四十一条の三の二第八項に規定する多世帯同居改修住宅借入金等の金額（同項の規定により同法第四十一条又は第四十二条の二の二の規定の適用を受けるものに限る。以下この号において同じ。）当該多世帯同居改修住宅借入金等の金額につき同項の規定に準じて計算した金額

二 前項ただし書の控除限度額は、住宅被災者が再建特例適用年において有する住宅借入金等の金額の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額に相当する金額のうち最も多い金額とする。

一 再建住宅借入金等の金額 第八項第一号に定める金額

二 再建特別特定住宅借入金等の金額 第八項第二号に定める金額

三 認定住宅等借入金等の金額 租税特別措置法第四十一条の二第二項第二号に定める金額

四 前項第三号ホに掲げる他の住宅借入金等の金額 租税特別措置法第四十一条の二第二項第五号に定める金額

五 二以上の住宅の再取得等（再建住宅借入金等の金額に係るものに限る。以下この項において同じ。）をし、かつ、これらの住宅の再取得等をした居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋又は認定住宅等を租税特別措置法第四十一条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した日（以下この項において「居住日」という。）が同一の年に属するものがある場合には当該居住日が同一の年に属する住宅の再取得等を一の住宅の再取得等（当該居住日の属する年が平成二十六年である場合において、当該二以上の住宅の再取得等のうち、当該住宅の再取得等に係る居住日が平成二十六年前期内の日であるものと平成二十六年後期内の日であるものとがあるときは、居住日が平成二十六年前期内の日である住宅の再取得等と同様に、当該住宅の再取得等に係る居住日が平成二十六年后期内の日である住宅の再取得等と同一の再取得等とに区分をした住宅の再取得等）として第一項、第七項又は第八項の規定を、二以上上の住宅の特別特定再取得等（再建特別特定住宅借入金等の金額に係るものに限る。以下この項において同じ。）をし、かつ、これらの住宅の特別特定再取得等をした居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋又は認定住宅等を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した日が同一の年に属するものがある場合には当該居住の用に供した日が同一の年に属する住宅の特別特定再取得等として第四項、第七項の規定を、それぞれ適用する。

六 住宅被災者が、一以上の住宅の再取得等をし、かつ、これらの住宅の再取得等をした居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をし

た家屋又は認定住宅等を同一の年中に第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、同項に規定する選択は、これらの住宅の再取得等に係る再建住宅借入金等の金額の全てについてしなければならないものとする。

第一項の規定により租税特別措置法第四十一條の規定の適用を受ける場合における同条第三十六項の規定の特例その他前各項の規定の適用に関する技術的詰替えその他のこれらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(政令への委任)

第十四条 第四条から前条までに定めるもののほか、これらの規定の適用がある場合における所得税法、租税特別措置法その他の法令の規定に関する技術的詰替えその他のこれらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第三章 法人税法等の特例

第十五条 法人の有する棚卸資産、固定資産（法人税法第二条第二十二号に規定する固定資産をいう。）その他の政令で定める資産（以下この項において「棚卸資産等」という。）が東日本大震災により損壊し、又はその価値が減少した場合その他東日本大震災により当該棚卸資産等を事業の用に供することが困難となつた場合において、当該法人（東日本大震災に関連する次に掲げる費用その他これらに類する費用（以下この項において「震災関連原状回復費用」という。）について東日本大震災からの復興のための事業の状況その他のやむを得ない事情によりその災害のやんだ日の翌日から三年を経過した日の前日までにその支出をすることができるかつたものに限る。）が当該事情がやんだ日の翌日から三年を経過した日の前日までに震災関連原状回復費用の支出をしたときは、当該法人の当該震災関連原状回復費用の支出をした事業年度において生じた同法第五十八条第一項に規定する欠損金額に係る同条の規定の適用については、その震災関連原状回復費用に係る損失の額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填されるものを除く。）の合計額は、同項に規定する災害損失金額に該当するものとみなす。

一 災害により生じた土砂その他の障害物を除去するための費用

二 当該棚卸資産等の原状回復のための修繕費

三 当該棚卸資産等の損壊又はその価値の減少を防止するための費用

2 前項の規定により法人税法第五十九条第二項(被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例)の規定を読み替えて適用する場合に

前項の規定で必要な事項は、政令で定める。

第十六条 削除

東日本大震災によつて被害を受けたこ

とにより過大な債務を負つてゐる次の各号に掲

げた法人について再生計画認可の決定があつたこ

とに準ずる政令で定める事実が生じた場合に

おける法人税法第二十五条第三項、第三十三条

第四項並びに第五十九条第二項及び第三項の規

定の適用については、同法第二十五条第三項中「政令で定める事実」とあるのは「政令で定め

る事実又は東日本大震災の被災者等に係る国税

関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三

年法律第二十九号。以下「震災特例法」とい

う)第十七条第一項(被災法人について債務免

除等がある場合の評価損益等の特例)に規定

する政令で定める事実」と、同法第三十三条第

四項中「政令で定める事実」とあるのは「政令

で定める事実又は震災特例法第十七条第一項(被災法人について債務免除等がある場合の評

価損益等の特例)に規定する政令で定める事

実」と、同法第五十九条第二項中「規定する政

令で定める事実」とあるのは「規定する政令で

定める事実若しくは震災特例法第十七条第一項(被災法人について債務免除等がある場合の評

価損益等の特例)の規定により読み替えて適用する場合を含む。」とする。
3 前項に定めるものほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
第十七条の二 東日本大震災復興特別区域法第三十七条第一項の規定により認定地方公共団体(同法第四条第一項に規定する復興推進計画(以下この項において「復興推進計画」という。)につき同条第九項の認定(同法第六条第一項の変更の認定を含む。以下この項において「認定」という。)を受けた地方公共団体をい

う。以下この項及び次項において同じ。)の指定を受けた法人が、同法の施行の日から令和八年三月三十一日までの期間(次項において「認定期間」という。)内に、当該認定地方公共団体の作成した当該指定に係る認定を受けた復興推進計画(以下この項及び次項において「認定復興推進計画」という。)に定められた特定復興産業集積区域(同法第三十七条第一項に規定する特定復興産業集積区域をいう。以下この項及び次項において同じ。)内において産業集積事業(同法第二条第三項第二号に掲げる事業をいう。以下この項及び次項において同じ。)の用に供する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物(建築物整備事業にあっては、認定復興推進計画の区域における市街地と産業の復興に資するものとして政令で定める要件を満たす建物及びその附属設備。以下この条において「特定機械装置等」という。)でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該特定復興産業集積区域内において産業集積事業若しくは建築物整備事業の用に供する特定機械装置等でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該特定復興産業集積区域内において産業集積事業若しくは建築物整備事業の用に供する特定機械装置等を製作し、若しくは建設し、これを当該特定復興産業集積区域内において、当該法人の当該事業年度開始の日前四年以内に開始した各事業年度(当該事業年度まで連

続区域内において産業集積事業若しくは建築物整備事業の用に供する特定機械装置等を製作し、若しくは建設して、これを当該特定復興産業集積区域内において当該法人の当該事業年度を除く。次項及び第九項において「供用年度」という。)の当該特定機械装置等に係る償却費として損金額に算入する金額の限度額(以下第十八条の二までにおいて「償却限度額」という。)は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかるわらず、当該特定機械装置等の普通償却限度額(同条第一項に規定する償却限度額又は同条第二項に規定する償却限度額に相当する金額をいう。以下第十八条の二までにおいて同じ。)と特別償却限度額(次の各号に掲げる特定機械装置等の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。)との合計額とする。

一 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に取得又は製作若しくは建設をした特定機械装置等その取得価額の百分の四十五(建物及びその附属設備並びに構築物に付属設備並びに構築物に相当する金額を百分の二十三)に相当する金額

二 前号に掲げる特定機械装置等以外の特定機械装置等その取得価額の百分の五十(建物及びその附属設備並びに構築物に相当する金額を百分の二十五)に相当する金額

三 法人が、各事業年度(解散(合併による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)において繰越税額控除限度額を有する場合には、当該事業年度の所得に対する調整前法人税額から、当該繰越税額控除限度額に相当する金額を控除する。この場合において、当該法人の当該事業年度における繰越税額控除限度額が当該法人の当該事業年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十に相当する金額(前項の規定により当該事業年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額)を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

4 前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該法人の当該事業年度開始の日前四年以内に開始した各事業年度(当該事業年度まで連

5 第一項の規定は、法人が所有権移転外リース額の合計額をいう。

6 第一項の規定は、確定申告書等（中間申告書）で法人税法第七十二条第一項各号又は第四百四十四条の四第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事項を記載したもの及び確定申告書をいう。

7 第二項の規定は、確定申告書等（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に同項の規定による控除の対象となる特定機械装置等の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額の計算の基礎となる当該特定機械装置等の取得価額は、確定申告書等に添付された書類に記載された当該特定機械装置等の取得価額を限度とする。

8 税務署長は、前項の添付がない確定申告書等の提出があつた場合においても、その添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるとときは、同項の明細を記載した書類の提出があつた場合に限り、第二項の規定を適用することができる。

9 第三項の規定は、供用年度以後の各事業年度（次項において「繰越年度」という。）の確定申告書に第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合で、かつ、同項の

規定期の適用を受けようとする事業年度（次項において「控除年度」という。）の確定申告書等（第三項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に同項の規定による控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

10 税務署長は、第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がない繰越年度の確定申告書の提出があった場合又は前項の明細を記載した書類の添付がない控除年度の確定申告書等の提出があつた場合においても、これらの添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該明細書及び当該明細を記載した書類の提出があつた場合に限り、第三項の規定を適用することができる。

11 第二項又は第三項の規定の適用がある場合は、法人税法第二編第一章第二节第二款又は第三編第二章第二节（第四百四十三条を除く。）の規定（以下この項において「法人税法税額控除規定」という。）による法人税の額からの控除及び震災特例税額控除規定（第二項及び第三項の規定をいう。以下この項及び次項において同じ。）による法人税の額からの控除については、まず震災特例税額控除規定による控除をした後において、同法第七十条の二又は第四百四十四条の二に定める順序により法人税法税額控除規定による控除をするものとする。

12 第二項又は第三項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章（第二節第二款を除く。）及び第三編第二章（第二節を除く。）の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 法人税法第六十七条第三項に規定する法人税の額は、当該法人税の額から震災特例税額控除規定により控除する金額を控除した金額とする。

二 法人税法第七十二条第一項第二号に掲げる金額は、同項に規定する期間（通算子法人にあつては、同条第五項第一号に規定する期間）を事業年度とみなして同条第一項第一号に掲げる所得の金額につき同法第二編第一章第二节（第六十七条、第六十八条第三項及び第七十条を除く。）の規定及び震災特例税

四 法人税法第百四十四条の四第一項第三号若しくは第四号又は第二項第二号に掲げる所得の金額につき同法第二編第一章第二節の規定及び震災特別税額控除規定を適用して計算した法人税の額とする。

五 法人税法第百四十四条の四第一項第三号若しくは第四号又は第二項第二号に掲げる所得の金額は、同条第一項又は第二項に規定する期間を一事業年度とみなして同条第一項第一号若しくは第二号又は第二項第一号に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額につき同法第三編第二章第二節（百四十四条（同法第六十八条第三項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定及び震災特別税額控除規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額とする。

六 法人税法第六十六条の七第四項又は第六十六条の九の三第三項の規定の適用については、同項中「又は第三編第二章第二節（百四十三条を除く。）の規定」とあるのは「の規定」と、「控除及び」であるのは「控除」と、「控除に」とあるのは「控除並びに租税特別措置法第六十六条の七第四項及び第六十六条の九の三第三項の規定による法人税の額からの控除に」と、「同法第七十条の二又は第四十四条の二の三」とあるのは「同法第六十六条の七第七項及び第六十六条の九の三第六項並びに法人税法第七十条の二」と、「法人税法税額控除規定に」とあるのは「租税特別措置法第六十六条の七第四項及び第六十六条の九の三第三項の規定並びに法人税法税額控除規定に」とする。

七 第二項又は第三項の規定の適用がある場合における税額控除特別規定（租税特別措置法第十二条の四、第四十二条の六第二項及び第三十二条の十第二項、第四十二条の十一第二項、第四十二条の十一の二第二項、第四十二条の十一

の三第二項、第四十二条の十二、第四十二条の十二の二、第四十二条の四第二項及び第十二の二、第四十二条の十二の四第二項及び第十三項、第四十二条の十二の五、第四十二条の十二の六第二項、第四十二条の十二の七第四項から第八項まで、第十項及び第十一項並びに第十二条の四第十九項第二号中「次に掲げる規定」とあるのは、「次に掲げる規定並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二第二項及び第三項の規定」とするほか、税額控除特例規定の適用に關する特例を定めている規定として政令で定める規定をいう。(以下第十七条の三の三までにおいて同じ。)の適用については、同法第四十二条の四第十九項第二号中「次に掲げる規定」とあるのは、「次に掲げる規定並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二第二項及び第三項の規定」とするほか、税額控除特例規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)

第十七条の二の二 次の表の各号の第一欄に掲げる法人が、当該各号の第二欄に掲げる期間内に、当該各号の第三欄に掲げる区域内において当該各号の第四欄に掲げる事業の用に供する当該各号の第五欄に掲げる減価償却資産(同表の他の号の規定の適用若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該各号の第三欄に掲げる区域内において当該各号の第四欄に掲げる事業の用に供する当該各号の第五欄に掲げる減価償却資産(同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。)を製作し、若しくは建設して、これを当該区域内において当該法人の当該各号の第四欄に掲げる事業の用に供した場合には、当該事業の用に供した日を含む事業年度(解散(合併による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。次項において「供用年度」という。)の当該減価償却資産の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該減価償却資産の普通償却限度額と特別償却限度額(当該減価償却資産の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額(建物及びその附属設備並びに構築物については、これら

3 法人が、各事業年度（解散・合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、当該事業年度の所得に対する調整前法人税額から、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該法人の当該事業年度における繰越税額控除限度超過額が当該法人の当該事業年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十に相当する金額（前項の規定により当該事業年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とす。

2 前項の表の各号の第一欄に掲げる法人が、当該各号の第二欄に掲げる期間内に、当該各号の第三欄に掲げる区域内において当該各号の第四欄に掲げる事業の用に供する当該各号の第五欄に掲げる減価償却資産（同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該各号の第三欄に掲げる区域内において当該各号の第四欄に掲げる事業の用に供する当該各号の第五欄に掲げる減価償却資産（同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。）を作成し、若しくは建設して、これを当該区域内において当該法人の当該各号の第四欄に掲げる事業の用に供した場合において、当該減価償却資産につき同項の規定の適用を受けないときは、供用年度の所得に対する調整前法人税額（この項及び次項の規定並びに税額計算特例規定を適用しないで計算した場合の法人税額をいい、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下第四項までにおいて同じ。）から当該事業の用に供した当該減価償却資産の取得税額の百分の十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八）に相当する金額の合計額（以下この項及び第四項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該法人の供用年度における税額控除限度額が、当該法人の当該供用年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

8 前条第十一項から第十三項までの規定は、第二項又は第三項の規定がある場合について準用する。この場合において、同条第十一項中「第一項及び第三項」とあるのは、「次条第二項及び第三項」と読み替えるものとする。

二項又は第三項の規定の適用がある場合における税額控除特例規定の適用については、租税特別措置法第四十二条の四第十九項第二号中「次に掲げる規定」とあるのは、「次に掲げる規定」並びに東日本大震災の被災者等に係る国税閏定並びに

4 前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該法人の当該事業年度開始の日前四年以内に開始した各事業年度（当該事業年度まで連続して確定申告書の提出をしている場合の各事業年度に限る。）における税額控除限度額のうち、第二項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に前項の規定により当該各事業年度において調整前法人税額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）の合計額をいう。

5 第一項の規定は、同項の表の各号の第一欄に掲げる法人が所有権移転外リース取引により取得した当該各号の第五欄に掲げる減価償却資産については、適用しない。

6 第一項から第三項までの規定は、次に掲げる規定の適用を受ける事業年度については、適用しない。

7 二 前条の規定

二 前条の規定に係る第十八条の五第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第五十二条の二第一項又は第四項の規定

三 前条の規定に係る第十八条の六第一項の規定によりみなして適用される租税特別措置法第五十二条の三第一項から第三項まで、第十二項又は第十二項の規定

前条第六項の規定は第一項の規定を適用する場合について、同条第七項及び第八項の規定は第二項の規定を適用する場合について、同条第九項及び第十項の規定は第三項の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第六項中「特定機械装置等」とあるのは「次条第一項の表の各号の第五欄に掲げる減価償却資産」と、同条第七項中「となる特定機械装置等」とあるのは「となる次条第一項の表の各号の第五欄に掲げる減価償却資産」と、「当該特定機械装置等」とあるのは「当該

二第二項及び第三項の規定」とするほか、税額控除特別規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五項から前項までに定めるもののほか、第一項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)

第十七条の二の三 福島復興再生特別措置法第三十六条の規定により福島県知事の確認を受けた法人が、同条に規定する避難解除区域等に係る同法第四条第四号イ、ロ、ニ若しくはホに掲げる指示(以下この項及び次項において「避難等指示」という。)が解除された日又は同法第七条の二第一項に規定する特定復興再生拠点区域復興再生計画につき同条第六項の認定があつた日のいずれか早い日から当該避難等指示が解除された日又は同号ハに掲げる指示が解除された日のいずれか遅い日以後七年を経過するまでの期間(当該期間内に当該特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された同条第一項に規定する特定復興再生拠点区域の変更があつた場合におけるその変更に係る区域については、政令で定める期間)内に、機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物(以下この条において「特定機械装置等」という。)でその製作若しくは建設の後事業の用(居住の用を含む。)に供されたことのないものを取得し、又は特定機械装置等を製作し、若しくは建設して、これを当該避難解除区域等内において当該法人の事業の用(貸付けの用を除き、従業者の居住の用を含む。以下この項及び次項において「特定事業の用」という。)に供した場合には、当該特定事業の用に供した日を含む事業年度(解散(合併による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。次項において「供用年度」という。)の当該特定機械装置等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかるわらず、当該特定機械装置等の普通償却限度額と特別償却限度額(当該特定機械装置等の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額(建物及びその附属設備並びに構築物については、これらの取得価額の百分の二十五に相当する金額)をいう。)との合計額とする。

規定する避難解除区域等に係る避難等指示が解除された日又は同法第十七条の二第一項に規定する特定復興再生拠点区域復興再生計画につき同条第六項の認定があつた日のいすれか早い日から当該避難等指示が解除された日又は同法第四条第四号ハに掲げる指示が解除された日のいすれか遅い日以後七年を経過する日までの期間（当該期間内に当該特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された同法第十七条の二第一項に規定する特定復興再生拠点区域の変更があつた場合におけるその変更に係る区域については、政令で定める期間）内に、特定機械装置等の製作若しくは建設の後事業の用（居住の用を含む。）に供されたことのないものを取得し、又は特定機械装置等を製作し、若しくは建設して、これを当該避難解除区域等内において当該法人の特定事業の用に供した場合において、当該特定機械装置等につき前項の規定の適用を受けないときは、供用年度の所得に対する調整前法人税額（この項及び次項の規定並びに税額計算特例規定を適用しないで計算した場合の法人税の額をいい、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下第四項までにおいて同じ。）から当該特定事業の用に供した当該特定機械装置等の取得価額の百分の十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八）に相当する金額の合計額（以下この項及び第四項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該法人の供用年度における税額控除限度額が、当該法人の当該供用年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

4 額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

5 前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該法人の当該事業年度開始の日前四年以内に開始した各事業年度（当該事業年度まで連続して確定申告書の提出をしている場合の各事業年度に限る。）における税額控除限度額のうち、第二項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に前項の規定により当該各事業年度において調整前法人税額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）の合計額をいう。

6 第一項から第三項までの規定は、次に掲げる規定の適用を受ける事業年度については、適用しない。

7 二 前二条の規定

8 三 前二条の規定に係る第十八条の五第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第五十二条の二第一項又は第四項の規定

9 四 第二項又は第三項の規定の適用がある場合における税額控除特例規定の適用について、租税特別措置法第四十二条の四第十九項第二号中「次に掲げる規定」とあるのは、「次に掲げる規定」の合計額をいう。

（特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）

第十七条の三 東日本大震災復興特別区域法第三十八条第一項の規定により同法の施行の日から令和八年三月三十一日までの間に認定地方公共団体（同法第四条第一項に規定する復興推進計画（以下この項において「復興推進計画」という。）につき同条第九項の認定（同法第六条第三項の変更の認定を含む。以下この項において「認定」という。）を受けた地方公共団体をいいう。以下この項において同じ。）の指定を受けた法人が、当該指定があつた日から同日以後五年を経過する日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内の日を含む各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この項において「適用年度」という。）の適用期間内において、当該認定地方公共団体の作成した当該認定を受けた復興推進計画に定められた同法第三十七条第一項に規定する特定復興産業集積区域（以下この項において「特定復興産業集積区域」という。）内に所在する同法第二条第三項第二号イに掲げる事業を行う事業所（以下この項において「産業集積事業所」という。）に勤務する被災雇用者等（東日本大震災の被災者である事業者により雇用されていた者又は東日本大震災により被害を受けた地域内に居住していた者として政令で定める者をいいう。以下この項及び第三項において同じ。）に対して給与等（所得税法第二十九条第一項に規定する給与等をいう。以下この項及び第三項において同じ。）を支給する場合には、当該適用年度の所得に対する調整前法人税額（この条の規定及び税額計算特例規定を適用しないで計算した場合の法人税の額をいい、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項において同じ。）から、その支給する給与等の額のうち当該適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるもの（当該給与等の額

のうち他の者（当該法人が法人税法第二条第四号に規定する外国法人である場合の同法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等を含む。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額の百分の十（東日本大震災復興特別区域法第三十八条第一項の規定により令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に認定地方公共団体の指定を受けた法人が当該認定地方公共団体の作成した当該認定を受けた復興推進計画に定められた特定復興産業集積区域内に所在する産業集積事業所に勤務する被災雇用者等に対して支給する給与等の額があつては、百分の九）に相当する金額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

前項の規定は、次に掲げる規定の適用を受ける事業年度については、適用しない。

一 前三条の規定

二 前三条の規定に係る第十八条の五第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第五十二条の二第一項又は第四項の規定に係る第十八条の六第一項の規定

三 前三条の規定に係る第十八条の六第一項の規定によりみなして適用される租税特別措置法第五十二条の三第一項から第三項まで、第十四条第一項又は第十二項の規定

四 租税特別措置法第四十二条の十二又は第十四条の十二の五の規定

第一項の規定は、確定申告書等（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修訂記載した書類の添付がある場合で、かつ、給与等の支給を受けた者が被災雇用者等に該当することを明らかにする書類として財務省令で定めるものを保存している場合に限り、適用する。）の場合において、同項の規定により控除される金額の計算の基礎となる給与等の額は、確定申告書等に添付された書類に記載された給与等の額を限度とする。

税務署長は、前項の明細を記載した書類の添付がない確定申告書等の提出があつた場合又は

同項の被災雇用者等に該当することを明らかにする書類の保存がない場合においても、その添付又は保存がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、これらの書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

5 第一項の規定による場合における税額控除特例規定（租税特別措置法第四十二条の十二及び第四十二条の十二の五の規定を除く。以下この項、次条第六項及び第十七条の三の第三項において同じ。）の適用については、同法第四十二条の四第十九項第二号中「次に掲げる規定」とあるのは、「次に掲げる規定及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の三の規定」とするほか、税額控除特例規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

6 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

7 第一項の規定による場合における税額控除特例規定（企业立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）等の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（企业立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）

第十七条の三の二 次の表の各号の第一欄に掲げる法人が、当該各号の第二欄に掲げる期間内の日を含む各事業年度（解散・合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。（以下この項において「適用年度」という。）の当該期間内において、当該各号の第三欄に掲げる雇用者に対し給与等（所得税法第二十八条第一項に規定する給与等をいう。以下この項において同じ。）を支給する場合には、当該適用年度の所得に対する調整前法人税額（この条の規定及び税額計算特例規定を適用しないで計算した場合の法人税の額をいい、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項において同じ。）から、その支給する給与等の額のうち当該適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるもの（当該給与等の額のうち他の者（当該法人が法人税法第一条第四号に規定する外国法人である場合の同法第一百三十九条第一項第一号に規定する本店等を含む。）から支払を受ける金額があ

法人	期間	雇用者	割合
一 福島復興再生特別措置法第十九条第一項に規定する提出企業立地促進計画（以下この号において「提出企業立地促進計画」という。）の同法第十八条第四項の規定による提出のあつた日から同日又は当該提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域（同条第二項第二号に規定する企業立地促進区域をいう。以下この号において同じ。）に該当する同条第二項第二号に規定する避難解除区域等に係る同法第四条第四号イからまでの掲げる指示の全てが	当該認定を受けた日以後五年を経過するまでの期間（当該認定を受けた日から同区域に所在する同法第十八条第一項に規定する避難解除区域復興等区域復興事業を行なう事業所に勤務する避難対象雇用者等（避難対象区域（同号に規定する避難指示の対象となつた区域）に勤務し、おいて同一の号に居する事業者又は同一の号に勤務した者）に就職する場合に限る）	当該提出企業立地促進区内に所在する事業者又は同一の号に就職する事業者	百分の一

る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「この条において「震災特例法」という。）第十七条の二第二項又は第三項の規定、震災特例法第十七条の二の二第二項又は第三項の規定を含む。以下この条において同じ。）」と、「当該各号に定める金額（震災特例法第十七条の二第一項の規定及び第三項の規定に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし、震災特例法第十七条の二第二項又は第三項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし、震災特例法第十七条の二の二第二項又は第三項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし、震災特例法第十七条の二第一項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし、震災特例法第十七条の二第二項又は第三項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし、震災特例法第十七条の二第一項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし、震災特例法第十七条の二第二項又は第三項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし、震災特例法第十七条の二第一項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし、震災特例法第十七条の二第二項又は第三項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とする。以下この条において同じ。」を」と、同条第二項中「青色申告書」とあるのは中「規定その他」とあるのは「規定、震災特例法第十七条の二の二第三項、第十七条の二の二第二項又は第十七条の二の二第三項の規定その他」と、同条第三項中「青色申告書」とあるのは「法人税法第一条第三十一号に規定する確定申

告書」と、「該当するものその他」であるのは、「該当するもの、震災特例法第十七条の二第四項、第十七条の二の二第四項又は第十七条の二の三第四項の規定を適用したならばこれらの規定に規定する繰越税額控除限度超過額に該当するもののその他これららの金額」とする。
2 前項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。
(通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額)
第十七条の四の二 法人税法第二条第三号に規定する内国法人の次に掲げる規定の適用を受けた一事業年度(当該内国法人に係る同条第十二条の六の七に規定する通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る)後の各事業年度における租税特別措置法第四十二条の十四第一項から第三項までの規定の適用については、同条第一項中「上欄に掲げる規定」とあるのは「上欄に掲げる規定(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下この項及び次項において「震災特例法」という。)第十七条の二第二項の規定又は同条第三項の規定、震災特例法第十七条の三第一項の規定、震災特例法第十七条の二の二第一項の規定及び震災特例法第十七条の二の三第二項の規定又は同条第三項の規定、震災特例法第十七条の三第一項の規定(以下この項において「震災税額控除規定」という。)を含む。)と、「中欄に掲げる割合」とあるのは「中欄に掲げる割合(震災税額控除規定にあつては「百分の二十」と)、「下欄に掲げる金額」とあるのは「下欄に掲げる金額(震災税額控除規定にあつては、それぞれ震災特例法第十七条の二第二項に規定する百分の二十に相当する金額、震災特例法第十七条の二第二項後段に規定する百分の二十に相当する金額)」と、「第四十二条の四第十九項第二号に規定する調整前法人税額をいいう」とあるのは「震災税額控除規定及び震災特例法第十七条の二第二項に規定する税額計算特例法第十七条の三の三第一項後段に規定する百分の二十に相当する金額」と、「第四十二条の四第十九項第二号に規定する百分の二十に相当する金額、震災特例法第十七条の三の二第一項に規定する百分の二十に相当する金額又は震災特例法第十七条の三の三第一項後段に規定する百分の二十に相当する金額」である。

3
前項に定めるもののほか、第一項の規定により租税特別措置法第四十二条の十四第一項の規定を読み替えて適用する場合における法人税法第二編第一章第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法及び地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）の規定の適用に関する事項その他第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
（特定復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等）
第十七条の五 東日本大震災復興特別区域法第三十九条第一項の規定により認定地方公共団体（同法第四条第一項に規定する復興推進計画（以下この項において「復興推進計画」という。）につき同条第九項の認定（同法第六条第一項の変更の認定を含む。以下この項において「認定」という。）を受けた地方公共団体をいう。以下この項において同じ。）の指定を受けた法人が、同法の施行の日から令和八年三月三十日までの間に、当該認定地方公共団体の作成した当該認定を受けた復興推進計画に定められた同法第三十七条第一項に規定する特定復興産業集積区域（以下この項において「特定復興産業集積区域」という。）内において新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明に係る試験研究として政令で定めるもの（以下この項及び次項において「開発研究」という。）の用に供される減価償却資産のうち産業集積の形成に資するものとして政令で定めるもの（以下この条において「開発研究用資産」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該特定復興産業集積区域内において開発研究の用に供される開発研究用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該特定復興産業集積区域内において当該法人の当該開発研究の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該開発研究用資産をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む事業年度の当該開発研究用資産の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該開発研究用資産の普通償却限度額と特別償却限度額（次の各号に掲げる開発研究用資産の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。）との合計額とする。
一 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に取得又は製作若しくは建設をし

た開発研究用資産、その取得価額の百分の三
十（当該法人が租税特別措置法第四十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者又は同項第九号に規定する農業協同組合等（次号において「中小企業者等」という。）である場合には、百分の四十五）に相当する金額

二 前号に掲げる開発研究用資産以外の開発研究用資産、その取得価額の百分の三十四（当該法人が中小企業者等である場合には、百分の五十）に相当する金額

前項に規定する指定を受けた法人が、開発研究用資産につき同項の規定の適用を受ける場合には、百分の五十一に相当する金額（当該法人の開発研究用の用に供した日を含む事業年度の当該開発研究用資産に係る償却費試験研究費の額と同号に規定する特別試験研究費の額と同一の額を算入する金額（租税特別措置法第四十二条の四第十九項第十号に規定する特別試験研究費の額に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。）

第一項の規定は、確定申告書等に開発研究用資産の償却限度額の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がない場合には、この限りでない。ただし、当該添付がない確定申告書等の提出があった場合には、当該添付がやむを得ない場合においても、その添付がなかつたことにつき税務署長がやむを得ない事情があると認める場合において、当該明細書その他の財務省令で定める書類の提出があつたときは、この限りでない。

前項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十八条 研究用資産の特別償却等

二 第四項に規定する認定事業者に該当する法人が、同法第八十五条第一項に規定する提出新産業創出等推進事業促進区域における開発研究用資産の特別償却等）

第十八条 福島復興再生特別措置法第八十五条の規定による提出新産業創出等推進事業促進区域に規定する認定事業者に該当する法人が、同法第八十五条第一項に規定する提出新産業創出等推進事業促進計画（以下この項において「提出新産業創出等推進事業促進計画」といいう。）の同法第八十四条第四項の規定による提出新産業創出等推進事業促進区域（以下この項において「新産業創出等推進事業促進区域」といいう。）の変更があつた場合には、政令で定める区域内に、当該提出新産業創出等推進事業促進期間（当該期間内に当該提出新産業創出等推進事業促進計画に定められた同条第二項第二号に規定する新産業創出等推進事業促進計画（以下この項において「新産業創出等推進事業促進区域」といいう。）の変更があつた場合には、政令で定める区域内に、当該提出新産業創出等推進事業促進

計画に定められた新産業創出等推進事業促進区域内において新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明に係る試験研究として政令で定めるもの（以下この項及び次項において「開発研究」という。）の用に供される減価償却資産のうち新たな産業の創出若しくは産業の国際競争力の強化に資するものとして政令で定めるもの（以下この項及び次項において「開発研究用資産」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該新産業創出等推進事業促進区域内において開発研究の用に供される開発研究用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該新産業創出等推進事業促進区域内において当該法人の当該開発研究の用に供した場合（所有権移転外りの取引により取得した当該開発研究用資産をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む事業年度の当該開発研究用資産の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該開発研究用資産の普通償却限度額と特別償却限度額を控除した金額に相当する金額をいう。）との合計額とする。

二 前項に規定する認定事業者に該当する法人が、開発研究用資産につき同項の規定の適用を受ける場合には、当該法人の開発研究の用に供した日を含む事業年度の当該開発研究用資産に係る償却費として損金の額に算入する金額（租税特別措置法第四十二条の四第十九項第十号に規定する特別試験研究費の額に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。）

前項第三項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

四 前項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十八条の二 法人が、平成二十三年三月十一日から令和八年三月三十一日までの間に、東日本大震災に起因して当該法人の事業の用に供することができなくなつた船舶に代わる船舶として政令で定めるもの（以下この条において「被災代替船舶」という。）での製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は被災

代替船舶を製作して、これを当該法人の事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該被災代替船舶をその事業の用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む事業年度の当該被災代替船舶の償却限度額（当該被災代替船舶の取得価額の百分の二十（当該法人が、租税特別措置法第四十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者又は同項第九号に規定する農業協同組合等である場合には、百分の二十四）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

二 前項の規定は、確定申告書等に被災代替船舶の償却限度額の計算に関する明細書の添付がない場合は、適用しない。ただし、当該添付がない場合は、当該明細書の提出があつたときには、この限りでない。

第十八条の三及び第十八条の四 削除

（特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例）

第十八条の五 法人の有する減価償却資産で第七条の二第一項、第十七条の二の二第一項、第十七条の二の三第一項、第十七条の五第一項、第十八条の二第一項、第十八条の二の三第一項の規定又は震災特例規定（減価償却資産に関する特例を定めている規定として政令で定める規定をいう。次条第一項において同じ。）の適用を受けたものについては、租税特別措置法第五十条の二第一項中「第四十八条まで若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この条において「震災特例法」という。）」とあるのは、「又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この条において「震災特例法」という。）」とある。

二 第二項の二第一項中「第四十八条まで」とあるのは、「第四十八条まで若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この条において「震災特例法」という。）」とある。

三 第二項の二第一項中「第四十八条まで」とあるのは、「第四十八条まで若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この条において「震災特例法」という。）」とある。

四 前項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十八条の六 第十七条の二第一項、第十七条の二の二第一項、第十七条の二の三第一項、第十七条の五第一項、第十八条の二第一項若しくは第十八条の二の三第一項の規定又は震災特例規定として、同条の規定を適用する。

二 前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十八条の七 第十七条の二から第十七条の二の三まで若しくは第十七条の五から第十八条の二までの規定又は減価償却資産に関する特例を定めている規定として政令で定める規定の適用を受けることができる減価償却資産については、租税特別措置法第五十三条第一項第二号中「又は」とあるのは、「若しくは」と、「の規定」とあるのは、「又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（第四号の規定）」とある。

三 第二項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

四 前項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十八条の八 法人で福島復興再生特別措置法第二十五条に規定する認定事業者に該当するものが、同条の認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画（以下この条において「認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画」という。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は被災

た場合には、その適格合併直前における福島再開投資等準備金の金額は、当該適格合併に係る合併法人に引き継ぐものとする。この場合において、その合併法人が引き継ぎを受けた福島再開投資等準備金の金額とみなす。

前項の場合において、同項の合併法人が福島再開特別措置法第二十五条に規定する認定事業者に該当するものでないときは、その適格合併の日を含む事業年度終了の日における福島再開投資等準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、第十七項の規定は、適用しない。

第十項の合併法人のその適格合併の日を含む事業年度に係る第一項から第四項までの規定の適用については、前事業年度から繰り越された認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る福島再開投資等準備金の金額は、第十項の規定により当該合併法人が有するものとみなされた福島再開投資等準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該合併法人が合併後存続する法人であるときは、その有するものとみなされた福島再開投資等準備金の金額については、第四項中「当該事業年度の月数」とあるのは、「その適格合併の日から同日を含む事業年度終了の日までの期間の月数」とする。

第一項又は第八項の福島再開投資等準備金を積み立てている法人が適格分割により分割承継法人に当該福島再開投資等準備金に係る避難解除等区域復興再生推進事業の全部を移転した場合には、その適格分割直前における当該避難解除等区域復興再生推進事業が記載された認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る福島再開投資等準備金の金額は、当該分割承継法人に引き継ぐものとする。この場合において、その分割承継法人が引き継ぎを受けた福島再開投資等準備金の金額とみなす。

前項の場合において、第一項の福島再開投資等準備金を積み立てている法人のその適格分割の日を含む事業年度（同日が当該法人の事業年度開始の日である場合の当該事業年度を除く。）について、当該適格分割の日の前日を当該事務再開投資等準備金の金額とみなす。

業年度終了の日とみなして、第四項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該各事業年度の月数」とあるのは、「その適格分割の日を含む事業年度開始の日からその適格分割の日の前までの期間の月数」とする。

15 第十三項の場合において、同項の分割承継法人が福島復興再生特別措置法第二十五条に規定する認定事業者に該当するものでないときは、その適格分割の日を含む事業年度終了の日ににおける福島再開投資等準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、第十七項の規定は適用しない。

16 第十三項の分割承継法人のその適格分割の日を含む事業年度に係る第一項から第四項までの規定の適用については、前事業年度から繰り越された認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る福島再開投資等準備金の金額は、第十三項の規定により当該分割承継法人が有するものとみなされた福島再開投資等準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該分割承継法人が当該適格分割により設立された法人でないときは、当該分割承継法人が有するものとみなされた福島再開投資等準備金の金額について、第四項中「当該各事業年度の月数」とあるのは、「その適格分割の日から同日を含む事業年度終了の日までの期間の月数」とする。

17 第一項の福島再開投資等準備金を積み立ている法人に係る第十七条の二の二の規定の適用については、当該法人（福島復興再生特別措置法第二十三条に規定する認定事業者に該当するものを除く。）は、同法第二十三条に規定する認定事業者に該当するものとみなす。

18 第六項及び第七項に定めるもののほか、第一項から第五項まで及び第八項から前項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。（被災市街地復興土地地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除の特例等）

第十八条の九 法人（清算中の法人を除く。以下この条及び次条において同じ。）の有する土地又は土地の上に存する権利（棚卸資産を除く。以下この条及び次条において「土地等」といいう。）で次の各号に規定するものについて当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、次の各号に規定する土地等は租税特別措

置法第六十四条第一項第二号に規定する資産に、当該各号に規定する買取りは同項第二号に規定する買取りに、当該各号に規定する対価は同項第二号に規定する対価に、当該各号に掲げる場合は同項第二号に掲げる場合にそれぞれ該当するものとみなして、同条並びに同法第六十四条の二及び第六十五条の二の規定を適用する。

一 地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構が特定被災市街地復興推進地域（東日本大震災により被害を受けた市街地の土地の区域として被災市街地復興特別措置法第五条第一項の規定により都市計画に定められた被災市街地復興推進地域をいう。以下この条において同じ。）において施行する同法による被災市街地復興土地区画整理事業（以下この条において「被災市街地復興土地区画整理事業」という。）で土地区画整理法第九条第一項に規定する減価補償金を交付すべきことなるものの施行区域（同法第二条第八項に規定する施行区域をいう。）内にある土地等について、これらの者が当該被災市街地復興土地区画整理事業として行う公共施設の整備改善に関する事業の用に供するためにこれらの方（土地開発公社を含む。）に買い取られ、対価を取得する場合（租税特別措置法第六十四条第一項第三号の四又は第三号の五に掲げる場合に該当する場合を除く。）

二 地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構が特定住宅被災市町村（東日本大震災により被災市街地復興特別措置法第二十一条に規定する住宅被災市町村となつた市町村をいう。次項及び第五項第二号において同じ。）の区域において施行する都市再開発法による第二種市街地再開発事業の施行区域（都市計画法第十二条第二項の規定により第二種市街地再開発事業について都市計画に定められた施行区域をいう。）内にある土地等について、当該第二種市街地再開発事業の用に供するためにこれらの方（土地開発公社を含む。）に買い取られ、対価を取得する場合（租税特別措置法第六十四条第一項第二号又は第六十五条第一項第一号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

法人の有する土地等で特定住宅被災市町村の区域内にあるものが、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法規の臨時特例に關する法律の

一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十
九号）の施行の日から令和八年三月三十一日ま
での間に、地方公共団体、独立行政法人都市再
生機構、地方住宅供給公社、地方道路公社又は
土地開発公社が行う東日本大震災からの復興の
ための事業の用（次の各号に掲げる当該土地等
の区分に応じ当該各号に定める事業の用に限
る。）に供するためにこれらの者のうちいざれ
かの者に買い取られる場合（これらの者がこれ
らの者以外の者に代わり買い取る場合、前項各
号に掲げる場合又は租税特別措置法第六十四条
第一項第二号、第三項の四から第四号まで若し
くは第八号、第六十五条第一項第一号若しくは
第六十五条の三第一項各号に掲げる場合に該當
する場合を除く。）には、当該買い取られる場
合は、同項第一号に掲げる場合に該当するもの
とみなして、同条の規定を適用する。

一 特定住宅被災市町村の区域のうち東日本大
震災復興特別区域法第四条第一項に規定する
政令で定める区域（次号において「復興推進
区域」という。）内にある土地等（当該土地等
等が所在する特定住宅被災市町村又は該当特
定住宅被災市町村の存する県が単独で又は其
同として作成した東日本大震災からの復興を図
るために作成した東日本大震災からの復興を図る
ための計画として財務省令で定めるものに記
載された事業（令和三年三月三十一日において
当該計画に記載されていたものに限る。）

法人の有する土地等で特定被災市街地復興推
進地域内にあるものが次に掲げる場合（前項の
規定が適用される場合に該当する場合を除く。
以下この項において同じ。）に該当することと
なった場合には、次に掲げる場合は、租税特別
措置法第六十五条の四第一項第一号に掲げる場
合に該当するものとみなして、同条の規定を適
用する。

一 被災市街地復興特別措置法第八条第三項の
規定により土地が買い取られる場合

二 土地等につき被災市街地復興土地区画整理事
業が施行された場合において、被災市街地復
興特別措置法第十七条第一項の規定により
複数の区画に分離された場合に該当するものと
みなして、同条の規定を適用する。

保留地が定められたことに伴い当該土地等に係る換地処分により当該土地等のうち当該保留地の対価の額に対応する部分の譲渡があったとき。

法人の有する土地等で特定被災市街地復興推進地域内にあるものが前項第二号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、同号の保留地が定められた場合は租税特別措置法第六十五回第一項に規定する保留地が定められた場合に該第一項に規定する保留地が定められた場合に該当するものとみなして、かつ、同号の保留地の対価の額は同項並びに同条第二項第一号及び第十項第一号に規定する保留地の対価の額に該当するものとみなして、同条第一項、第五項及び第十項の規定を適用する。

法人が、土地開発公社に対しその有する土地等での各号に掲げるものの譲渡をした場合において、当該譲渡に係る土地等が独立行政法人都市再生機構が施行する当該各号に定める事業の用に供されるものであるときは、当該土地等の譲渡に係る租税特別措置法第六十二条の三の規定の適用については、同条第四項第二号に掲げる土地等の譲渡に該当するものとみなす。

特定被災市街地復興推進地域内にある土地等被災市街地復興土地区画整理事業二等都市再開発法による第二種市街地再開発事業

第一項又は第二項の規定の適用がある場合におけるこれらの規定と租税特別措置法第三章第六節第二款の規定との調整その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(帰還・移住等環境整備推進法人に対して土地等を譲渡した場合の所得の特別控除の特例等) 第十八条の十 法人の有する土地等で福島復興再生特別措置法第十八条第二項第二号に規定する避難解除区域等(次項において「避難解除区域等」という。)のうち財務省令で定める区域内にあるものが、同法第四十八条の十四第一項に規定する帰還・移住等環境整備推進法人(政令で定めるものに限る。次項において「帰還・移住等環境整備推進法人」という。)が行う同法第三十三条第一項に規定する帰還・移住等環境整備事業計画(次項において「帰還・移住等環境整備事業計画」という。)に記載された事業(同法第三十二条第一項に規定する特定公益的施設又は特定公共施設のうち財務省令で定めるものの整備に関する事業であつて、地方公共団

体の管理の下に行われるものに限る。)の用に供するために買い取られる場合には、当該買い取られる場合は、租税特別措置法第六十五条の四第一項第十号に掲げる場合に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

法人が、帰還・移住等環境整備推進法人に対する有する土地等で避難解除区域等のうち財務省令で定める区域内にあるものの譲渡(租税特別措置法第六十二条の三第二項第一号)に掲げる行為を含む。(以下この項において同じ。)をした場合において、当該譲渡に係る土地等が当該帰還・移住等環境整備推進法人が行う帰還・移住等環境整備事業計画に記載された事業(適正な形状・面積等を備えた一団の土地とするための事業として財務省令で定めるものに限る。)の用に供されるものであるときは、当該土地等の譲渡に係る同条の規定の適用について、同条第四項第二号に掲げる土地等の譲渡に該当するものとみなす。

(代替資産の取得期間等の延長の特例) 第十九条 法人が、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により、租税特別措置法第六十四条の二第一項に規定する代替資産又は同法第六十五条の八第一項に規定する各号の下欄に掲げる資産をこれらの規定に規定するこれらの資産の取得(これらの規定に定める取得をいう。以下この条において同じ。)をすべき期間(その末日が平成二十三年三月十一日から平成二十四年三月三十一日までの間にあるものに限る。)内に取得をすることが困難となつた場合において、当該期間の初日から当該期間を経過した日以後二年以内の日で政令で定める日までの期間内にこれらの資産の取得をする見込みであり、かつ、財務省令で定めるところにより納稅地の所轄稅務署長の承認を受けたときは、当該期間の初日から当該政令で定める日までの期間をこの規定に規定する期間とみなして、同法第六十四条の二及び第六十五条の八の規定を適用する。

(法人課税信託の受託者に関するこの章の適用) 第二十一条 法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の法人税法第四条の二第一項に規定する信託資産等及び固有資産等ことに、それぞれ別の者とみなして、この章の規定を適用する。

第二十四条から第三十一条まで 削除

(法人課税信託の受託者に関するこの章の適用) 第三十二条 法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の法人税法第四条の二第一項に規定する信託資産等及び固有資産等ことに、それぞれ別の者とみなして、この章の規定を適用する。

第二十四条から第三十一条まで 削除

前項の規定は、平成二十三年三月十日以前に民法(明治二十九年法律第八十九号)第九百五十八条の三第一項の規定により同項に規定する相続財産の全部又は一部を与えられた者があり、かつ、当該相続財産の全部又は一部の遺贈により取得した財産の価額は、同法第二十二条の二第五号(第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式その他これに類するものとして政令で定めるものを除く。以下この条及び次条において「特定株式等」という。)の条及び次条において「特定株式等」という。)の規定により提出すべき申告書の提出期限が同月十一日以後である場合において、当該相続財産の全部又は一部で同日においてその者が所有していたもののうちに特定土地等又は特定株式等があるときについて準用する。

前二項の規定は、これらの規定に規定する申告書(これらの申告書に係る國稅通則法第十八条第二項に規定する期限後申告書及びこれらの申告書に係る同法第十九条第三項に規定する修正申告書を含む。)又は同法第二十三条第三項に規定する更正請求書にこれらの規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合に限り、適用する。ただし、当該記載がなかつたことにつき税務署長においてやむを得ない事情があると認めるとときは、この限りでない。

4 財務大臣は、第一項の規定により指定地域を定めたときは、これを告示する。

(特定土地等及び特定株式等に係る贈与税の課

規定の適用については、同法第七十五条の四第一項中「含む。」とあるのは「含む。」の規定及び第四項において「指定地域」という。)内にある土地若しくは土地の上に存する権利(以下この条及び次条において「特定土地等」という。)又は指定地域内に保有する資産の割合が高いため(第三項において同じ。)(法人税法等の特例)の規定(これに基づく命令を含む。同項において同じ。)、同法第二十三条(電子情報処理組織による申告の特例)に規定する政令で定められる規定」と、同条第三項中「含む。」及び「(2)に掲げる行為を含む。(以下この項において同じ。)」をした場合において、当該譲渡に係る土地等が当該帰還・移住等環境整備推進法人が行う帰還・移住等環境整備事業計画に記載された事業(適正な形状・面積等を備えた一団の土地とするための事業として財務省令で定めるものに限る。)の用に供されるものであるときは、「含む。」の規定、東日本大震災の被災者等に係る國稅關係法律の臨時特例に関する規定」と、同法第二十三条に規定する政令で定める規定」と、同法第二十三条において「特定土地等又は当該特定株式等については、相続税法第十二条の二に規定する相続税の課税價格に算入すべき価額又は同法第十九条若しくは第二十二条の十五の規定により当該相続税の課税價格に加算される贈与の取引所に上場されている株式その他これに類するものとして政令で定めるものを除く。以下この条及び次条において「特定株式等」という。)の規定により得た財産の価額は、同法第二十二条の二第五号(第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式その他これに類するものとして政令で定めるものを除く。以下この条及び次条において「特定株式等」という。)の条及び次条において「特定株式等」という。)の規定により提出すべき申告書の提出期限が同月十一日以後である場合において、当該相続財産の全部又は一部で同日においてその者が所有していたもののうちに特定土地等又は特定株式等があるときについて準用する。

前項の規定は、平成二十三年三月十日以前に民法(明治二十九年法律第八十九号)第九百五十八条の三第一項の規定により同項に規定する相続財産の全部又は一部を与えられた者があり、かつ、当該相続財産の全部又は一部の遺贈により取得した財産の価額は、同法第二十二条の二第五号(第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式その他これに類するものとして政令で定めるものを除く。以下この条及び次条において「特定株式等」という。)の条及び次条において「特定株式等」という。)の規定により提出すべき申告書の提出期限が同月十一日以後である場合において、当該相続財産の全部又は一部で同日においてその者が所有していたもののうちに特定土地等又は特定株式等があるときについて準用する。

前二項の規定は、これらの規定に規定する申告書(これらの申告書に係る國稅通則法第十八条第二項に規定する期限後申告書及びこれらの申告書に係る同法第十九条第三項に規定する修正申告書を含む。)又は同法第二十三条第三項に規定する更正請求書にこれらの規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合に限り、適用する。ただし、当該記載がなかつたことにつき税務署長においてやむを得ない事情があると認めるとときは、この限りでない。

4 財務大臣は、第一項の規定により指定地域を定めたときは、これを告示する。

(特定土地等及び特定株式等に係る贈与税の課

域として財務大臣の指定する地域(以下この項及び第四項において「指定地域」という。)内にある土地若しくは土地の上に存する権利(以下この条及び次条において「特定土地等」という。)又は指定地域内に保有する資産の割合が高いため(第三項において同じ。)(法人税法等の特例)の規定(これに基づく命令を含む。同項において同じ。)、同法第二十三条(電子情報処理組織による申告の特例)に規定する政令で定められる規定」と、同法第二十三条において「特定土地等又は当該特定株式等については、相続税法第十二条の二に規定する相続税の課税價格に算入すべき価額又は同法第十九条若しくは第二十二条の十五の規定により当該相続税の課税價格に加算される贈与の取引所に上場されている株式その他これに類するものとして政令で定めるものを除く。以下この条及び次条において「特定株式等」という。)の規定により得た財産の価額は、同法第二十二条の二第五号(第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式その他これに類するものとして政令で定めるものを除く。以下この条及び次条において「特定株式等」という。)の条及び次条において「特定株式等」という。)の規定により提出すべき申告書の提出期限が同月十一日以後である場合において、当該相続財産の全部又は一部で同日においてその者が所有していたもののうちに特定土地等又は特定株式等があるときについて準用する。

前項の規定は、平成二十三年三月十日以前に民法(明治二十九年法律第八十九号)第九百五十八条の三第一項の規定により同項に規定する相続財産の全部又は一部を与えられた者があり、かつ、当該相続財産の全部又は一部の遺贈により取得した財産の価額は、同法第二十二条の二第五号(第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式その他これに類するものとして政令で定めるものを除く。以下この条及び次条において「特定株式等」という。)の条及び次条において「特定株式等」という。)の規定により提出すべき申告書の提出期限が同月十一日以後である場合において、当該相続財産の全部又は一部で同日においてその者が所有していたもののうちに特定土地等又は特定株式等があるときについて準用する。

前二項の規定は、これらの規定に規定する申告書(これらの申告書に係る國稅通則法第十八条第二項に規定する期限後申告書及びこれらの申告書に係る同法第十九条第三項に規定する修正申告書を含む。)又は同法第二十三条第三項に規定する更正請求書にこれらの規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合に限り、適用する。ただし、当該記載がなかつたことにつき税務署長においてやむを得ない事情があると認めるとときは、この限りでない。

4 財務大臣は、第一項の規定により指定地域を定めたときは、これを告示する。

(特定土地等及び特定株式等に係る贈与税の課

るやむを得ない事情により当該既存住宅用家屋を同年十二月三十一日までに当該特定受贈者の居住の用に供することができなかつたと

三 これらの特定受贈者が租税特別措置法第七十条の二第一項第三号又は平成二十二年旧租税特別措置法第七十条の二第一項第三号に定

めると、ころにより同号の増改築等をした住宅用の家屋を平成二十三年三月十五日後遅滞なく当該特定受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれることにより、これらの規定の適用を受けた場合において、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により当該住宅用の家屋を同年十二月三十一日までに当該特定受贈者の居住の用に供することができなかつたとき。

平成二十三年一月一日から同年三月十日まで

の間にその直系尊属からの贈与により金銭の取得をした個人が、当該金銭を住宅用の家屋の新築若しくは取得又はその者が所有している住宅用の家屋につき行う増築（改築その他の工事を含む。）の対価に充てて当該新築若しくは取得又は増築をする場合には、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により平成二十四年三月十五日までに当該新築若しくは取得又は増築ができなかつたときであつても、当該個人は、租税特別措置法第七十条の二の規定の適用を受けることができる。この場合において、同条第一項及び第四項中「贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日」とあり、並びに同項中「当該住宅取得等資金の贈与を受けた日の属する年の翌年三月十五日」とあるのは、「平成二十五年三月十五日」とする。

（東日本大震災の被災者が住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例に係る住宅用家屋についての居住要件等の特例）

第五号に規定する住宅取得等資金（以下この項及び次項において「住宅取得等資金」という。）について同条第一項の規定の適用を受けた同条第三項第一号に規定する特定受贈者（平成二十二年一月一日から平成二十三年三月十日までの間にその年一月一日において六十五歳未満の者からの贈与により住宅取得等資金の取得をした者に限る。）が、次に掲げる場合に該当すると

きは、同条第四項から第六項までの規定は、適用しない。

当該特定受贈者が租税特別措置法第七十条の三第一項第一号に定めるところにより住宅用家屋（同条第三項第二号に規定する住宅用家屋をいう。以下この号及び次項第一号において「住宅用家屋」という。）の新築（新築

に準ずる状態として財務省令で定めるものを含む。次項第一号及び第三項において同じ。)又は建築後使用されたことのない住宅用家屋の取得をして平成二十三年三月十日後遅滞なくこれらの住宅用家屋を当該特定受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれることにより同条第一項の規定の適用を受けた場合において、当該住宅用家屋が東日本大震災により滅失(通常の修繕によつては原状回復が困難な損壊を含む。以下この項におい

二 同じことをしたことによってその居住の用に供することができなくなつたとき、又は当該住宅用家屋が警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによつて同年十二月三十一日までにその居住の用に供することができなくなつたとき。

二 当該特定受贈者が租税特別措置法第七十条の三第一項第二号に定めるところにより同号の既存住宅用家屋を平成二十三年三月十日後遅滞なく当該特定受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれることにより同項の規定の適用を受けた場合において、当該既存住宅用家屋が東日本大震災により滅失をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつたとき、又は当該既存住宅用

家屋が警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによって同年十一月三十一日までにその居住の用に供することができなくなったと

三 当該特定受贈者が租税特別措置法第七十条の三第一項第三号に定めるところにより同号の増改築等をした住宅用の家屋を平成二十三年三月十日後遅滞なく当該特定受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれることにより同項の規定の適用を受けた場合において、当該住宅用の家屋が東日本大震災に

より減失をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつたとき、又は当該

住宅用の家屋が警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによって同年十二月三十一日までにその居住の用に供することができなくな

住宅取得等資金について租税特別措置法第七条の三第一項の規定の適用を受けた同条第三項第一号に規定する特定受贈者（平成二十二年一月一日から同年十二月三十一日までの間に同年十一月一日において六十五歳未満の者からの贈与により住宅取得等資金の取得をした者に限る。）が、平成二十三年三月十五日後において次に掲げる場合に該当するときにおける同条第四項の規定の適用については、同項中「同年十一

月三十一日」とあるのは、一平成二十四年十一月三十日とする。

当該特定受贈者が租税特別措置法第七十条の三第一項第一号に定めるところにより住宅用家屋の新築又は建築後使用されたことのない住宅用家屋の取得をして平成二十三年三月十五日後遅滞なくこれらの住宅用家屋を当該特定受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれることにより同項の規定の適用を受けた場合において、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により当該住宅用家屋を同年十二月三十一日までに当該特定受贈者の居住の用に供することができなかつたとき。

一 当該特定受贈者が租税特別措置法第七十条の三第一項第二号に定めるところにより同号の既存住宅用家屋を平成二十三年三月十五日

り当該既存住宅用家屋を同年十二月三十一日後遅滞なく当該特定受贈者の居住の用に供することができるが、これが確実であると見込まれることにより同項の規定の適用を受けた場合において、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により当該既存住宅用家屋を同年十二月三十一日

までに当該特定受贈者の居住の用に供することができなかつたとき。
一 当該特定受贈者が租税特別措置法第七十条の三第一項第三号に定めるところにより同号の増改築等をした住宅用の家屋を平成二十三年三月十五日後遅滞なく当該特定受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれることにより同項の規定の適用を受けた場合

において、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により当該住宅用の家屋を同年十一

月三十一日までに当該特定受贈者の居住の用に供することができなかつたとき。

該金銭を住宅用の家屋の新築若しくは取得又はその者が所有している住宅用の家屋につき行うべき増築（改築その他の工事を含む。）の対価に充当して当該新築若しくは取得又は増築をする場合には、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により平成二十四年三月十五日までに当該新築若しくは取得又は増築ができるときまで、あつても、当該個人は、租税特別措置法第七十三条の三の規定の適用を受けることができる。この場合において、同条第一項及び第四項中「瞬

与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日」とあり、並びに同項中「当該住宅取得等資金の贈与を受けた日の属する年の翌年三月十五日」とあるのは、「平成二十一年三月十五日」とする。

第三十一条の二
警戒区域設定指示等が解除された日から当該警戒区域設定指示等が解除された日以後一年を経過する日までの間（以下この条において「適用期間」という。）にその直系尊属からの贈与により住宅取得等資金の取得をした被災受贈者が、次に掲げる場合に該当するときは、当該贈与により取得をした住宅取得等資金は、

のうち住宅資金非課税限度額（既にこの項の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかつた金額がある場合には、当該算入しなかつた金額を控除した残額）までの金額については、贈与税の課税価格に算入しない。

一 被災受贈者が贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日までに当該住宅取得等資金の全額を住宅用家屋の新築若しくは建築後使用されたことのない住宅用家屋の取得又はこれらの住宅用家屋の新築若しくは取得とともにその敷地の田圃に供されている土地若しくは土地の上に存する権利（以下この項及び次項において「土地」

等」という。)の取得(当該住宅用家屋の新築に先行してするその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含む。同項第五号イにおいて同じ。)のための対価に充てて当該住宅用家屋の新築(新築に準ずる状態として財務省令で定めるものを含む。以下この号及び第十項から第十三項までにおいて同じ。)をした場合又は当該建築後使用されたことのない住宅用家屋の取得をした場合において、同日までに新築若しくは取得をしたこれらの住宅用家屋を当該被災受贈者の居住の用に供したとき、又は新築若しくは取得をしたこれらの住宅用家屋を同日後遅滞なく当該被災受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれるとき。

二 被災受贈者が贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日までに当該住宅取得等資金の全額を既存住宅用家屋の取得又は当該既存住宅用家屋の取得とともにするその敷地の用に供されている土地等の取得のための対価に充てて当該既存住宅用家屋の取得をした場合において、同日までに当該既存住宅用家屋を当該被災受贈者の居住の用に供したとき、又は当該既存住宅用家屋を同日後遅滞なく当該被災受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれるとき。

三 被災受贈者が贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日までに当該住宅取得等資金の全額を当該被災受贈者が居住の用に供している住宅用の家屋について行う増改築等又は当該家屋についての当該増改築等とともにするその敷地の用に供されることとなる土地等の取得の対価に充てて当該住宅用の家屋について当該増改築等を(増改築等の完了に準する状態として財務省令で定めるものを含む。以下この号、第十項第三号及び第十二項第三号において同じ。)をした場合において、同日までに増改築等をした当該住宅用の家屋を当該被災受贈者の居住の用に供したとき、又は増改築等をした当該住宅用の家屋を同日後遅滞なく当該被災受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれるとき。

この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 被災受贈者 次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

イ 相続税法第一条の四第一項第一号又は第二号の規定に該当する個人であること。

ロ 住宅取得等資金の贈与を受けた日の属する年（ハにおいて「贈与年」という。）の一月一日において十八歳以上の者であること。

ハ 贈与年の年分の所得税に係る所得税法第二条第一項第三十号の合計所得金額が二千円（住宅取得等資金を充てて新築・取得又は増改築等（第五号及び第六号において「新築等」という。）をした住宅用の家屋の床面積が政令で定める規模未満である場合には、千万円）以下の者であること。

二 警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在する家屋（新築に準ずる状態として財務省令で定める状態となつているものを含む。）をその居住の用に供していた者又はその居住の用に供しようとしていた者であること。

二 住宅用家屋 住宅用の家屋で政令で定めるものをいう。

三 既存住宅用家屋 建築後使用されたことのある住宅用家屋（耐震基準（地震に対する安全性に係る規定又は基準として政令で定めるものをいう。第九項において同じ。）に適合するものに限る。）で政令で定めるものをいう。

四 増改築等 被災受贈者が所有している家屋につき行う増築・改築その他の政令で定める工事（当該工事と併せて行う当該家屋と一緒になつて効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る工事を含む。）で次に掲げる要件を満たすものをいう。

イ 当該工事に要した費用の額が百万円以上であること。

ロ 当該工事をした家屋が被災受贈者が主としてその居住の用に供すると認められるものであること。

ハ その他政令で定める要件

ハ 被災受贈者が所有している家屋につき行う増改築等（当該家屋についての当該増改築等とともにその敷地の用に供されている土地等の用に供されている土地等の取得を含む。）

イ 被災受贈者が所有している家屋につき行う増改築等（当該既存住宅用家屋の新築又は取得（これらの住宅用家屋の新築又は取得とともにその敷地の用に供されている土地等の用に供される土地等の取得を含む。）

六
（当該既存住宅用家屋の取得とともにその敷地の用に供されている土地等の取得を含む。）

ハ 被災受贈者が所有している家屋について行う増改築等（当該家屋についての当該増改築等とともにその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含む。）

イ 住宅資金非課税限度額 被災受贈者が住宅取得等資金を充てて新築等をした住宅用の家屋の次に掲げる場合の区分に応じ、当該被災受贈者ごとにそれぞれ次に定める金額（次に掲げる場合のいすれにも該当する場合には、当該被災受贈者ごとにそれぞれ次に定める金額のうちいすれか多い金額）をいう。

イ 当該住宅用の家屋が次に掲げる要件のいずれかを満たすものである場合 千五百円

（1）当該住宅用の家屋（新築をした住宅用の家屋又は取得をした建築後使用されたことのない住宅用の家屋に限る。）がエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋として政令で定めるものであること。

（2）当該住宅用の家屋がエネルギーの合理化に資する住宅用の家屋（新築をした住宅用の家屋又は取得をした建築後使用されたことのない住宅用の家屋を除く。）地震に対する安全性に係る基準に適合する住宅用の家屋又は高齢者等（租税特別措置法第四十一条の三の二第一項に規定する高齢者等をいう。）が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合する住宅用の家屋として政令で定めるものであること。

口 当該住宅用の家屋がイに規定する住宅用の家屋以外の住宅用の家屋である場合 千万円

4 第一項の規定は、租税特別措置法第七十条の二第二項第五号に規定する住宅取得等資金（第一号において「住宅資金」という。）について、所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の二第二項の規定の適用を受けた同条第二項第一号に規定する特定受贈者、所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号）第十七条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の二第二項の規定の適用を受けた同条第二項第一号に規定する特定受贈者、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）第八条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の二第二項の規定の適用を受けた同条第二項第一号に規定する特定受贈者、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）第八条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の二第二項の規定の適用を受けた同条第二項第一号に規定する特定受贈者を除く。）又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十四年旧租税特別措置法）と同一の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項において「平成二十四年旧租税特別措置法」という。）第七十条の二第一項の規定の適用を受けた同条第二項第一号に規定する特定受贈者（次に掲げる者を除く。）が適用期間内において「平成二十四年旧租税特別措置法」と改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第一百二十四条第四項の規定により同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項において「平成二十四年旧租税特別措置法」という。）第七十条の二第一項の規定の適用を受けた同条第二項第一号に定めるところにより同号の新築（新築に準ずる状態として財務省令で定めるものを含む。）をした住宅用家屋（同条第二項第二号に規定する住宅用家屋をいう。以下この号において「住宅用家屋」という。）若しくは取得をした建築後使用されたことのない住宅用家屋が東日本大震災により滅失（通常の修繕によつては原本状回復が困難な損壊を含む。以下この条において同じ。）をしたことによってその居住の用途に供することができなくなつた者又はこれらの住宅用家屋が警戒区域設定指示等が行わる場合には、適用しない。

一 平成二十四年旧租税特別措置法第七十条の二第一項第一号又は平成二十二年旧租税特別措置法第七十条の二第一項第一号に定めるところにより同号の新築（新築に準ずる状態として財務省令で定めるものを含む。）をした住宅用家屋（同条第二項第二号に規定する住宅用家屋をいう。以下この号において「住宅用家屋」という。）をしたことによってその居住の用途に供することができなくなつた者又はこれらの住宅用家屋が警戒区域設定指示等が行わる場合には、適用しない。

用を受けた場合において、当該既存住宅用家屋が災害により滅失をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつたとき。

二　　い事情によりこれらの住宅用家屋を同年十二月三十一日までに当該被災受贈者の居住の用に供することができなかつたとき。

当該被災受贈者が第一項第二号に定めると

ころにより既存住宅用家屋を当該被災受贈者が贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日後遅滞なく当該被災受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれることにより同項の規定の適用を受けた場合において、災害に起因するやむを得ない事情により当該既存住宅用家屋を同年十二月三十一日までに当該被災受贈者の居住の用に供することができなかつたとき。

三 当該被災受贈者が第一項第三号に定めるところにより改築等をした住宅用の家屋を当該被災受贈者が贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日後遅滞なく当該被災受贈者の居住の用に供することができなかつたときに起因するやむを得ない事情により当該住宅用の家屋を同年十二月三十一日までに当該被災受贈者の居住の用に供することができなかつたとき。

適用期間内にその直系尊属からの贈与により金銭の取得をした個人が、当該金銭を住宅用の家屋の新築若しくは取得又はその者が所有している住宅用の家屋につき行う増築（改築その他の工事を含む。）の対価に充て当該新築若しくは取得又は増築をする場合には、災害に起因するやむを得ない事情により当該贈与により金銭の取得をした日の属する年の翌年三月十五日までに当該新築若しくは取得又は増築ができるかたったときであつても、当該個人は、この条の規定の適用を受けることができる。この場合において、第一項各号、第六項及び第九項中「翌年三月十五日」とあるのは、「翌々年三月十五日」とする。

第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする者の相続税法第二十八条の規定による申告書に同項の規定の適用を受けようとする旨を記載し、同項の規定による計算の明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

税務署長は、前項の記載又は添付がない相続税法第二十八条の規定による申告書の提出があつた場合において、その記載又は添付がなかつた場合は、

たことについてやむを得ない事情があると認めるとときは、その記載をした書類及び同項の財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

18 第六項の規定による修正申告書をその提出期限までに提出しないことにより贈与税を免れたときは、その違反行為をした者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

正当な理由がなくて第六項の規定による修正申告書をその提出期限までに提出しなかつたときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

(農用地利用集積等促進計画に基づき農地等を貸し付けた場合の贈与税等の納稅猶予及び免除の特例)

第三十八条の二の二 福島復興再生特別措置法第十七条の二十五第一項の規定により福島県知事が同項の農用地利用集積等促進計画を定めてい場合における租税特別措置法第七十条の四及び第七十条の六の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 租税特別措置法第七十条の四の規定の適用については、同条第八項中「農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第八項」とあるのは「福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第十七条の二十七」と、「同項に」とあるのは「同法第十七条の二十七」にとする。

二 租税特別措置法第七十条の六の規定の適用については、同条第十項中「農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第八項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第十七条の二十七」と、「を同項」とあるのは「を同法第十七条の二十七」とする。

前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(避難解除区域等内の農地等を譲渡した場合の贈与税等の納稅猶予及び免除の特例)

第三十八条の二の三 租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受ける同項に規定

する受贈者が、同項の規定の適用を受ける同項に規定する農地等（政令で定める市町村内の区域で福島復興再生特別措置法第四条第四号に規定する避難解除区域又は現に同号に規定する避

難指示（同号又はハに掲げるものに限る。）の対象となつてゐる区域（以下この条において「特例対象区域」という。）内に所在するものに限る。）を特例対象事業（福島復興再生特別措置法第十七条の二第一項に規定する特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された事業、東日本大震災復興特別区域法第四十六条第一項に規定する復興整備計画に記載された事業その他政令で定める事業をいう。次項において同じ。）の用に供するために譲渡をした場合において、当該特例対象区域内に所在する農地又は採草放牧地を取得する見込みであるときにおける租税特別措置法第七十条の四第十五項及び第七十条の五第二項の規定の適用については、同法第七十条の四第十五項中「があつた日から一年以内」とあるのは「をした農地等が所在する市町村内の区域で福島復興再生特別措置法第四条第十一項に規定する避難指示の全てが解除された日から五年以内」と、一もつて農地」とあるのは「もつて特例対象区域（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十一条の二の三第一項に規定する特例対象区域をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。）内に所在する農地」と、同項第二号及び第三号中「譲渡等があつた日から一年」とあるのは「解除された日から五年」と、「が農地」とあるのは「が当該特例対象区域内に所在する農地」と、同法第七十条の五第二項中「があつた日以後一年以内（当該一年）」とあるのは「をした農地等が所在する市町村内の区域で福島復興再生特別措置法第四条第十四号に規定する避難指示の対象となつた区域に係る当該避難指示が、同項の規定の適用を受ける同項に規定する特例農地等（特例対象区域内に所在するものに限る。）を特例対象事業の用に供するために譲渡をした場合において、当該特例対象区域内に所在する農地又は採草放牧地を取得する見込みに所在する農地」とする。

であるときにおける同条第十九項の規定の適用については、同項中「があつた日から一年」とあるのは「をした特例農地等が所在する市町村内の区域で福島復興再生特別措置法第四条第四号に規定する避難指示の対象となつた区域に係る当該避難指示の全てが解除された日から五年」と、「もつて農地」とあるのは「もつて特例対象区域（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二の三第一項に規定する特例対象区域をいう。）内に所在する農地」とする。

（被災した認定贈与承継会社等に係る非上場株式等についての納稅猶予の特例）

第三十八条の三 税特別措置法第七十条の七第三項の特例受贈非上場株式等に係る同条第二項第一号に規定する認定贈与承継会社（以下この条例対象区域（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二の三第一項に規定する特例対象区域をいう。）内に所在する農地）とする。

（資産が東日本大震災によって甚大な被害を受けた場合として政令で定める場合） 当該認定贈与承継会社が、租税特別措置法第七十条の七第二項第六号に規定する経営贈与承継期間（平成二十三年三月一日以後の期間に限る。以下この項、第五項第一号及び次条第一項において「経営贈与承継期間」という。）内に同法第七十条の七第三項第二号若しくは第九号に掲げる場合又は贈与特定期間（報告基準日をいう。第三号及び第五項第一号において同じ。）の翌日以後十年を経過する日までの期間をいう。以下第三号までにおいて同じ。）内に同条第五項の表の第一号の上欄（同条第三項第九号に係る部分に限る。）に掲げる場合に該当することとなつた場合であつても、当該認定贈与承継会社は、これらの場合に該当しないものとみなす。

二 当該認定贈与承継会社の事業所（當時使用従業員（租税特別措置法第七十条の七第二項

第一号イに規定する常時使用従業員をいう。以下この条において同じ。)が勤務している事務所、店舗、工場その他これらに類するものに限る。イにおいて同じ。)が東日本大震災によって被害を受けたことにより当該認定贈与承継会社における雇用の確保が困難となつた場合として政令で定める場合(前号に掲げる場合に該当する場合を除く。) 次に定めるところによる。

七十条の七第二項第七号イに規定する第一種贈与基準日を「(イ)において同じ。」におけるその事業所(「(イ)において、「被災事業所」という。)の常時使用従業員の数の合計を経営贈与承継期間の末日において経営贈与承継期間内に存する第一種贈与基準日の数で除して計算した数が、当該被災事業所の常時使用従業員の雇用が確保されているものとして政令で定める数を下回る数となつたことにより当該認定贈与承継会社が同条第三項第二号に掲げる場合に該当することとなつた場合(当該認定贈与承継会社の事業所のうちに被災事業所以外の事業所がある場合には、各第一種贈与基準日の数で除して計算した数が、当該事業所の常時使用従業所の常時使用従業員の数の合計を経営贈与承継期間の末日において経営贈与承継期間内に存する第一種贈与基準日の数で除して計算した数が、当該事業所の常時使用従業員の雇用が確保されているものとして政令で定める数以上である場合に限る。)であつても、当該認定贈与承継会社は、同号に掲げる場合に該当しないものとみなす。

減少した場合として政令で定める場合（前二号に掲げる場合に該当する場合を除く。）当該認定贈与承継会社が、経営贈与承継期間内に租税特別措置法第七十条の七第三項第二号若しくは第九号に掲げる場合又は贈与特定期間内に同条第五項の表の第一号の上欄（同条第三項第九号に係る部分に限る。）に掲げる場合に該当することとなつた場合であつても、当該認定贈与承継会社は、売上金額に応じた常時使用従業員の雇用が確保されているときとして政令で定めるときに限り、経営贈与承継期間の末日（経営贈与承継期間内に同条第三項第九号に掲げる場合又は贈与特定期間内に同表の第一号の上欄（同項第九号に係る部分に限る。）に掲げる場合に該当することとなつた場合にあつては、経営贈与報告基準日（当該売上金額に係る事業年度の翌事業年度中にあるものに限る。以下この号において「基準日」という。）の直前の経営贈与報告基準日の翌日から当該基準日までの期間（次のイ又はロに掲げる場合にあつては、それぞれイ又はロに定める期間）においては、これらの場合に該当しないものとみなす。

イ 当該基準日が最初の経営贈与報告基準日である場合 租税特別措置法第七十条の七第一項の規定に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から当該基準日までの期間

ロ 経営贈与報告基準日が贈与特定期間内に存する場合 経営贈与承継期間の末日から一年を経過するとの日（ロにおいて「特定基準日」という。）の直前の特定基準日（当該一年を経過する日が最初の特定基準日である場合には、経営贈与承継期間の末日）の翌日から次の特定基準日（当該売上金額に係る事業年度（当該売上金額が東日本大震災の発生前の水準に最初に回復した日である場合には、経営贈与承継期間の末日）の翌日から事業年度として政令で定める事業年度前の事業年度に限る。）の翌事業年度中にあるものに限る。）までの期間

前項の規定は、租税特別措置法第七十条の七第一項の規定の適用を受ける経営承継受贈者（東日本大震災の発生前に同項の規定の適用に係る贈与により同項の非上場株式等の取得をしていた者に限る。次条第一項において同じ。）が財務省令で定めるところにより前項の規定の適用を受けたい旨の届出書を東日本大震災の被

3 税法等による国税関係法律の臨時特例に関する法律の一項を改正する法律(平成二十三年法律第百十九号)の施行の日(以下第三十八条の五までにおいて「平成二十三年改正法施行日」という。)から平成二十三年改正法施行日以後一年二月を経過する日までの間に納税地の所轄税務署長に提出した場合(当該税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該届出書を当該期間経過後に提出した場合を含む。)に限り、適用する。

租税特別措置法第七十条の七の二第三項の特例非上場株式等に係る同条第二項第一号に規定する認定承継会社(以下第三十八条の五までにおいて「認定承継会社」という。)が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合における当該認定承継会社に係る同法第七十条の二第一項の規定の適用を受ける経営承継相続人等(同条第二項第三号に規定する経営承継相続人等をいう。次項において同じ。)に対する同条第三項及び第五項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 当該認定承継会社の事業の用に供する資産が東日本大震災によって甚大な被害を受けた場合として政令で定める場合(当該認定承継会社が、租税特別措置法第七十条の七の二第二項第六号に規定する経営承継期間(平成二十三年三月十一日以後の期間に限る。以下この条及び次条において「経営承継期間」という。)内に同法第七十条の七の二第三項第二号若しくは第九号に掲げる場合又は特定期間(経営承継期間の末日の翌日から平成二十三年三月十一日の直前の経営報告基準日(同条第二項第七号に規定する経営報告基準日をいう。以下この号及び第三号において同じ。))の翌日以後十年を経過する日までの期間(最初の経営報告基準日が平成二十三年三月十一日後に到来する場合には、当該経営報告基準日の翌日から同日以後十年を経過する日までの期間)をいう。以下第三号までにおいて同じ。)内に同条第五項の表の第一号の上欄(同条第三項第九号に係る部分に限る。)に掲げる場合に該当することとなつた場合であっても、当該認定承継会社は、これらの場合に該当しないものとみなす。

二 当該認定承継会社の事業所(常時使用従業員が勤務している事務所、店舗、工場その他これらに類するものに限る。イにおいて同

じ。)が東日本大震災によつて被害を受けたことにより当該認定承継会社における雇用の確保が困難となつた場合として政令で定める場合(前号に掲げる場合に該当する場合を除く。)次に定めるところによる。

イ 各第一種基準日(租税特別措置法第七十二条の二第二項第七号イに規定する第一種基準日をいう。イにおいて同じ。)におけるその事業所(イにおいて「被災事業所」という。)の常時使用従業員の数の合計を経営承継期間の末日において経営承継期間内に存する第一種基準日の数で除して計算した数が、当該被災事業所の常時使用従業員の雇用が確保されているものとして政令で定める数を下回る数となつたことにより当該認定承継会社が同条第三項第二号に掲げる場合に該当することとなつた場合(当該認定承継会社の事業所のうち被災事業所以外の事業所がある場合にあつては、各第一種基準日における当該事業所の常時使用従業員の数の合計を経営承継期間の末日において経営承継期間内に存する第一種基準日の数で除して計算した数が、当該事業所の常時使用従業員の雇用が確保されているものとして政令で定める数以上である場合に限る。)であつても、当該認定承継会社は、同号に掲げる場合に該当しないものとみなす。

五項の表の第一号の上欄（同条第三項第九号に係る部分に限る。）に掲げる場合に該当することとなつた場合であつても、当該認定承継会社は、売上金額に応じた常時使用従業員の雇用が確保されているときとして政令で定めるとき限り、経営承継期間の末日（経営承継期間内に同条第三項第九号に掲げる場合又は特定期間内に同条第五項の表の第一号の上欄（同条第三項第九号に係る部分に限る。）に掲げる場合に該当することとなつた場合にあつては、経営報告基準日（当該売上金額に係る事業年度の翌事業年度中にあるものに限る。以下この号において「基準日」という。）の直前の経営報告基準日の翌日から当該基準日までの期間（次のイ又はロに掲げる場合にあつては、それぞれイ又はロに定める期間）においては、これらの場合に該当しないものとみなす。

二 平成二十三年改正法施行日から平成二十三年改正法施行日以後一年二月を経過する日
行日以後一年二月を経過する日
の取得をしていた者 平成二十三年改正法施
る相続又は遺贈により同項の非上場株式等
の取得をしていて、平成二十三年改正法施
行日以後一年二月を経過する日
年改正法施行日以後六月を経過する日までの
間に租税特別措置法第七十条の七の二第一項
の規定の適用に係る相続又は遺贈により同項
の非上場株式等の取得をした者 当該相続又
は遺贈に係る相続税の申告書の提出期限
租税特別措置法第七十条の七の四第三項の規
定により読み替えられた同法第七十条の七の二
第三項の特例相続非上場株式等に係る同法第七
十条の七の四第二項第一号に規定する認定相続
承継会社(以下この項において「認定相続承継会
社」という)が次の各号に掲げる場合に該
当することとなつた場合における当該認定相続
承継会社に係る同条第一項の規定の適用を受け
る経営相続承継受贈者(同条第二項第三号に規

二 当該認定相続承継会社の事業所（當時使用従業員が勤務している事務所、店舗、工場その他これらに類するものに限る。イにおいて同じ。）が東日本大震災によつて被害を受けたことにより当該認定相続承継会社における雇用の確保が困難となつた場合として政令で定める場合（前号に掲げる場合に該当する場合を除く。）次に定めるところによる。

イ 各第一種贈与基準日におけるその事業所（イにおいて、「被災事業所」という。）の當時使用従業員の数と各第一種相続基準日（租税特別措置法第七十条の七の四第二項第六号イに規定する第一種相続基準日をいいう。イにおいて同じ。）における被災事業所の當時使用従業員の数の合計を経営相続承継期間の末日において経営贈与承継期間内に存する第一種贈与基準日の数と各第一種相続基準日（租税特別措置法第七十条の七の三第三項第二号に掲げる場合に該当することとなつた場合（当該認定相続承継会社の事業所のうち）に被災事業所以外の事業所がある場合にあつては、各第一種贈与基準日における当該事業所の當時使用従業員の数と各第一種相続基準日における当該事業所の當時使用従業員の数と各第一種相続基準日における当該事業所の當時使用従業員の数の合計を経営相続承継期間の末日において経営贈与承継期間内に存する第一種贈与基準日の数と各第一種相続基準日（租税特別措置法第七十条の七の三第三項第九号に掲げる場合に該当しないものとみなす。）

ロ 当該認定相続承継会社が、経営相続期間内に租税特別措置法第七十条の七の四第三項の規定により読み替えられた同法第七十条の七の二第三項第九号に掲げる場合に該当しないものとみなす。

又は相続特定期間内に同法第七十条の七の四第三項の規定により読み替えられた同法第七十条の七の二第五項の表の第一号の上

欄(同条第三項第九号に係る部分に限る。)に掲げる場合に該当することとなつた場合であつても、当該認定相続承継会社は、これらの場合に該当しないものとみなす。

三 東日本大震災により当該認定相続承継会社
(東日本大震災)終了直前(二〇一二年三月一日)

同法第七十七条の七の四第三項の規定により読み替えられた同法第七十七条の七の二第三項第九号に掲げる場合又は相続特定期間内に同法第七十条の七の四第三項の規定により読み替えられた同法第七十条の七の二第五項の表の第一号の上欄（同条第三項第九号に係る部分に限る）に掲げる場合に該当することとなる場合にあっては、同法第七十条の七の四第二項第六号に規定する経営相続報告基準準（当該売上金額に係る事業年度の翌事業年度中にあるものに限る。以下この号において「基準日」という。）の直前の経営相続報告基準日の翌日から当該基準日までの期間（次イ又はロに掲げる場合にあっては、それぞれイ又はロに定める期間）においては、これらの場合に該当しないものとみなす。

イ 当該基準日が最初の経営相続報告基準日である場合 税特別措置法第七十条の七の四第一項の規定の適用に係る相続に係る

第

三十八条の四 経営承継受贈者が有する租税特別措置法第七十条の七第三項の特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社が前条第一項各号に掲げる場合に該当することとなつた場合において、当該経営承継受贈者又は当該認定贈与承継会社が経営贈与承継期間内に次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該経

2

前項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第七十条の七第十六項の規定の適用については、同項中「その該当することとなつた日」とあるのは、「その該当することとなつた日」(当該日が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第百十九号)

1

について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があつたとき。
前項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第七十条の七の二第十七項の規定の適用については、同項中、「その該當することとなつた日」とあるのは、「その該當することとなつた日」(当該日が東日本大震災の被災者等に

1

の四第一項の規定の適用を受ける経営相続承継受贈者（次の各号に掲げる者に限る。）が財務省令で定めるところにより前項の規定の適用を受けたい旨の届出書を当該各号に掲げる者の区分に応じ平成二十三年改正法施行日から当該各号に定める日までの間に納税地の所轄税務署長に提出した場合（当該税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該届出書を当該期間経過後に提出した場合を含む。）に限り、適用する。

転完全子会社となつたとき（当該他の会社が当該経営承継受贈者と政令で定める特別の関係がある者以外のものであり、かつ、当該株式交換又は株式移転に際して当該他の会社の株式又は出資の交付がないときに限る。）を除く。）

イ その譲渡又は贈与が当該経営承継受贈者と政令で定める特別の関係がある者以外の者のうちの一人の者として政令で定めるものに対する行うものであるとき。

ロ その譲渡又は贈与が、民事再生法（平成

る。一 当該経営承継相続人等が当該認定承継会社の非上場株式等の全部の譲渡又は贈与をしたとき（次のイ又はロのいずれかに該当するとき）に限り、当該認定承継会社が株式交換又は株式移転により他の会社の会社法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全子会社又は同法第七百七十三条第一項第五号に規定する株式移転完全子会社となつたとき（当該他の会社が当該経営承継相続人等と政令で定める特別の関係がある者以外のもので

相続税の申告書の提出期限の翌日から当該基準日までの期間

當承継受贈者又は当該認定贈与承継会社は、それぞれ同法第七十条の七第十六項第一号又は第二号に掲げる場合に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

の施行の日前である場合には、当該施行の日以下この項において同じ。」と、同項第一号及び第二号中「の末日の翌日以後に」とあるのは「内に」とするほか、前項の規定の適用に関する

係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第二百十九号)の施行の日前である場合には、当該施行の日。以下この項において同じ。」と、同項第一号及び第二号中「の末日の翌日以後に」とあるのは「内に」とするほか、前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

2 定する指定地域内に本店を有していた会社又は現にその事業の用に供していた建物が東日本大震災により滅失若しくは損壊をした会社に限る)の売上金額が大幅に減少した場合として政令で定める場合(前二号に掲げる場合に該当する場合を除く)。前項の個人が同項の規定の適用を受けようとする

6 前項の個人が同項の規定の適用を受けようとする場合における租税特別措置法第七十条の七の二第九項の規定の適用については、同項由り
「又は当該」とあるのは、「又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の五第五項の規定の適用を受けるようとする旨を記載した書類並びに当該」と

3 延納申請者に係る国税通則法第十一条の規定により延長された期限までの期間は、前項において読み替えて適用する相続税法第三十九条第二項本文に規定する期間に算入しない。

被災延納申請者（延納を求めるとする相続税の納期限又は納付すべき日が平成二十三年三月十一日以後である者に限る。）又は相続税法

前二項の規定は、租税特別措置法第七十条の七の四第一項の規定により納稅の猶予がされた相続税の免除について準用する。この場合において、第三項中「経営承継相続人等が有する」とあるのは「前条第六項に規定する経営相続承継受贈者が有する」と、「第七十条の七の二(第二項)第三項」とあるのは「第七十条の七の四第三項の

する場合における租税特別措置法第七十条の二第九項の規定の適用については、同項中の「又は当該」とあるのは、「又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の五第一項の規定の適用を受けるようとする旨を記載した書類並びに当該」とする。

第三十八条の六 東日本大震災によつて被害を受けたことにより相続税法第三十九条第一項の規定による延納の許可の申請に係る手続に関し国税通則法第十一条の規定の適用を受ける者（以下この条において「被災延納申請者」という。）（延納の許可の申請等に係る期限等の特例）する。

第三十九条第二項の規定により当該延納の申請求の許可若しくは却下をしようとする税務署長に係る同条の規定の適用については、同項中「三ヶ月以内」とあるのは、「三月にその延納を求めてうとする相続税の納期限又は納付すべき日から東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の六第三項

第三十八条の五 平成二十三年三月十一日から平

一号の規定の適用については、同号中「要件の

等に係る期限等の特例)に規定する被災延納申
項ただし書及び第二十七項中「六月」とあるの

4 全て」とあるのは、「要件(口に掲げるものを除く。)の全て」とする。

前項の個人が同項の規定の適用を受けようとする場合における租税特別措置法第七十条の七の四第七項の規定の適用については、同項第一号中「当該」とあるのは、「東日本大震災の被

請者（以下この条及び第五十二条において「被災延納申請者」という。）に係る国税通則法第十一條（災害等による期限の延長）の規定により延長された期限までの期間（以下この条及び第五十二条において「延長期間」という。）を加算した期間内」と、同条第八項ただし書中は「六月に被災延納申請者に係る特定延长期間（その延納を求める相続税の納期限マは納付すべき日から当該通知を受けた日までの期間を除く。）を加算した期間」とする。

4 第二項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、第二

定の適用については、同号中「要件の全て」とあるのは、「要件（口に掲げるものを除く。）の全て」とする。

一 当該会社の事業の用に供する資産が東日本大震災によって甚大な被害を受けた場合として政令で定める場合

二 当該会社の事業所（租税特別措置法第七十

5 災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の五第三項の規定の適用を受けようとする旨を記載した書類並びに当該」とする。

「六月」とあるのは「六月に被災延納申請者に係る延長期間を加算した期間」と、同条第十五項ただし書、第二十項ただし書及び第二十七項中「六月」とあるのは「六月に被災延納申請者に係る延長期間（平成二十三年三月十一日以後に同項の規定による通知を受けた場合には、同日から当該通知を受けた日までの期間を除く。）

5 第一項又は第三項の規定の適用を受けた被災延納申請者の第一回に納付すべき分納税額の納期限が相続税法第三十三条又は国税通則法第三十五条第二項の規定による納期限又は納付すべき

条の七の二第二項第一号イに規定する當時使用従業員が勤務している事務所、店舗、工場その他これらに類するものに限る。)が東日本大震災によって被害を受けたことにより当該会社における雇用の確保が困難となつた場合として政令で定める場合(前号に掲げる場合に該当する場合を除く。)
三 東日本大震災により当該会社(東日本大震災の発生直前において第三十四条第一項に規定

る被相続人から同項の規定の適用に係る相続マスクは遺贈により認定承継会社の同項に規定する非上場株式等の取得をした個人が同項の規定の適用を受けようとする場合（当該認定承継会社が第三十八条の三第三項各号に掲げる場合に該当する場合に限る。）における同法第七十条の七の二第二項第三号の規定の適用については、同号中「要件の全て」とあるのは、「要件（へに掲げるものを除く。）の全て」とする。

2 を加算した期間」とする。
前項の規定の適用がある場合（相続税法第三十九条第五項の規定による担保提供関係書類の提出期限その他政令で定める延納の許可の申請に係る手続に関する期限が平成二十三年三月十日以前である場合を除く。）において同条第第一項、第十六項、第十七項又は第二十一項の規定により読み替えられた同条第二項の規定を適用するときは、平成二十三年三月十一日から被承

き日の翌日から一年を経過した日以後となる場合における相続税法第五十二条第一項の規定の適用については、次に定めるところによる。
一 第一回に納付すべき分納税額に併せて納付する利子税については、相続税法第五十二条第一項第一号中「期間」とあるのは、「期間内」(当該納期限又は納付すべき日の翌日以後一年を経過した日から第一回に納付すべき分納税額の納期限までの期間を除く。)とする。

二 第二回に納付すべき分納税額に併せて納付する利子税については、相続税法第五十二条第一項第二号中「第二回以後」とあるのは、「第二回」と、「前回の分納税額の納期限」とあるのは、「前号に規定する納期限又は納付すべき日の翌日以後一年を経過する日」とする。

三 第三回以後に納付すべき分納税額に併せて納付する利子税については、相続税法第五十二条第一項第二号中「第二回以後」とあるのは、「第三回以後」とする。

四 第一項又は第三項の規定の適用を受けた被災延納申請者に係る延納の許可の申請について相続税法第三十九条第二項の規定による延納の申請の却下があった場合又は同条第十二項の規定により延納の申請を取り下げたものとみなされた場合には、同法第五十二条第四項の規定の適用については、同項中「(同条第二十二項第1号(同条第二十九項又は第四十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用する第三十九条第八項ただし書に規定する災害等延長期間又は同条第二十二項第二号(同条第二十九項又は第四十四条第二項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める期間を除く。)」とあるのは、「被災延納申請者に係る延長期間又は特定延長期間を除く。」とする。

五 第一項又は第三項の規定の適用を受けた被災延納申請者が延納の申請を取り下げた場合における延滞税については、当該被災延納申請者に係る第一項において読み替えて適用する相続税法第三十九条第二項に規定する延長期間又は第六十条第三項において読み替えて適用する同条第二項に規定する特定延长期間は、国税通則法第六十条第二項の規定による延滞税の計算の基礎となる期間に算入しない。
(物納の許可の申請等に係る期限等の特例)

六 第三十八条の七 東日本大震災によつて被害を受けたことにより相続税法第四十二条第一項の規定による物納の許可の申請に係る手続に関する国税通則法第十一条の規定の適用を受ける者(以下この条において「被災物納申請者」という。)であつて平成二十三年三月十日までに当該申請(物納を求めるようとする相続税の納期限又は納付すべき日が同月十日以前あるものに限る。)をしたもの又は相続税法第四十二条第二項の規定により当該申請の許可若しくは却下をしよう

とする税務署長に係る同条の規定の適用については、同項中「三月以内」とあるのは「三月に平成二十三年三月十一日から東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の七第一項（物納の許可の申請等に係る期限等の特例）に規定する被災物納申請者（以下この条及び第五十三条において「被災物納申請者」という。）に係る国税通則法第十一条（災害等による期限の延長）の規定により延長された期限までの期間（以下この条及び第五十三条において「延长期間」という。）を加算した期間内」と、同条第六項ただし書中に「一年」とあるのは「一年に被災物納申請者に係る延长期間を加算した期間」と、同条第十三項ただし書、第十五項及び第二十五回五項ただし書中「一年」とあるのは「一年に被災物納申請者に係る延长期間（平成二十三年三月十一日以後に同項の規定による通知を受けた場合には、同日から当該通知を受けた日までの期間を除く。）を加算した期間」とする。

前項の規定の適用がある場合（相続税法第十四条第四項の規定による物納手続関係類の提出期限その他政令で定める物納の許可の申請に係る手続に関する期限が平成二十三年三月十一日以前である場合を除く。）において同条第七項、第十四項又は第二十六項の規定により読み替えられた同条第二項の規定を適用するとときは、平成二十三年三月十一日から被災物納申請者に係る国税通則法第十一条の規定により延長された期限までの期間は、前項において読み替えて適用する相続税法第四十二条第二項本文に規定する期間に算入しない。

間（以下この条及び第五十三条において「特定延長期間」という。）を加算した期間内」と、同条第六項ただし書中「一年」とあるのは「一年に被災物納申請者に係る特定延長期間を加算した期間」と、同条第十三項ただし書、第十五項目及び第二十五項ただし書中「一年」とあるのは「一年に被災物納申請者に係る特定延長期間を加算した期間を除く。」と加算した期間」とする。

4 第二項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、第二項中「平成二十三年三月十一日」とあるのは、「その物納を求めるようとする相続税の納期限又は納付すべき日から当該通知を受けた日までの期間を除く。」を加算した期間」とする。

5 第一項又は第三項の規定の適用を受けた被災物納申請者に係る物納が許可された場合における相続税法第五十三条第一項の規定の適用については、同項中「第四十二条第二十八条項第一号の規定により読み替えて適用する同条第六項ただし書に規定する災害等延長期間又は同条第二十八項第二号に規定する政令で定める期間（以下この条において「災害等延長期間等」という。）を除く。」とあるのは、「（被災物納申請者に係る延長期間又は特定延長期間を除く。）

6 第一項又は第三項の規定の適用を受けた被災物納申請者に係る物納の許可の申請について相続税法第四十二条第二項の規定による物納の申請の却下があった場合又は同条第十項の規定により物納の申請を取り下げたものとのみなされた場合における同法第五十三条第六項の規定の適用については、同項中「（災害等延長期間等を除く。）」とあるのは、「（被災物納申請者に係る延長期間又は特定延長期間を除く。）」とする。

7 第一項又は第三項の規定の適用を受けた被災物納申請者が物納の申請を取り下げた場合における延滞税については、当該被災物納申請者に係る第一項において読み替えて適用する相続税法第四十二条第二項に規定する延長期間又は第三項において読み替えて適用する同条第二項に規定する特定延長期間は、国税通則法第六十条の規定による延滞税の計算の基礎となる期間に算入しない。

で定める者（次条第一項において「被災者」という。）が東日本大震災により滅失した建物若しくは東日本大震災により損壊したため取り壊した建物又は警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた建物（以下この項及び同条第一項において「滅失建物等」という。）に代わるものとして新築又は取得をした建物（当該対象区域内に所在していた建物に代わるものにあっては、同日から当該警戒区域設定指示等が解除された日以後三月（当該建物に代わるものがあるものとし、新築されたものであるときは、一年）を経過する日までの間に新築又は取得をしたものに限る。）で政令で定めるもの（以下この項において「代替建物」という。）の所有権の保存又は移転の登記については、財務省令で定めるところによりこの法律の施行の日の翌日から令和八年三月三十一日までの間（当該対象区域内に所在していた滅失建物等の代替建物の所有権の保存又は移転の登記にあつては、当該代替建物の新築又は取得後一年以内）に受けるものに限り、登録免許税を課さない。

の翌日から令和八年三月三十一日までの間（同条第一項の対象区域内に所在していた滅失建物等の被災代替建物の敷地の用に供される土地の所有権の移転又は地上権若しくは賃借権の設定若しくは移転の登記にあつては、当該土地の所有権又は地上権若しくは賃借権の取得後一年以内に受けるものに限り、登録免許税を課さない。）前項の規定の適用を受ける土地の所有権又は地上権若しくは賃借権の取得のための資金の貸付けが行われる場合又はその対価の支払が賦払の方法により行われる場合におけるその貸付けに係る債権又はその賦払金に係る債権を担保するために受ける当該土地を目的とする抵当権の設定の登記については、当該土地の所有権の移転又は地上権若しくは賃借権の設定若しくは移転の登記と同時に受けるものに限り、登録免許税を課さない。

（東日本大震災の被災者等が取得した農用地に係る所有権の移転登記等の免税）

第四十条の二 東日本大震災の被災者（農業を営む者に限る。）であつて政令で定めるもの又はその者の相続人その他の政令で定める者が東日本大震災により耕作若しくは養畜の用に供することが困難となつた農用地（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第四条第一項第一号に規定する農用地をいう。以下この条において同じ。）として政令で定めるもの又は警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた農用地（以下この項において「被災農用地」という。）に代わるものとして取得をした農用地（当該被災農用地の状況その他の事情を勘査して政令で定める面積を超えない部分に限り、当該対象区域内に所在していた被災農用地との間に代わるものにあつては、同日から当該警戒区域設定指示等が解除された日以後三月を経過する日までの間に取得をしたものに限る。）の所有権の移転の登記については、財務省令で定めることによるところにより東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十九号）の施行の日の翌日から令和八年三月三十一日までの間（当該対象区域内に所在していた被災農用地に代わる農用地の所有権の移転の登記にあつては、当該農用地の取得後一年以内に受けるものに限り、登録免許税を課さない。

2 前項の規定の適用を受ける農用地の取得のための資金の貸付けが行われる場合又はその対価の支払が賦払の方法により行われる場合におけるその貸付けに係る債権又はその賦払金に係る債権を担保するために受ける当該農用地を目的とする抵当権の設定の登記については、当該農用地の所有権の移転の登記と同時に受けるものに限り、登録免許税を課さない。

(農用地利用集積等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減の特例)

第四十条の二-二 福島復興再生特別措置法第十七条の二十五第一項の規定により福島県知事が同項の農用地利用集積等促進計画を定めている場合における租税特別措置法第七十七条の規定の適用については、同条中「農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第一項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第七条第四項第一号に規定する農用地利用集積等促進事業(同号に規定する福島農林水産業振興施設の整備に係るもの)を除く。」に係る同法第十七条の二十五第一項」と「農業経営基盤強化促進法第四条第一項第一号」とあるのは「同法第十七条の二十四第一項」とする。

前項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(被災関連市町村から特定の交換により土地を取得した場合の所有権の移転登記の免稅)

第四十条の三 東日本大震災復興特別区域法第十六条第一項に規定する復興整備計画に記載された同条第二項第四号に規定する復興整備事業(防災のための集団移転促進事業に係る国・財政上の特別措置等に関する法律(昭和四十七年法律第百三十二号)以下この条において「集団移転促進法」という)第二条第二項に規定する集団移転促進事業(復興庁設置法等の一部を改正する法律(令和二年法律第四十六号)第二条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法(以下この条において「旧特区法」という)第七十七条第一項に規定する復興交付金事業計画に記載されているものに限る。)により当該復興整備計画を作成した旧特区法第四十六条第一項に規定する被災関連市町村が取得した集団移転促進法第一条第一項に規定する移転促進区域内の土地の利用に係るものに限る。)の実施区域(東日本大震災復興特別区域法第六十四条第一項の規定により同項の届出対象区域

として指定された区域に限る。)内の土地に閑する権利を有する者が、平成二十八年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に当該復興整備事業の用に供するため当該土地に関する権利を当該被災関連市町村に対し交換により譲渡し、かつ、当該交換により当該被災関連市町村の有する当該実施区域外の土地の所有権の取得をした場合には、当該土地の所有権の移転の登記については、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

(帰還・移住等環境整備推進法人が取得をした不動産に係る所有権等の移転登記等の税率の輕減)

第四十条の四 福島復興再生特別措置法第四十八条の十四第一項の規定により指定された同項に規定する帰還・移住等環境整備推進法人で政令で定めるものが、平成三十一年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に、同法第三十三条第一項に規定する帰還・移住等環境整備事業計画に記載された次に掲げる事業の用に供するため同法第十八条第二項第二号に規定する避難解除区域等内の土地又は建物の所有権、地上権又は賃借権の取得をした場合には、当該土地又は建物の所有権の移転又は地上権若しくは賃借権の設定若しくは移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)第九条の規定にかかるわらず、所有権の移転の登記にあっては千分の十とし、地上権又は賃借権の設定又は移転の登記にあつては千分の五とする。

一 福島復興再生特別措置法第三十二条第一項に規定する特定公益的施設又は特定公共施設を整備する事業として財務省令で定めるもの

二 適正な形状、面積等を備えた一団の土地とするための事業として財務省令で定めるもの(東日本大震災の被災者等が建造又は取得をした漁船に係る所有権の保存登記等の免税)

第四十一条 東日本大震災の被災者であつて政令で定めるもの又はその者の相続人その他の政令で定める者が東日本大震災により滅失した漁船(東日本大震災により損壊したため取り壊した漁船で政令で定めるものの所有権の保存又は移転の登記については、財務省令で定めるところ

2 錄免許税を課さない。

前項の規定の適用を受ける漁船の建造又は取得のための資金の貸付けが行われる場合又はその対価の支払が賦税の方法により行われる場合におけるその貸付けに係る債権又はその賦税金に係る債権を担保するために受ける当該漁船を目的とする抵当権の設定の登記については、当該漁船の所有権の保存又は移転の登記と同時に受けるものに限り、登録免許税を課さない。

(経営強化計画に基づき行う登記の税率の軽減)

第四十一条の二 次の各号に掲げる事項について登記を受ける場合において、当該事項が、金融機能の強化のための特別措置に関する法律(平成十六年法律第二百二十八号)附則第八条第三項の規定により適用される同法第十九条第一項の変更後の経営強化計画に係る当該規定による主務大臣の承認(第三十四条第一項に規定する指定地域に於ける被災者に対する信用供与の円滑化に資する金融機関等(同法第二条第一項に規定する金融機関等をいう。以下この項において同じ。))として政令で定めるもの(次項において「特定金融機関等」という。)の自己資本の充実のために行う同法第二条第三項に規定する株式等の引受け等に係る申込みに基づくものであつて、東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第八十号)の施行の日から令和八年三月三十一日までの間に金融機関等が提出したこれらの変更後の経営強化計画に係るものに限る。)に係るものであるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該承認の日から一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかるわらず、当該各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

合併により増加した資本金の額のうち、合併により消滅した会社の当該合併の直前における資本金の額として財務省令で定めるものを超える資本金の額に対応する部分については、千分の一・五)

三 分割による株式会社の設立又は資本金の額の増加 千分の一・五

四 合併による不動産の所有権の取得 千分の一

五 法人の設立、資本金若しくは出資金の額の増加又は事業に必要な資産の譲受けの場合における抵当権の取得(次号に掲げるものを除く) 千分の一〇・五

六 合併による抵当権の取得 千分の一〇・五

特定金融機関等が、前項の期間内に、新設分割又は吸収分割を行つた場合における同項(第一号から第三号まで及び第五号を除く。)の規定の適用については、「同項第四号及び第六号中「合併」とあるのは、「分割」とする。

第六章 消費税法等の特例

(納税義務の免除の規定の適用を受けない旨の届出等に関する特例)

第四十二条 東日本大震災の被災者である事業者(以下この条において「被災事業者」という。)で被災日(事業者が被災事業者となつた日をいう。以下この条において同じ。)の属する課税期間以後の課税期間につき消費税法第九条第四項の規定の適用を受けようとするものが、同項の規定による届出書を国税庁長官が東日本大震災の状況及び東日本大震災に係る国税通則法第十一条の規定による申告に関する期限の延長の状況を勘案して別に定める日(以下この条において「指定日」という。)までにその納稅地を所轄する税務署長に提出したときは、当該届出書を同項の規定の適用を受けようとする課税期間の初日の前日(当該課税期間が同項に規定する事業を開始した日の属する課税期間その他の政令で定める課税期間であつて、かつ、当該届出書が当該課税期間の末日の翌日以後に提出された場合には、当該課税期間の末日)に当該課税義務署長に提出したものとみなして、同項の規定を適用する。

二 消費税法第九条第四項の規定による届出書を提出した事業者が被災事業者となつた場合又は被災事業者が指定日までに当該届出書を提出した場合におけるこれらの事業者の被災日の属する課税期間以後の課税期間(当該届出書の提出

3 被災事業者で被災日の属する課税期間以後の課税期間につき消費税法第九条第四項の規定の適用を受けることやめようとするものが、同条第五項の規定による届出書の提出については、同条第六項及び第七項の規定は、適用しない。

4 被災事業者で被災日の属する課税期間以後の納税地を所轄する税務署長に提出したときは、当該届出書を同条第四項の規定の適用を受けることをやめようとするものが、同条第五項の規定による届出書を指定日までにその納税地を所轄する税務署長に提出したものとみなして、同条第八項の規定を適用する。

5 消費税法第十二条の二第一項に規定する新設法人が被災事業者となつた場合（当該新設法人が国税通則法第十一条の規定の適用を受けたものでない場合にあっては、この項の規定の適用を受けようとする旨を記載した届出書を消費税法第十二条の二第二項に規定する基準期間がなない事業年度のうち最後の事業年度終了の日と指定日とのいずれか遅い日までにその納税地を所轄する税務署長に提出した場合に限る。）における当該被災事業者の被災日の属する課税期間以後の課税期間に係る同法第三十七条第一項の規定による届出書の提出については、同条第三項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

6 被災事業者で被災日の属する課税期間以後の課税期間につき消費税法第三十七条第一項の規定の適用を受けようとするものが、同項の規定による届出書を指定日までにその納税地を所轄する税務署長に提出したときは、当該届出書を同項の規定の適用を受けようとする課税期間の初日の前日（当該課税期間が同項に規定する事業を開始した日の属する課税期間その他の政令で定める課税期間であつて、かつ、当該届出書が当該課税期間の末日の翌日以後に提出された場合には、当該課税期間の末日）に当該税務署長に提出したものとみなして、同項の規定を適用する。

7 消費税法第三十七条规定による届出書を提出した事業者が被災事業者となつた場合は、又被災事業者が指定日までに当該届出書を提出する。

8 被災事業者で被災日の属する課税期間以後の課税期間（当該届出書の提出により同項の規定の適用を受けることとなる課税期間に限る。）に係る同条第五項の規定による届出書の提出については、同条第六項の規定は、適用しない。

9 課税期間につき消費税法第三十七条规定による届出書を指定日までにその納税地を所轄する税務署長に提出したときは、当該届出書を同条第一項の規定の適用を受けることをやめようとする課税期間の初日までの前に当該税務署長に提出したものとみなして、同条第七項の規定を適用する。

9 第六項又は前項の届出書を提出した被災事業者がその提出前に消費税法第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載した申告書を提出している場合におけるこれらの規定の適用その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

際に納付された自動車重量税の額に相当する金額のうち政令で定めるところにより計算した金額を、当該被災自動車の所有者に（当該被災自動車の所有者が当該被災自動車に係る自動車重量税を納付したものとみなして、当該被災自動車の所有者に対する租税の減免、徵收猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第七百七十五号）第九条の規定の適用がある場合は、この限りでない。）
2 車両番号の指定（自動車重量税法第二条第一項第三号に規定する車両番号の指定をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）を受けた軽自動車（道路運送車両法第三条に規定する軽自動車をいう。）のうち、車両番号の指定を受けた後に東日本大震災を原因として軽自動車の使用を廃止したものとして財務省令で定めるもの（以下この条及び次条において「被災届出軽自動車」という。）については、令和三年三月三十一日までの間、当該車両番号の指定を受ける際に納付された自動車重量税の額に相当する金額のうち政令で定めるところにより計算した金額を、当該被災届出軽自動車の所有者に（当該被災届出軽自動車の所有者が当該被災届出軽自動車に係る自動車重量税の納稅者でない場合にあっては、当該被災届出軽自動車につき當該被災届出軽自動車の所有者が当該自動車重量税を納付したものとみなして、当該被災届出軽自動車の所有者に）還付する。ただし、災害による被害者に対する租税の減免、徵收猶予等に関する法律第九条の規定の適用がある場合は、この限りでない。
3 前二項の規定によりこれらの項の還付金の還付を受けようとする被災自動車又は被災届出軽自動車の所有者は、政令で定める事項を記載した申請書を、政令で定めるところにより、国土交通大臣等（自動車重量税法第十条に規定する国土交通大臣等をいう。）を経由して、政令で定める場所の所轄税務署長に提出しなければならない。
4 第一項及び第二項の規定による還付金には、付さない。

(被災自動車等の使用者であった者が取得する自動車に係る自動車重量税の免稅)

第四十六条 被災自動車若しくは被災届出軽自動車の使用者であつた者又はその者の相続人(その者と生計を一にしていた者に限る。)その他政令で定める者(次項において「被災使用者」という。)が、当該被災自動車に代えて平成二十三年三月十一日から令和三年三月三十一日までの間に検査自動車(自動車重量税法第二条第一項第二号に規定する検査自動車をいい、大型特殊自動車及び政令で定める被牽引自動車を除く。以下この条において同じ。)又は届出軽自動車(同法第二条第一項第三号に規定する届出軽自動車をいい。以下この条において同じ。)を取得し当該検査自動車又は当該届出軽自動車について自動車検証の交付等(平成二十三年三月十一日以後最初に受けるものに限り、同法第五条第三号に掲げる自動車に係るもの)を除く。以下この項及び次項において同じ。)又は車両番号の指定(平成二十三年三月十一日以後最初に受けるものに限り、当該自動車検査証の交付等又は車両番号の指定に係る自動車重量税を免除する。

2
和三年三月三十一日までの間に取得し自動車検査証の交付等を受けた検査自動車の数と当該期間内に取得し車両番号の指定を受けた届出軽自動車の数とを合計した数が、当該被災使用者に係る被災自動車の数と被災届出軽自動車の数とを合計した数を超える場合は、当該合計した数を超えることとなる検査自動車又は届出軽自動車については、前項の規定は、適用しない。

3
検査自動車又は届出軽自動車の売買契約において、売主が当該検査自動車又は届出軽自動車の所有権を留保している場合その他政令で定める場合には、当該売買契約の締結その他政令で定める行為を当該検査自動車又は届出軽自動車の取得とみなして、前二項の規定を適用する。(特別貸付けによる消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税)

第四十七条 地方公共団体又は株式会社日本政策金融公庫その他政令で定める者(以下この条において「公的貸付機関等」という。)が東日本大震災により被害を受けた者に対して行う金銭

の貸付け(当該公的貸付機関等が行う他の金銭の貸付けの条件に比し特別に有利な条件で行う金銭の貸付けとして政令で定めるものに限る。)に係る印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)別表第一第一号の課税物件の物件名の欄3に掲げる消費貸借に関する契約書(次項において「消費貸借に関する契約書」という。)のうち、平成二十三年三月十一日から令和八年三月三十一日までの間に作成されるものについて

は、印紙税を課さない。

2

銀行その他資金の貸付けを業として行う金銭の貸付け(当該金融機関が行う他の金銭の貸付けの条件に比し特別に有利な条件で行う金銭の貸付けとして政令で定めるものに限る。)が東日本大震災における「金融機関」という。)が東日本大震災の被災者であつて政令で定めるものに対しても行う金銭の貸付け(当該金融機関が行う他の金銭の貸付けの条件に比し特別に有利な条件で行う金銭の貸付けとして政令で定めるものに限る。)に係る消費貸借に関する契約書のうち、平成二十三年三月十一日から令和八年三月三十一日までの間に作成されるものについては、政令で定めるところにより、印紙税を課さない。

第四十八条 銀行その他の資金の貸付け又は手形の割引を業として行う金融機関として政令で定めるもの(以下この条において「金融機関」といいう。)が保存する東日本大震災の発生前に作成された次の各号に掲げる文書が東日本大震災により滅失したことにより、当該滅失した文書(以下この条において「滅失文書」という。)の作成者と当該金融機関との間における約定に基づく当該金融機関の求めに応じて作成される当該各号に掲げる文書のうち、平成二十三年三月十一日から平成二十五年三月三十一日までの間に作成されるものについては、政令で定めるところにより滅失したことにより、印紙税を課さない。

第四十九条 東日本大震災の被災者であつて政令で定めるもの又はその者の相続人その他の政令で定める者(次項において「被災者」という。)が、同表第一第一号の課税物件の物件名の欄1に掲げる不動産の譲渡に関する契約書(東日本大震災の被災者が作成したもののとみなす。)で、当該契約書と当該契約書以外の同号に掲げる契約書とに該当する場合における当該一の文書を含む。)又は同表第二号に掲げる印紙税法別表第一第一号の課税物件の物件名の欄1に掲げる不動産の譲渡に関する契約書(建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二条第一項に規定する建設工事の請負に係る契約に基づき作成されるものに限る。)のうち、平成二十三年三月十一日から令和八年三月三十一日まで(第一号に規定する対象区域内建物に係るものであつて同号から第五号までのいずれかに該当する場合に作成するものについては、警戒区域設定指示等が行われた日から当該警戒区域設定指示等が解除された日以後三月を経過する日と同年三月三十一日との間には、該当する日と同年三月三十一日との間には、該当する日と同年三月三十一日との間に作成されるものについては、政令で定めるところにより滅失したことにより、印紙税を課さない。

第五十条 東日本大震災の被災者(農業を営む者)と当該契約書と当該契約書以外の同号に掲げる契約書とに該当する場合における当該一の文書が東日本大震災の被災者が作成する印紙税の非課税

三
減失等建物又は対象区域内建物に代わるものとして政令で定める建物(以下この項において「代替建物」という。)の敷地の用に供する土地を取得する場合

四
代替建物を取得する場合

五
代替建物を新築する場合

六
損壊建物を修繕する場合

2
前項の場合において、同項の規定の適用を受ける被災者(以下この項において「非課税被災者」という。)と当該非課税被災者以外の者が作成したものとみなす。

四
代替建物を取得する場合

五
代替建物を新築する場合

六
損壊建物を修繕する場合

2
前項の場合において、同項の規定の適用を受ける被災者(以下この項において「非課税被災者」という。)と当該非課税被災者以外の者が作成した前項に規定する契約書につい

ては、当該非課税被災者が保存するものは当該

融機関の営業所、事務所その他これらに準ずる

もの(以下この項において「金融機関の営業所

等」という。)ごとに、当該金融機関の営業所

等の所在地の所轄税務署長に提出しなければな

らない。

四
代替建物を新築する場合

五
代替建物を取得する場合

六
損壊建物を修繕する場合

2
前項の場合において、「代替建物」という。の敷地の用に供

する土地を取得する場合

四
代替建物を取得する場合

五
代替建物を新築する場合

六
損壊建物を修繕する場合

2
前項の規定の適用を受ける同項各号に掲げる文書の作成を求めるようとする金融機関は、当該文書の作成を最初に求めるときまでに、同項各号に掲げる文書の作成を求めるようとする旨を記載した届出書を当該文書の作成を求める当該金融機関の営業所、事務所その他これらに準ずる

もの(以下この項において「金融機関の営業所

等」という。)ごとに、当該金融機関の営業所

等の所在地の所轄税務署長に提出しなければな

らない。

四
代替建物を新築する場合

五
代替建物を取得する場合

六
損壊建物を修繕する場合

2
前項の規定の適用を受ける同項各号に掲げる文書の作成を求めるようとする金融機関は、当該文書の作成を最初に求めるときまでに、同項各号に掲げる文書の作成を求めるようとする旨を記載した届出書を当該文書の作成を求める当該金融機関の営業所、事務所その他これらに準ずる

もの(以下この項において「金融機関の営業所

等」という。)ごとに、当該金融機関の営業所

等の所在地の所轄税務署長に提出しなければな

らない。

四
代替建物を新築する場合

五
代替建物を取得する場合

六
損壊建物を修繕する場合

2
前項の規定の適用を受ける同項各号に掲げる文書の作成を求めるようとする金融機関は、当該文書の作成を最初に求めるときまでに、同項各号に掲げる文書の作成を求めるようとする旨を記載した届出書を当該文書の作成を求める当該金融機関の営業所、事務所その他これらに準ずる

もの(以下この項において「金融機関の営業所

等」という。)ごとに、当該金融機関の営業所

等の所在地の所轄税務署長に提出しなければな

らない。

四
代替建物を新築する場合

五
代替建物を取得する場合

六
損壊建物を修繕する場合

2
前項の規定の適用を受ける同項各号に掲げる文書の作成を求めるようとする金融機関は、当該文書の作成を最初に求めるときまでに、同項各号に掲げる文書の作成を求めるようとする旨を記載した届出書を当該文書の作成を求める当該金融機関の営業所、事務所その他これらに準ずる

もの(以下この項において「金融機関の営業所

等」という。)ごとに、当該金融機関の営業所

等の所在地の所轄税務署長に提出しなければな

らない。

四
代替建物を新築する場合

五
代替建物を取得する場合

六
損壊建物を修繕する場合

2
前項の規定の適用を受ける同項各号に掲げる文書の作成を求めるようとする金融機関は、当該文書の作成を最初に求めるときまでに、同項各号に掲げる文書の作成を求めるようとする旨を記載した届出書を当該文書の作成を求める当該金融機関の営業所、事務所その他これらに準ずる

もの(以下この項において「金融機関の営業所

等」という。)ごとに、当該金融機関の営業所

等の所在地の所轄税務署長に提出しなければな

らない。

四
代替建物を新築する場合

五
代替建物を取得する場合

六
損壊建物を修繕する場合

2
前項の規定の適用を受ける同項各号に掲げる文書の作成を求めるようとする金融機関は、当該文書の作成を最初に求めるときまでに、同項各号に掲げる文書の作成を求めるようとする旨を記載した届出書を当該文書の作成を求める当該金融機関の営業所、事務所その他これらに準ずる

もの(以下この項において「金融機関の営業所

等」という。)ごとに、当該金融機関の営業所

等の所在地の所轄税務署長に提出しなければな

らない。

四
代替建物を新築する場合

五
代替建物を取得する場合

六
損壊建物を修繕する場合

2
前項の規定の適用を受ける同項各号に掲げる文書の作成を求めるようとする金融機関は、当該文書の作成を最初に求めるときまでに、同項各号に掲げる文書の作成を求めるようとする旨を記載した届出書を当該文書の作成を求める当該金融機関の営業所、事務所その他これらに準ずる

もの(以下この項において「金融機関の営業所

等」という。)ごとに、当該金融機関の営業所

等の所在地の所轄税務署長に提出しなければな

らない。

四
代替建物を新築する場合

五
代替建物を取得する場合

六
損壊建物を修繕する場合

2
前項の規定の適用を受ける同項各号に掲げる文書の作成を求めるようとする金融機関は、当該文書の作成を最初に求めるときまでに、同項各号に掲げる文書の作成を求めるようとする旨を記載した届出書を当該文書の作成を求める当該金融機関の営業所、事務所その他これらに準ずる

もの(以下この項において「金融機関の営業所

等」という。)ごとに、当該金融機関の営業所

等の所在地の所轄税務署長に提出しなければな

らない。

四
代替建物を新築する場合

五
代替建物を取得する場合

六
損壊建物を修繕する場合

2
前項の規定の適用を受ける同項各号に掲げる文書の作成を求めるようとする金融機関は、当該文書の作成を最初に求めるときまでに、同項各号に掲げる文書の作成を求めるようとする旨を記載した届出書を当該文書の作成を求める当該金融機関の営業所、事務所その他これらに準ずる

もの(以下この項において「金融機関の営業所

等」という。)ごとに、当該金融機関の営業所

等の所在地の所轄税務署長に提出しなければな

らない。

四
代替建物を新築する場合

五
代替建物を取得する場合

六
損壊建物を修繕する場合

2
前項の規定の適用を受ける同項各号に掲げる文書の作成を求めるようとする金融機関は、当該文書の作成を最初に求めるときまでに、同項各号に掲げる文書の作成を求めるようとする旨を記載した届出書を当該文書の作成を求める当該金融機関の営業所、事務所その他これらに準ずる

もの(以下この項において「金融機関の営業所

等」という。)ごとに、当該金融機関の営業所

等の所在地の所轄税務署長に提出しなければな

らない。

四
代替建物を新築する場合

五
代替建物を取得する場合

六
損壊建物を修繕する場合

2
前項の規定の適用を受ける同項各号に掲げる文書の作成を求めるようとする金融機関は、当該文書の作成を最初に求めるときまでに、同項各号に掲げる文書の作成を求めるようとする旨を記載した届出書を当該文書の作成を求める当該金融機関の営業所、事務所その他これらに準ずる

もの(以下この項において「金融機関の営業所

等」という。)ごとに、当該金融機関の営業所

等の所在地の所轄税務署長に提出しなければな

らない。

四
代替建物を新築する場合

五
代替建物を取得する場合

六
損壊建物を修繕する場合

2
前項の規定の適用を受ける同項各号に掲げる文書の作成を求めるようとする金融機関は、当該文書の作成を最初に求めるときまでに、同項各号に掲げる文書の作成を求めるようとする旨を記載した届出書を当該文書の作成を求める当該金融機関の営業所、事務所その他これらに準ずる

もの(以下この項において「金融機関の営業所

等」という。)ごとに、当該金融機関の営業所

等の所在地の所轄税務署長に提出しなければな

らない。

四
代替建物を新築する場合

五
代替建物を取得する場合

六
損壊建物を修繕する場合

2
前項の規定の適用を受ける同項各号に掲げる文書の作成を求めるようとする金融機関は、当該文書の作成を最初に求めるときまでに、同項各号に掲げる文書の作成を求めるようとする旨を記載した届出書を当該文書の作成を求める当該金融機関の営業所、事務所その他これらに準ずる

もの(以下この項において「金融機関の営業所

等」という。)ごとに、当該金融機関の営業所

等の所在地の所轄税務署長に提出しなければな

らない。

四
代替建物を新築する場合

五
代替建物を取得する場合

六
損壊建物を修繕する場合

2
前項の規定の適用を受ける同項各号に掲げる文書の作成を求めるようとする金融機関は、当該文書の作成を最初に求めるときまでに、同項各号に掲げる文書の作成を求めるようとする旨を記載した届出書を当該文書の作成を求める当該金融機関の営業所、事務所その他これらに準ずる

もの(以下この項において「金融機関の営業所

等」という。)ごとに、当該金融機関の営業所

等の所在地の所轄税務署長に提出しなければな

らない。

四
代替建物を新築する場合

五
代替建物を取得する場合

六
損壊建物を修繕する場合

2
前項の規定の適用を受ける同項各号に掲げる文書の作成を求めるようとする金融機関は、当該文書の作成を最初に求めるときまでに、同項各号に掲げる文書の作成を求めるようとする旨を記載した届出書を当該文書の作成を求める当該金融機関の営業所、事務所その他これらに準ずる

もの(以下この項において「金融機関の営業所

等」という。)ごとに、当該金融機関の営業所

等の所在地の所轄税務署長に提出しなければな

らない。

四
代替建物を新築する場合

五
代替建物を取得する場合

六
損壊建物を修繕する場合

2
前項の規定の適用を受ける同項各号に掲げる文書の作成を求めるようとする金融機関は、当該文書の作成を最初に求めるときまでに、同項各号に掲げる文書の作成を求めるようとする旨を記載した届出書を当該文書の作成を求める当該金融機関の営業所、事務所その他これらに準ずる

もの(以下この項において「金融機関の営業所

等」という。)ごとに、当該金融機関の営業所

等の所在地の所轄税務署長に提出しなければな

らない。

四
代替建物を新築する場合

五
代替建物を取得する場合

六
損壊建物を修繕する場合

2
前項の規定の適用を受ける同項各号に掲げる文書の作成を求めるようとする金融機関は、当該文書の作成

三項に規定する申告書を提出した者及び施行日前に当該相続税又は贈与税につき国税通則法第二十五条の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項（これら的事項につき施行日前に同法第二十一条又は第二十六条の規定による更正があつた場合には、その更正後の事項）につき第四章の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、施行日から起算して一年を経過する日までに、税務署長に対し、同法第二十三条第一項（被災自動車の使用者であつた者が取得する自動車に係る自動車重量税の免税に関する経過措置）の更正の請求をすることができる。

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十六条 前条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第八条第二項の規定は、平成二十四年法百三十四条（見出しを含む。）の改正規定、同法第二百五十四条第一項及び第二項の改正規定並びに附則第十五条、第八十四条（第六条の改正規定及び第二十四条の改正規定に限る。）並びに第八十五条第二項及び第三項の規定

四から十まで 略

十一 第十七条 中租税特別措置法第三十四条の第二項の改正規定（同項第十四号の次に一号を加える部分に限る。）、同法第四十二条の第一項の改正規定（「第二十九条の二第二项本文」の下に「又は第二十九条の三第一項本文」を加える部分を除く。）、同法第四十二条の十の次に二条を加える改正規定（第四章第三節の十一に係る部分に限る。）、同法第六十五条の四第一項の改正規定（同項第十四号の次に一号を加える部分に限る。）、同法第六十八条の十四の次に二条を加える改正規定（第六十八条の十五に係る部分に限る。）、同章第十四節の次に二節を加える改正規定（第十九条の三に係る部分を除く。）及び同法第五十九条の表の改正規定（同表の市町村の項目に係る部分に限る。）並びに附則第三十五条第五条第一項の改正規定（「第四十二条の十一第五項」の下に「第六十八条の十五第五項」を加える部分に限る。）に限る。）及び第八十二条の第五条、第五十六条第二項、第六十六条、第六十九条、第七十二条第二項、第八十四条（第十五条第一項の改正規定（「第四十二条の十一第五項」の下に「第六十八条の十五第五項」を加える部分に限る。）及び第二十三条规定の改正規定（第六十八条の十四第五項）の下に「第六十八条の十五第五項」を加える部分に限る。）に限る。）及び第八十八条（別表第一租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の項第二号に係る部分に限る。）の規定、総合特別区域法（平成二十一年法律第八十一号）の施行の日

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定め（政令への委任）

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るために構造の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二百四十四号）の公布の日から施行する。

（施行期日） **抄** 二号

<p

十五条の三第一項の改正規定及び同条第五項の改正規定

八 第二十二条中東日本大震災の被災者等に係 四から七まで 略

る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二条第三項第十三号の次に二号を加える改正規定、同法第十条の二の改正規定、同法第十条の三の改正規定、同法第十七条の二第八項の改正規定、同条第九項の改正規定、同条第十一項の改正規定、同条第十一項の改正規定、同

法第十七条の三第二項の改正規定、同条第三項の改正規定、同法第二十五条の二第九項の改正規定、同条第十項の改正規定、同条第十九項の改正規定、同条第十二項の改正規定、同法第二十五条の三第二項の改正規定、同条第三項の改正規定及び同法第三十八条の二第八項第五号の改正規定並びに附則第九十三条の規定、公布の日又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この条において「新震災特例法」という。）第十条の二及び第十条の三の規定は、附則第一条第八号に定める日の属する年分以後の所得税について適用し、同日到来した法人税については、なお従前の例によつては、なほ従前の例による。

新震災特例法第十七条の二第八項から第十一項まで並びに第十七条の三第二項及び第三項の規定は、附則第一条第八号に定める日以後に確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、同日前に確定申告書等の提出期限が連結確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、同日前に連結確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第九十六条の三 前条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律附則第十八条第二項の規定は、施行日以後に新国税通則法第二十三条第一項に規定する法定申告期限が到来する酒税について適用する。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定（以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（この法律の公布の日が平成二十三年四月一日以後となる場合における経過措置）

第五条 この法律の公布の日が平成二十三年四月一日後となる場合におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に関する事項（この附則の規定の読み替えを含む。）その他のこの法律の円滑な施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第六条 (納税環境の整備に向けた検討)

第七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二十三年一月一四日法律第二百六条抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第二条第二項に一号を加える改正規定、第十条の次に四条を加える改正規定、第十一条の改正規定（同条第一項中「により滅失し、若しくは損壊した」）を「に起因して当該個人の事業（事業に準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この項において同じ。）の用に供することができなくなつた」に改める部分及び同条第五項に係る部分を除く。）、

第十三条の次に「一条を加える改正規定（第十三条の三に係る部分に限る。）、第十七条の次に四条を加える改正規定、第十八条第一項の改正規定（により滅失し、若しくは損壊した）を「に起因して当該法人の事業の用に供することができなくなつた」に改める部分を除く。）、同条第三項の改正規定（第一項の「を「前項の」に改める部分を除く。）、同条の次に七条を加える改正規定（第十八条の三及び第十八条の四に係る部分に限る。）、第十九

第一項第一号に掲げる金額を計算する場合においては、同項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。」を削り、「同項第一号」を「法人税法第七十二条第一項第一号」に改める部分に限る。)、第二十五条の次に四条を加える改正規定(第二十五条の次に四条を加える改正規定、第二十六条第一項の改正規定(により減失し、若しくは損壊した)を「に起因して当該連結親法人若しくはその連結子法人の事業の用に供することができなくなった」に改める部分を除く。)、同条第三項の改正規定(第一項の「前項の」に改める部分を除く。)、同条の次に七条を加える改正規定(第二十六条の三及び第二十六条の四に係る部分に限る。)及び第二十七条第一項の改正規定(「法人税法第八十一条の二十第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る各連結法人の決算において費用又は損失として経理することをいう。」を削り、「同項第一号」を「法人税法第八十一条の二十第一項第一号」に改める部分に限る。)並びに附則第三条、第六条、第七条及び第十二条の規定(公布の日又は東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第一百二十二号)の施行の日のいづれか遅い日二 附則第二十一条の規定(公布の日又は経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第一百十四号)の施行の日下「新法」という。)第二条第三項第三号の規(事業年度の定義に関する経過措置)

定の適用については、同号中「第六十六条の十一の二第五項」とあるのは、「第六十六条の十一の二第一項」とする。
（復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除に関する経済措置）
第三条 新法第十条の三の規定は、附則第一条第
一号に定める日の属する年分以後の所得税につ
いて適用する。
（特別償却等に関する複数の規定の不適用に關する）

第四条 施行日が東日本大震災復興特別区域法の施行の日（以下「復興特別区域法施行日」という。）前である場合には、施行日から復興特別区域法施行日の前日までの間における新法第十九条の三の規定の適用については、同条中「第十条の二又は第十条の五から前条まで」とあるのは「前二条」と、「第十条の二若しくは第十条の五から第十二条の二まで」とあるのは「第十二条若しくは第十二条の二」とする。

（被災市街地復興土地地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除の特例等に関する経過措置）

第五条 新法第十二条の五第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に行う同号に規定する土地等の譲渡について適用する。

（復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例に関する経過措置）

第六条 附則第一条第一号に定める日が現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十二号）附則第一条第十号に定める日前である場合には、附則第一条第一号に定める日から同法附則第一条第十号に定める日の前日までの間ににおける新法第十三条の三の規定の適用については、同条中「又は」第二十九条の三第一項本文の規定」とあるのは、「の規定」とする。

（復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第七条 新法第十七条の三の規定は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八

(被災市街地復興土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除の特例に関する経過措置)

は、「第二十六条第一項又は第二十六条の二第一項」とする。

(連結法人の特別償却等に関する複数の規定の適用に関する経過措置)

第十五条 施行日が復興特別区域法施行日前である場合には、施行日から復興特別区域法施行日までの間における新法第二十六条の七の規定の適用については、同条第一項中「第二十五条の二、第二十五条の五から第二十六条の二まで又は第二十六条の四」とあるのは「第二十五条又は第二十六条の二」と、「第二十五条の二、第二十五条の五から第二十六条の二まで若しくは第二十六条の四」とあるのは「第二十五条若しくは第二十六条の二」とする。

(連結法人が被災市街地復興土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除の特例等に関する経過措置)

第十六条 新法第二十六条の八第一項(新法第十八条の八第一項第二号に係る部分に限る。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に行う同号に規定する土地等の譲渡について適用する。

(登録免許税の特例に関する経過措置)

第十七条 新法第三十九条の規定は、同条第一項に規定する被災者等(以下第四項までにおいて「被災者等」という。)が施行日の翌日以後に受けた同条第一項に規定する代替建物の所有権の保存若しくは移転又は同条第二項に規定する当該代替建物を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税について適用する。この場合において、当該代替建物の新築又は取得が同日前であるときにおける同条の規定の適用については、同条第一項中「当該代替建物の新築又は取得後」とあるのは、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第百十九号)」の施行の日の翌日以後」とする。

新法第三十九条の規定は、被災者等が平成二十三年三月十一日から施行日までの間に同条第一項に規定する代替建物の新築又は取得をした場合において、当該期間内に受けたその所有権の保存若しくは移転又は同条第一項に規定する法律(第四項及び附則第十九条において「旧法」と

（という。）第三十九条第一項又は第二項の規定の適用を受けたものを除く。）に係る登録免許税について準用する。この場合において、新法第三十九条第一項中、「については、財務省令で定めるところにより、この法律の施行の日の翌日から令和三年三月三十一日までの間（当該対象区域内に所在していた滅失建物等の代替建物の所有権の保存又は移転の登記にあつては、当該代替建物の新築又は取得後一年以内に受けるものに限り」とあるのは、「のうち平成二十三年三月十一日から東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十九号）が施行の日までの間に受けたものについては」と、同条第二項中「受ける」とあるのは「受けた」と、「行われる」とあるのは「行われた」と読み替えるものとする。

敷地の用に供される土地の所有権の移転又は地
上権若しくは賃借権の設定若しくは移転の登記
にあつては、当該土地の所有権又は地上権若しく
は賃借権の取得後「年以内」に受けるものに
限り」とあるのは「うち平成二十三年三月十
一日から東日本大震災の被災者等に係る国税関
係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正す
る法律（平成二十三年法律第百十九号）の施行
の日までの間に受けたものについては」と、同
条第二項中「受ける」とあるのは「受けた」
と、「行われる」とあるのは「行われた」と讀
み替えるものとする。

新法第四十条の二の規定は、同条第一項に規
定する東日本大震災の被災者（農業を営む者に
限る。）であつて政令で定めるもの又はその者
の相続人その他の政令で定める者（次項におい
て「被災者等」という。）が施行日の翌日以後
に受ける同条第一項に規定する被災農用地に代
わるものとして取得をした農用地（農業経営基
盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）
第四条第一項第一号に規定する農用地をいう。
以下この項及び次項において同じ。）の所有権
の移転又は新法第四十条の二第二項に規定する
当該農用地を目的とする抵当権の設定の登記に
係る登録免許税について適用する。この場合に
おいて、当該農用地の取得が同日前であるとき
における同条の規定の適用については、同条第
一項中「当該農用地の取得後」とあるのは、
「同法の施行日の翌日以後」とする。

する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十九号）の施行の日までの間に受けたものについては「受けた」と、同条第二項中「受けた」とあるのは「受けた」と、「行われる」とあるのは「行われた」と読み替えるものとする。

新法第四十一条の三の規定は、同条に規定する東日本大震災の被災者であつて政令で定めるもの又はその者の相続人その他の政令で定める者（次項において「被災者等」という。）が施行日の翌日以後に同条各号に掲げる場合において該各号に定める事項について受ける登記に係る登録免許税について適用する。

新法第四十一条の三の規定は、被災者等が平成二十三年三月十一日から施行日までの間に同条各号に掲げる場合において当該各号に定める事項について受けた登記に係る登録免許税について準用する。この場合において、同条中「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十九号）」の施行の日の翌日から令和三年三月三十一日まで」とあるのは「平成二十三年三月十一日から東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十九号）」の施行の日まで」と、「財務省令で定めるところにより登記を受ける」とあるのは「登記を受けた」と、同条第一号イ中「行われる」とあるのは「行われた」と読み替えるものとする。

（酒税の特例に関する経過措置）

第十八条 新法第四十三条の二の規定は、平成二十三年四月一日以後に酒類の製造場から移出された同条第一項に規定する清酒等について適用する。

新法第四十三条の二第二項の確認を受けた日前に平成二十三年四月分以後の酒税につき酒税法（昭和二十八年法律第六号）第三十条の二第一項又は第二項の規定による申告書を提出した者及び同日前に同月分以後の酒税につき国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二十五条规定による修正申告書の提出又は同法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正があつた場合には、その申告又は更正後の事項）につき、新法第四十三条の二の規定の適用により異

動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、同日から起算して五年を経過する日までに、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項の規定による更正の請求をすることができる。
(被災自動車等の使用者であった者が取得する自動車に係る自動車重量税の免税に関する経過措置)
第十九条 新法第四十六条第一項の規定により自動車重量税が免除される同項に規定する検査自動車(旧法第四十六条第一項に規定する検査自動車を除く)又は届出軽自動車(以下この条において「検査自動車等」という。)で平成二十三年三月十一日から施行日の前日までの間に新法第四十六条第一項に規定する自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受けた検査自動車等につき自動車重量税が納付されている場合(当該検査自動車等の被災使用者(同項に規定する被災使用者をいう。以下この条において同じ。)が既に旧法第四十六条第一項の規定の適用を受けている場合(当該被災使用者が同月一日から施行日の前日までの間に取得し同項に規定する自動車検査証の交付等を受けた同項に規定する検査自動車の数が当該被災使用者に係る旧法第四十五条第一項に規定する被災自動車の数に満たない場合を除く。)を除く。)には、当該納付された自動車重量税については、当該納付された自動車重量税の額を自動車重量税法(昭和四十六年法律第八十九号)第十六条第一項第二号に定める過大に納付した自動車重量税の額とみなして、同条の規定を適用する。
(印紙税の非課税に関する経過措置)

号) 第十四条第一項の過誤納金とみなして、同条の規定を適用する。

新法第四十八条第一項の金融機関が平成二十一年三月十一日から施行日の前日までの間に同項各号に掲げる文書の作成を求めていた場合において、当該金融機関が施行日以後速やかに同条第二項の規定の例により当該文書の作成を求めている旨を記載した届出書を提出したときは、当該届出書を同項の規定による届出書となして、同条の規定を適用する。

附 則 (平成二十四年三月三一日法律第六号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から十一まで 略

十二条 次に掲げる規定 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成二十四年法律第八十四号)の施行の日

イ 略

ロ 第九条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の二の改正規定(同条第一項の表の第一号の第一欄中「(平成二十三年法律第二百二十二号)」を削る部分を除く。) 同条の次に一条を加える改正規定、同法第十条の三の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第十条の五第一項の改正規定、同法第十一条の三の改正規定、同法第七条の四第一項の改正規定(「第十条の四第四項」を「第十条の三第四項」に改める部分を除く。)、同法第十条の五第一項の改正規定、同法第十七条の三の改正規定、同法第十一条の三の改正規定、同法第七条の二第一項の改正規定、同条第三項の改正規定、同条第五項の改正規定、同条第五項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第十七条の三の改正規定(同条第一項中「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を削る部分及び同条第五項中「及び第四十二条の九から第十四条の十一まで」を「、第四十二条の九及び第四十二条の十一」に、「第四十二条の九第一項及び第四十二条の十第二項」を「及び第四十二条の九第一項」に改める部分を除

第六十一条 新震災特例法第十条の二の二の規定は、個人が同条第一項に規定する避難解除区域に係る同項に規定する避難等指示が解除された日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する特定機械装置等について適用する。所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号)第十五条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係

を「、第二十五条の二」の第一項及び第三項、第二十五条の三第一項並びに第二十五条の三の二第一項」に改める部分に限る。)に限る。)の規定 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日(避難解除区域において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置)

同法第二十六条の六第一項の改正規定及び同法第二十六条の七第一項の改正規定並びに附則第六十一条、第六十三条、第六十五条及び第六十七条（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第五十二条第二項第四号の改正規定（並びに第二十五条の三第一項）

「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を削る部分及び同条第五項中「及び第六十八条の十三から第六十八条の十五までを「第六十八条の十三及び第六十八条の十五」に「第六十八条の十三第一項及び第六十八条の十四第二項」を「及び第六十八条の十三第一項」に改める部分を除く。」同条の次に一条を加える改正規定、同法第二十五条の四第一項の改正規定、同法第二十五条の五の改正規定、同法第二十六条の三の改正規定、同法第二十六条の五第一項の改正規定、

く。）、同条の次に一条を加える改正規定、同法第十七条の四第一項の改正規定、同法第十七条の五第一項の改正規定、同法第十八条の三の改正規定、同法第十八条の五第一項の改正規定、同法第十八条の六第一項の改正規定、同法第十八条の七第一項の改正規定、同法第二十五条の二第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（「次項」の下に「並びに次条第二項及び第三項」を加える部分に限る。）、同条第三項の改正規定、同条第五項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二十五条の三の改正規定（同条第一項中

(連結法人が避難解除区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

(被災連結法人について債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入の特例に関する経過措置)

第六十四条 新震災特例法第二十五条の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用す

平成二十九年新震災特例法第十七条の二の三
第一項に規定する避難解除区域等に係る同項に
規定する避難等指示が解除された日が福島復興
再生特別措置法の施行の日前である場合における
当該避難解除区域等に係る同条の規定の適用
については「同項及び同条第二項中「当該避難
等指示が解除された日」とあるのは、「同法の
施行の日」とする。

第六十三条 新震災特例法第十七条の二の二の規定は、法人が同条第一項に規定する避難解除区域に係る同項に規定する避難等指示が解除された日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する特定機械装置等について適用する。

第六十ニ条 新震災特例法第十七条の規定は、法人税の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

「一項」とあるのは「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項において「平成二十四年旧租税特別措置法」という。）第七十条の二第一項」と、「受け、若しくは受けようとする」とあるのは「受けた」と、「平成二十一年一月一日から平成二十三年三月十日までの間にその直系尊属からの贈与により住宅資金の取得をした者に限り、次に」とあるのは「次に」と、同項第一号中「租税特別措置法第七十条の二第一項第一号又は」とあるのは「平成二十四年旧租税特別措置法第七十条の二第一項第一号又は」と、「取得をし」た租税特別措置法」とあるのは「取得をした平

規定の適用を受けた同条第二項第一号に規定する被災受贈者が、同日以後に贈与により取得をする第九条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二第二項第五号に規定する住宅取得等資金については、旧震災特例法第三十八条の二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第四項中「同条第

第六十六條 新震災特例法第三十八条の二の規定は、同条第二項第一号に規定する被災受贈者が平成二十四年一月一日以後に贈与により取得をする同項第五号に規定する住宅取得等資金による贈与税について適用する。

平成二十四年一月一日前に贈与により取得をした第九条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項において「旧震災特例法」という。）第三十八条の二第二項第五号に規定する住宅取得等資金について同条第一項の

2 作若しくは建設をする同項に規定する特定機械等装置等について適用する。
平成二十九年新震災特例法第二十五条の二の三第一項に規定する避難解除区域等に係る同項に規定する避難等指示が解除された日が福島復興再生特別措置法の施行の日前である場合における当該避難解除区域等に係る同条の規定の適用については、同項及び同条第二項中「当該避難等指示が解除された日」とあるのは、「同法の施行の日」とする。
(東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税に関する経過措置)

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七条第一項（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）並びに附則第二条第三項（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）、第五条、第六条、第十四条第一項、第十三条及び第八十七条の規定 公布の日

（罰則の適用に関する経過措置）

第八十六条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の日

（施行期日）
五号抄
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一から三まで 略
四 附則第二十一条の規定
の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）の公布の日又はこの法律の公布の日
のいずれか遅い日

第八十一条 (政令への委任)
この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(政令への委任)
第一百七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第一百八条 政府は、次に掲げる基本的方向性により、第一号、第三号及び第四号に関連する税制上の措置については平成二十五年度中に、第二号に関連する税制上の措置については平成二十六年度中に財源も含め検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

一 大学に対する寄附金その他の寄附金に係る税制上の措置の在り方について、これまで講じられた措置の効果等を踏まえつつ、対象範囲を含め、検討すること。

二 給与所得者の特定支出の控除の特例の在り方について、給与所得者の負担軽減及び実額控除の機会拡大の観点からこれまで講じられた措置の効果等を踏まえつつ、適用判定の基準(所得税法第五十七条の二第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額をいう)及び控除対象の範囲を含め、検討すること。

三 交際費等の課税の特例の在り方について、当該特例が租税特別措置法で定められていることと踏まえ、消費の拡大を通じた経済活性化を図る観点から、その適用範囲を含め、検討すること。

四 贈与税について、高齢者が保有する資産の若年世代への早期移転を促し、消費の拡大を通じた経済活性化を図る観点、格差の固定化の防止等の観点から、結婚、出産又は教育に要する費用等の非課税財産の範囲の明確化も含め、検討すること。

附 則 (平成二十五年一二月一日法律第十九号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二六年三月三一日法律第一号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一から五まで 略

六 次に掲げる規定 平成二十八年四月一日
イからトまで 略

チ 第十三条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第

十三条の三の改正規定、同法第十五条规定

項の改正規定、同法第十七条の二の二第八

項の改正規定、同法第十七条の二の三第八

項の改正規定、同法第十七条の三第一項の

改正規定(「連結法人」の下に「及び当該

法人が法人税法第二条第四号に規定する外

国法人である場合の同法第百三十八条第一

項第一号に規定する本店等」を加える部分

に限る)、同条第五項の改正規定、同法第

十七条の三の二第一項の改正規定(「連結

法人」の下に「及び当該法人が法人税法第

二条第四号に規定する外国法人である場合

の同法第百三十八条第一項第一号に規定す

る本店等」を加える部分に限る)、同条第

四項の改正規定、同法第十七条の三の三第

一項の改正規定(「連結法人」の下に「及

び当該法人が法人税法第二条第四号に規定

する外国法人である場合の同法第百三十八

条第一項第一号に規定する本店等」を加え

る部分に限る)、同条第四項の改正規定、

同法第十八条の三第一項の改正規定、同法

第十九条第一項の改正規定(適格現物分

配)を「法人税法第一条第十二条の六に規

定する現物分配」に、「法人税法」を「同

法」に改める部分を除く)、及び同法第二

十三条第五項の改正規定

二 次に掲げる規定 平成二十九年一月一日
イからハまで 略

二 第十三中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の三第一項、第十条の三の二第一項及び第十条の三の三第一項の改正規定並びに

同法第十二条の四第六項の改正規定

八から十一まで 略

十二 次に掲げる規定 地方法人税法の施行
の日
イからホまで 略

項の改正規定、同法第二十五条の三第五項の改正規定、同法第二十五条の三の二第一項の改正規定及び同法第二十五条の三の三の三第四項の改正規定並びに附則第一百四十四条の規定

十三から十六まで 略

十七 次に掲げる規定 国家戦略特別区域法
（平成二十五年法律第百七号）附則第一条第

項及び第五項）を加える部分に限る。）

（雑損控除の特例に関する経過措置）

（平成二十六年一月一日以後に於ける同項に規定する震災関連原状回復支出について適用する。）

（純損失の繰越控除の特例に関する経過措置）

（平成二十六年一月一日以後に於ける同項に規定する震災関連原状回復費用の支出について適用する。）

（被災した個人について債務処理計画が策定された場合の課税の特例に関する経過措置）

（新震災特例法第七条第七項の規定は、平成二十六年一月一日以後に於ける同項に規定する震災関連原状回復費用の支出について適用する。）

（被災した個人について債務処理計画が策定されれた場合の課税の特例に関する経過措置）

（新震災特例法第七条第七項の規定は、平成二十六年一月一日以後に於ける同項に規定する震災関連原状回復費用の支出について適用する。）

（新震災特例法第十二条の規定は、個人が施行日以後に行われる現物分配により同

規定（第四十二条の九）の下に、「第四

十二条の十第二項、第三項及び第五項」を

加える部分に限る。）同法第十七条の三の二

第三項及び第五項）を加える部分に限る。）同法

第十七条の三第一項の改正規定（第四十

二条の九）の下に、「第四十二条の十第二

项、第三項及び第五項」を加える部分に限

る。）同法第十七条の三の二第一項の改正

規定（第四十二条の九）の下に、「第四

十二条の十第二項、第三項及び第五項」を

加える部分に限る。）同法第十七条の三の二

第三項及び第五項）を加える部分に限る。）同法

第十五条の三第一項の改正規定（第四十

二条の九）の下に、「第四十二条の十第二

项、第三項及び第五項」を加える部分に限

る。）同法第十五条の二第二項の改正規定（第六

十二条の十三）の下に、「第六十八条の十

二第二項、第三項及び第五項」を加える部

分に限る。）同法第二十五条の二第二

项の改正規定（第六十八条の十三）の下に

「第六十八条の十四第二項、第三項及び

第五項」を加える部分に限る。）同法第二

十五条の三の二第一項の改正規定（第六

八条の十三）の下に「第六十八条の十

二第二項、第三項及び第五項」を加える部

分に限る。）及び同法第二十五条の三の三

第一項の改正規定（第六十八条の十三）

の下に「第六十八条の十四第二項、第三

项及び第五項」を加える部分に限る。）

（新震災特例法第四条第三項の規定は、平成二十六年一月一日以後に於ける同項に規定する震災関連原状回復支出について適用する。）

（新震災特例法第四条第三項の規定は、平成二十六年一月一日以後に於ける同項に規定する震災関連原状回復費用の支出について適用する。）

（新震災特例法第十二条の規定は、個人が施行日以後に行われる現物分配により同

規定（第四十二条の九）の下に、「第四

十二条の十第二項、第三項及び第五項」を

加える部分に限る。）同法第十七条の三の二

第三項及び第五項）を加える部分に限る。）同法

第十五条の三第一項の改正規定（第四十

二条の九）の下に、「第四十二条の十第二

项、第三項及び第五項」を加える部分に限

る。）同法第十五条の二第二項の改正規定（第六

十二条の十三）の下に、「第六十八条の十

二第二項、第三項及び第五項」を加える部

分に限る。）同法第二十五条の二第二

项の改正規定（第六十八条の十三）の下に

「第六十八条の十四第二項、第三項及び

第五項」を加える部分に限る。）同法第二

项の改正規定（第六十八条の十三）の下に

「第六十八条の十四第二項、第三項及び

第五項」を加える部分に限る。）同法第二

项の改正規定（第六十八条の十三）の下に

「第六十八条の十四第二項、第三項及び

第五項」を加える部分に限る。）同法第二

项の改正規定（第六十八条の十三）の下に

「第六十八条の十四第二項、第三項及び

第五項」を加える部分に限る。）同法第二

项の改正規定（第六十八条の十三）の下に

「第六十八条の十四第二項、第三項及び

第一百四十四条 附則第一条第十二号に定める日から平成二十八年三月三十一日までの間における新震災特例法第十六条の規定については、同条中「若しくは第百四十四条の第三項本文若しくは第二項本文」とあるのは、「(同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。)」とする。

(震災関連原状回復費用に係る損失の繰越しの特例に関する経過措置)

第一百四五一条 新震災特例法第十六条の三の規定は、法人が平成二十六年一月一日以後にする同条第一項に規定する震災関連原状回復費用の支出について適用する。

(復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除等に関する経過措置)

第一百四十六条 施行日から平成二十七年三月三十一日までの間における新震災特例法第十七条の二から第十七条の二の三までの規定の適用については、新震災特例法第十七条の二第六項中「又は第百四十四条の四第一項各号若しくは第百四十五条第一項各号に掲げる」とあるのは「に掲げる」と、同条第十二項中「及び第三編第二章」とあるのは「(同法第七十二条及び第七十四条を同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。)」と、「と、同法第百四十四条中「と、」とあるのは「と、「法人税の額」とあるのは「法人税の額(震災特例法第十七条の二第二項又は第三項(復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額」と、「と、同法第百四十四条の第二第一項中「対する法人税の額」とあるのは「対する法人税の額(震災特例法第十七条の二第二項又は第三項(復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定により控除した金額)」と、「と、同法第百四十四条中「の規定」とあるのは「並びに震災特例法第十七条の二第二項及び第三項(復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定」と、同項第四

号及び同条第二項第二号中「前節」とあ
る前節並びに震災特例法第十七条の二第
三号中「の規定」とあるのは「並びに震
災特例法第十七条の二第二項及び第三項
（復興積区域等において機械等を取得した場合
の特別控除）の規定」と、同項第四
同条第二項第二号中「前節」とあるのは
並びに震災特例法第十七条の二第二項及
項」とする」とあるのは「とする」と、
十三項並びに新震災特例法第十七条の二
十項及び第十七条の二の三第十項中「
六十七条」とあるのは「法人税法第六十
九条」とあるのは「同法」とする。
國家ガ各専用の成去付印第一号

分配により移転を受ける新震災特例法第十九条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産について適用し、法人が施行日前に行われた現物分配により移転を受けた旧震災特例法第十九条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産については、なお従前の例による。

(連結法人が復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除等に関する経過措置)

第一百五十条 施行日から附則第一条第十二号に定める日の前日までの間ににおける新震災特例法第二十五条の二第十三項の規定の適用について、同項中「第二編第一章の二及び地方法人税法」であるのは「第二編第一章の二」と、「(一)」

十五まで」とあるのは「第六十八条の十五と、「第六十八条の十三第一項、第六十八条の十四第二項」とあるのは「第六十八条の十三第三項」とする。

(連結法人の再投資等準備金に関する経過措置)

第一百五十二条 新震災特例法第二十六条の三の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日前から開始した連結事業年度分の法人税についてははなお従前の例による。

(連結法人の特定の資産の買換えの場合等の課

2
国家単體特別区域法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から同号に掲げる規定の施行の日後である場合には、前項の規定による規定期間から過措置の適用を受けた場合における新震災特例法第十七条の二第二項、第十七条の二の二第十項及び第七十七条の二の三第三十項の規定の適用については、これらの規定中「第四十二条の九から」とあるのは、「第四十二条の九、第四十二条の十一から」と「第四十二条の九第一項、第四十二条の十第二項」とあるのは、「第四十二条の九第一項」とする。

（復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除等に関する経過措置）

一号に掲げる規定の施行の日が施行日後である場合には、施行日から同号に掲げる規定の施行の日の前日までの間ににおける新震災特例法第十七条の三第六項、第十七条の三の二第五項及び第十七条の三の三第五項の規定の適用については、これらの規定中「から第四十二条の十一まで」とあるのは、「第四十二条の十一」と、「第四十二条の九第一項、第四十二条の十第二項」とあるのは、「第四十二条の九第一項」とす

（再投資等準備金に関する経過措置）
第一百四十八条 新震災特例法第十八条の三の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例に関する経過措置） （千葉と時利云第一 しまさが第二）

十五まで」とあるのは「第六十八条の十五と、「第六十八条の十三第一項、第六十八条の十四第二項」とあるのは「第六十八条の十三第三項」とする。

(連結法人の再投資等準備金に関する経過措置)

第一百五十二条 新震災特例法第二十六条の三の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日前から開始した連結事業年度分の法人税についてははなお従前の例による。

(連結法人の特定の資産の買換えの場合等の課

百三十八条 新震災特例法第十七条の五第一項
（法人の復興産業集積区域における開発研究用
資産の特別償却等に関する経過措置）

の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する開発研究用資産について適用し、法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧震災特例法第十七条の五第一項に規定する開発研究用資産については、なお從前の例による。

百三十九条 新震災特例法第十八条第一項の規定は、法人が施行日以後に同項に規定する取得等をする同項に規定する被災代替資産等について適用し、法人が施行日前に旧震災特例法第十八条第一項に規定する取得等をした同項に規定する被災代替資産等については、なお従前の例による。

(一) 再投資等準備金に関する経過措置

第一百四十条 新震災特例法第十八条の三第一項及

び第二項の規定は、施行日以後に同条第一項の指定を受けた法人の同項に規定する適用年度分の法人税について適用し、施行日前に旧震災特例法第十八条の三第一項の指定を受けた法人の

同項に規定する適用年度分の法人税について
は、なお従前の例による。
(被災市街地復興土地区画整理事業等のために
土地等を譲渡した場合の所得の特別控除の特例
等に関する経過措置)

第一百四十二条 新震災特例法第十八条の九第二項

の規定は、法人が施行日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用されし、法人が施行日前に行つた旧震災特例法第十八条の九第二項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

第一百四十二条 新震災特例法第十九条から第二十

一条まで（新震災特例法第十九条第一項の表の

第一号の下欄に係る部分に限る)の規定は、
法八〇施行日以後て同号の上欄に掲げる資産の

法人が旅行日以後は同号の上欄に掲げる資産の譲渡をして、施行日以後は同号の下欄に掲げる

資産の取得（建設及び製作を含む。以下この条

において同じ。) をする場合の当該資産及び当

該資産に係る新震災特例法第二十条第一項又は

第二項の特別勘定又は期中特別勘定について適

用し、法人が施行日前に旧震災特例法第十九条

第一項の表の第一号の上欄に掲げる資産の譲渡をした場合における施行日前に取得をした同号の下欄に掲げる資産又は施行日以後に取得をする同欄に掲げる資産及びこれらの資産に係る旧震災特例法第二十条第一項又は第二項の特別勘定又は期中特別勘定並びに法人が施行日以後に同号の上欄に掲げる資産の譲渡をする場合における施行日前に取得をした同号の下欄に掲げる資産についてには、なお従前の例による。

新震災特例法第十九条第六項（同条第九項及び新震災特例法第二十条第六十五項において準用する場合を含む。）の規定は、法人が施行日以後に取得をする新震災特例法第十九条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産を含む。）について適用し、法人が施行日前に取得をした旧震災特例法第九条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産については、なお従前の例による。

（連結法人が復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第一百四十三条 新震災特例法第二十五条の二第一項、第二項及び第四項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項の表の第一号の第五欄に掲げる減価償却資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧震災特例法第二十五条の二第一項の表の第一号の第五欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

（復興産業集積区域における連結法人の開発研究用資産の特別償却等に関する経過措置）

第一百四十四条 新震災特例法第二十五条の五第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する開発研究用資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧震災特例法第二十五条の五第一項に規定する開発研究用資産については、なお従前の例による。

連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に同項に規定する取得等をする同項に規定する被災代替資産等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結子法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に旧震災特例法第十六条第一項に規定する取得等をした同項に規定する被災代替資産等については、なお従前の例による。

(連結法人の再投資等準備金に関する経過措置)

第一百四十六条 新震災特例法第二十六条の三第一項及び第六項の規定は、施行日以後に同条第一項の指定を受ける連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の同項に規定する適用年度分の法人税について適用し、施行日前に旧震災特例法第二十六条の三第一項の指定を受けた連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の同項に規定する適用年度分の法人税については、なお従前の例による。

(連結法人が被災市街地復興土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除の特例等に関する経過措置)

第一百四十七条 新震災特例法第二十六条の九第二項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に行つた旧震災特例法第二十六条の九第二項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

(連結法人の特定の資産の買換又の場合等の課税の特例に関する経過措置)

第一百四十八条 新震災特例法第二十七条から第二十九条まで(新震災特例法第二十七条第一項の表の第一号の下欄に係る部分に限る。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に同号の上欄に掲げる資産の譲渡をして、施行日以後に同号の下欄に掲げる資産の取得(建設及び製作を含む。以下この条において同じ。)をする場合の当該資産及び当該資産に係る新震災特例法第二十八条第一項又は第三項の特別勘定又は期中特別勘定について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に旧震災特例法第二十七条第一項の表の第一号の上欄に掲げる資産

の譲渡をした場合における施行日前に取得をし得をする同欄に掲げる資産及びこれらの資産に係る旧震災特例法第二十八条第一項又は第三項の特別勘定又は期中特別勘定並びに連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に同号の上欄に掲げる資産の譲渡をする場合における施行日前に取得をした同号の下欄に掲げる資産については、なお従前の例による。

新震災特例法第二十七条第六項（同条第九項及び新震災特例法第二十八条第十六項において準用する場合を含む。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得をする新震災特例法第二十七条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産（前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧震災特例法第二十七条第一項の表の第一号の下欄に掲げる資産を含む。）について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得をした旧震災特例法第二十七条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産については、なお従前の例による。

（東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税に関する経過措置）

第一百四十九条 新震災特例法第三十八条の二第八項の規定は、平成二十九年一月一日以後に同条第六項に規定する修正申告書の提出期限が到来する贈与税について適用する。

（罰則に関する経過措置）

第一百六十八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第一百六十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（施行期日）

附 則 **（平成二十八年一月二八日法律第**

八五号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十九年三月三一日法律第四)

号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三条 次に掲げる規定 平成二十九年十月一日

イ からチまで 略

リ 第十五条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一

二条第三項の改正規定、同法第十二条第一

項の改正規定、同法第十九条第一項の改正

規定、同法第二十条第十一項の改正規定、

同法第二十七条第一項の改正規定及び同法

第二十八条第十二項の改正規定並びに附則

第一百条及び第二百三条の規定

四から九まで 略

十次に掲げる規定 企業立地の促進等による

地域における産業集積の形成及び活性化に關する法律の一部を改正する法律(平成二十九

年法律第四十七号)の施行の日

イ 略

ロ 第十五条中東日本大震災の被災者等に係

る国税関係法律の臨時特例に関する法律第

十七条の二第十二項の改正規定(「第四十

二条の十一の二第二項」の下に「第四十

二条の十一の三第二項」を加える部分に限

る)及び同法第二十五条の二(「第十三項の

改正規定(「第六十八条の十四の二(「第二項」の下に「、第六十八条の十四の三(「第二項」)を加える部分に限る)」

十一から十七まで 略

十八 第十五条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十

三条の三の改正規定、同法第十条の三の三

第一項の改正規定、同法第十七条の二の三第

二の三第一項の改正規定、同条第二項の改正

規定、同法第二十五条の三の三第一項の改

正規定及び同法第二十六条の八の改正規定並びに附則第九十九条、第一百条及び第二百六条(租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十六号)附则第六十一

条第二項の改正規定並びに同法附则第六十三

条第二項及び第六十五条第二項の改正規定に限る。)の規定、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第三十二号)の施行の日

(個人の被災者向け優良賃貸住宅の割増賃却に関する経過措置)

第九十六条 第十五条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下附則第一百四条までにおいて「新震災特例法」という。)第十二条の二第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する被災者向け優良賃貸

住宅について適用する。

二個人が施行日前に取得又は新築をした第十五

条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下附則第一百四条までにおいて「旧震災特例法」という。)第十二条の二第一項に規定する被災者向け優良賃貸住宅については、同条の規定は、なおその効力を有する。

三次に掲げる規定 企業立地の促進等による

地域における産業集積の形成及び活性化に關する法律の一部を改正する法律(平成二十九

年法律第四十七号)の施行の日

イ 略

ロ 第十五条中東日本大震災の被災者等に係

る国税関係法律の臨時特例に関する法律第

十七条の二第十二項の改正規定(「第四十

二条の十一の二第二項」の下に「第四十

二条の十一の三第二項」を加える部分に限

る)及び同法第二十五条の二(「第十三項の

改正規定(「第六十八条の十四の二(「第二項」の下に「、第六十八条の十四の三(「第二項」)を加える部分に限る)」

十一から十七まで 略

十八 第十五条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十

三条の三の改正規定、同法第十条の三の三

第一項の改正規定、同法第十七条の二の三第

二の三第一項の改正規定、同条第二項の改正

規定、同法第二十五条の三の三第一項の改

正規定及び同法第二十六条の八の改正規定並びに附則第九十九条、第一百条及び第二百六条(租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十六号)附则第六十一

条第二項の改正規定並びに同法附则第六十三

(福島再開投資等準備金に関する経過措置) 第九十九条 新震災特例法第十八条の人の規定は、法人の附則第一条第十八条号に定める日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例に関する経過措置)

第一百条 新震災特例法第二十条第十一項の規定は、平成二十九年十月一日以後に行われる十月新法人税法第三十三条の二第十九項に規定する被災受贈者が平成二十九年一月一日以後に贈与により取得をする同項第五号に規定する新法人税法第二条第十二号の十六に規定する株式交換等について適用し、同日前に行われた株式交換等について適用する。

(連結法人の被災者向け優良賃貸住宅の割増賃却に関する経過措置)

第二百一条 新震災特例法第二十六条の二第一項の規定は、連結親法人による連結子法人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する被災者(以下附則第一百四条までにおいて「新震災特例法」という。)第十二条の二第一項に規定する被災者向け優良賃貸住宅については、同条の規定は、なおその効力を有する。

二個人が施行日前に取得又は新築をした第十五

条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下附則第一百四条までにおいて「旧震災特例法」という。)第十二条の二第一項に規定する被災者向け優良賃貸住宅については、同条の規定は、なおその効力を有する。

三次に掲げる規定 企業立地の促進等による

地域における産業集積の形成及び活性化に關する法律の一部を改正する法律(平成二十九

年法律第四十七号)の施行の日

イ 略

ロ 第十五条中東日本大震災の被災者等に係

る国税関係法律の臨時特例に関する法律第

十七条の二第十二項の改正規定(「第四十

二条の十一の二第二項」の下に「第四十

二条の十一の三第二項」を加える部分に限

る)及び同法第二十五条の二(「第十三項の

改正規定(「第六十八条の十四の二(「第二項」の下に「、第六十八条の十四の三(「第二項」)を加える部分に限る)」

十一から十七まで 略

十八 第十五条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十

三条の三の改正規定、同法第十条の三の三

第一項の改正規定、同法第十七条の二の三第

二の三第一項の改正規定、同条第二項の改正

規定、同法第二十五条の三の三第一項の改

正規定及び同法第二十六条の八の改正規定並びに附則第九十九条、第一百条及び第二百六条(租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十六号)附则第六十一

条第二項の改正規定並びに同法附则第六十三

(月新法人税法第二条第十二条号の十六に規定する株式交換等について適用し、同日前に行われた株式交換等については、なお従前の例による。

(東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税に関する経過措置)

第二百四条 新震災特例法第三十三条の二第十九項から第十三項までの規定は、同条第二項第一号に規定する被災受贈者が平成二十九年一月一日以後に贈与により取得をする同項第五号に規定する新築をする同項に規定する被災者向け優良賃貸

住宅については、なお従前の例による。

(連結法人の被災者向け優良賃貸住宅の割増賃却に関する経過措置)

第二百五条 新震災特例法第三十八条の二第十九項の規定は、平成二十七年一月一日から平成二十八年十二月三十日までの間に贈与により取得をした旧震災特例法第三十八条の二第二項第五号に規定する被災者向け優良賃貸住宅については、同条の規定は、なおその効力を有する。

二連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する被災者(以下附則第一百四条までにおいて「新震災特例法」という。)第十二条の二第一項に規定する被災者向け優良賃貸住宅については、同条の規定は、なおその効力を有する。

三連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以前に取得又は新築をした旧震災特例法第三十八条の二第二項第五号に規定する被災者向け優良賃貸住宅については、同条の規定は、なおその効力を有する。

四次に掲げる規定 企業立地の促進等による

地域における産業集積の形成及び活性化に關する法律の一部を改正する法律(平成二十九

年法律第四十七号)の施行の日

イ 略

ロ 第十五条中東日本大震災の被災者等に係

る国税関係法律の臨時特例に関する法律第

十七条の二第十二項の改正規定(「第四十

二条の十一の二第二項」の下に「第四十

二条の十一の三第二項」を加える部分に限

る)及び同法第二十五条の二(「第十三項の

改正規定(「第六十八条の十四の二(「第二項」の下に「、第六十八条の十四の三(「第二項」)を加える部分に限る)」

十一から十七まで 略

十八 第十五条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十

三条の三の改正規定、同法第十条の三の三

第一項の改正規定、同法第十七条の二の三第

二の三第一項の改正規定、同条第二項の改正

規定、同法第二十五条の三の三第一項の改

正規定及び同法第二十六条の八の改正規定並びに附則第九十九条、第一百条及び第二百六条(租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十六号)附则第六十一

条第二項の改正規定並びに同法附则第六十三

(月新法人税法第二条第十二条号の十六に規定する

株式交換等について適用し、同日前に行われた

株式交換等については、なお従前の例による。

(東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取

得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税

に関する経過措置)

(連結法人の特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例に関する経過措置)

第二百三条 新震災特例法第二十八条の二第十二項の規定は、平成二十九年十月一日以後に行われる十

(政令への委任)

この法律の施行に必要な経過措置は、政令

で定める。

(附 則 (平成三十一年三月三一日法律第七

号) 抄

(政令への委任)

この法律の施行に必要な経過措置は、政令

で定める。

いう。)、第十三条の規定による改正前の国税通則法、第十四条の規定による改正前の国税徴収法、第十六条の規定による改正前の租税特別措置法(以下「四年旧措置法」という。)、第十七条の規定(附則第一条第五号又は掲げる改正規定に限る。)による改正前の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律、第十八条の規定(同号ルに掲げる改正規定に限る。)による改正前の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律、第二十一条の規定による改正前の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律、第二十三条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「四年旧震災特例法」という。)及び第三十条の規定による改正前の所得税法等の一部を改正する法律の規定は、なおその効力を有する。

(復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第一百三十四条 施行日から附則第一条第九号に定める日の前日までの間ににおける第二十二条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(次条において「新震災特例法」という。)第十七条の二第十四項の規定の適用については、同項中「第四十二条の十一の五の二第二項並びに第四十二条の十三」とあるのは、「並びに第四十二条の十三」とする。

(連結法人が復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第一百三十五条 施行日から附則第一条第九号に定める日の前日までの間ににおける新震災特例法第二十五条の二第十五項の規定の適用についてては、同項中「第六十八条の十五の六の二第二項並びに第六十八条の十五の八」とあるのは、「並びに第六十八条の十五の八」とする。

(第二十三条の規定による東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

災関連原状回復費用に係る同項に規定する事情がやんだ日の翌日から三年を経過した日の前日までに当該災関連原状回復費用を支出した場合で、かつ、当該支出した事業年度の四年旧震災特例法第二条第三項第六号に規定する確定申告書(以下この条において「確定申告書」という。)、同項第十号に規定する修正申告書又は同項第十一号に規定する更正請求書に附則第二十二条第三項に規定する書類の添付がある場合に限り)には、令和四年一月一日以後に開始する事業年度については、当該支出した事業年度において生じた四年旧震災特例法第十五条第一項に規定する欠損金額のうち、同項に規定する合計額に達するまでの金額は、附則第二十二条第三項に規定する災害損失欠損金額に該当するものとみなして、同項の規定を適用する。

四年新震災特例法第十七条の二第三項の規定の適用については、同条第四項に規定する繰越する事業年度における同項の法人の同条第三項の規定の適用に係る同項第七号に規定する連結事業年度までの連結事業年度超額には、同項の法人による同項の規定の適用を受けようとする事業年度開始の日前四年以内に開始した各連結事業年度(四年旧震災特例法第二条第三項第五号に規定する連結事業年度をいい、当該事業年度までに連続して確定申告書の提出(同号に規定する確定申告書の提出)をしている場合の各連結事業年度(四年旧震災特例法第二条第三項第五号に規定する連結事業年度をいい。以下この条において同じ。)に限る。)における四年旧震災特例法第二十五条の二第二項に規定する税額控除限度額(当該法人に係るものに限る。)のうち、同項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額(既に四年新震災特例法第十七条の二第三項又は四年旧震災特例法第十七条の二第三項の規定により当該事業年度開始の前四年以内に開始した事業年度において四年新震災特例法第十七条の二第二項に規定する調整前法人税額又は四年旧震災特例法第十七条の二第二項に規定する調整前法人税額から控除された金額既に四年旧震災特例法第二十五条の二第三項の規定により当該連結事業年度において法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るものと含む。以下この項において「控除済金額」という。)がある場合は、当該控除済金額を控除した残額

3 四年新震災特例法第十七条の二第四項の規定の適用については、同項に規定する開始の日前四年以内に開始した各事業年度後の連結事業年度について同項の法人又は当該法人に係る四年度に規定する連結確定申告書(同項第八号)に規定する連結確定申告書をいう。(以下この各項において同じ。)の提出をしていた場合には、確定申告書の提出をしていたものとみなす。

4 四年新震災特例法第十七条の一第四項の規定の適用については、同項に規定する調整前法人による連結確定申告書(同項第八号)に規定する税額から控除された金額には、既に四年旧震災特例法第二十五条の二第三項の規定により法人の税額から控除された金額のうち四年新震災特例法第十七条の二第四項の法人に係るものとみなし。

5 四年新震災特例法第十七条の二第九項及び第十九項の規定の適用については、四年旧震災特例法第二十五条の二第二項に規定する供用年度以後の各連結事業年度の連結確定申告書に同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があった場合には、確定申告書に四年新震災特例法第十七条の二第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があつたものとみなす。

6 四年新震災特例法第十七条の二第三項の規定の適用については、同条第四項に規定する繰越税額控除限度超過額には、同項の法人の同条第三項の規定の適用を受けようとする事業年度開始の日前四年以内に開始した各連結事業年度(当該事業年度まで連続して確定申告書の提出(連結事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結確定申告書の提出)をしている場合の各連結事業年度に限度)における四年旧震災特例法第二十五条の二第二項に規定する税額控除限度額(当該法人に係るものに限る。)のうち、同項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額による。既に四年新震災特例法第十七条の二の二第三項又は四年旧震災特例法第十七条の二の二第三項の規定により当該事業年度開始の日前四年以内に開始した事業年度において四年新震災特例法第十七条の二の二第二項に規定する調整前法人税額又は四年旧震災特例法第十七条の二の二第三項に規定する調整前法人税額から控除された金額(既に四年旧震災特例法第二十五条の二

の二第三項の規定により当該各連結事業年度において法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るものとす（「控除済金額」という。）ある場合には、当該控除済金額を控除した残額）を含むものとする。

7 四年新震災特例法第十七条の二の二第四項の規定の適用については、同項に規定する開始の日前四年以内に開始した各事業年度後の連結事業年度について同項の法人又は当該法人に係る連結親法人による連結確定申告書の提出をいた場合には、確定申告書の提出をしていたものとみなす。

8 四年新震災特例法第十七条の二の二第四項の規定の適用において準用する四年新震災特例法第七条の二第七項において準用する四年新震災特例法第十七条の二第二十五条の二の二第三項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第五項中「第二十五条の二第二項」とあるのは、「第二十五条の二の二第一項」と、「第十七条の二第三項」とあるのは、「第十七条の二の二第三項」と読み替えるものとする。

9 四年新震災特例法第十七条の二の三第三項の規定の適用については、同条第四項に規定する繰越税額控除限度超過額には、同項の法人の同条第三項の規定の適用を受けようとする事業年度開始の日前四年以内に開始した各連結事業年度（当該事業年度まで連続して確定申告書の提出（連結事業年度にあっては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による連結確定申告書の提出）をしている場合の各連結事業年度に限る。）における四年旧震災特例法第二十五条の二の三第一項に規定する税額控除限度額（当該法人に係るものに限る。）のうち、同項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に四年新震災特例法第十七条の二の三第三項又は四年旧震災特例法第十七条の二の三第三項の規定により当該事業年度開始の日前四年以内に開始した事業年度において四年新震災特例法第十七条の二の三第二項に規定する調整前税額又は四年旧震災特例法第十七条の二の三第三項の規定により当該事業年度開始の日前四年以内に開始した事業年度において四年新震災特例法第十七条の二の三第二項に規定する調整前税額）を含むものとす

2 一項に規定する開発研究用資産については、な
お従前の例による。
旧復興特区法第三十九条第一項の規定により

究用資産について所得税法第四十九条第一項の規定により計算した償却費の額を控除した金額に相当する金額

(特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置)

旧認定を受けた旧復興推進計画に定められた旧復興特区法第四条第二項第四号イに規定する復興産業集積区域（特定復興産業集積区域（新震興産業集積区域

10 of 10

施行日前に旧認定地方公共団体（旧復興推進計画につき旧認定を受けた地方公共団体をいう。以下この項において同じ。）の指定を受けた個人が、施行日から令和六年三月三十一日までの間に、当該旧認定地方公共団体の作成した当該特例法第十条の五第一項に規定する特定復興産業集積区域をいう。以下この項において同様第一項に規定する産業集積の形成に資するものとして政令で定めるもの（やむを得ない事情により令和三年三月三十一日までに、取得又は製作若しくは建設をして、開発研究の用に供することができるものに限る。以下この項において「旧復興産業集積区域」という。）の用に供される減価償却資産のうち同様第一項に規定する産業集積区域（特定復興産業集積区域（新震災特例法第十条の五第一項に規定する特定復興産業集積区域を除し。））において「旧復興産業集積区域」という。）内において旧震災特例法第十条の五第一項に規定する開発研究（以下この項において「開発研究」という。）の用に供される減価償却資産のうち同様第一項に規定する産業集積の形成に資するものとして政令で定めるもの（やむを得ない事情により令和三年三月三十一日までに、取得又は製作若しくは建設をして、開発研究の用に供することができるものに限る。以下この項において「旧復興産業集積区域」という。）でその製作若しくは建設の用に供することができるものと同一のものを取扱い、又は当該旧復興産業集積区域内において開発研究の用に供される旧開発研究用資産を製造し、若しくは建設して、これを当該旧復興産業集積区域において当該個人の当該開発研究の用に供するものと同一のものを取扱い、又は当該旧復興産業集積区域内において開発研究用資産と、それぞれみなして、同様の規定を適用する。この場合において、当該福島県又は福島県の区域内の市町村に限る。）の指定を受けた個人が取得又は製作若しくは建設をして当該旧認定に係る旧復興産業集積区域において開発研究の用に供した旧開発研究用資産の取得価額は、次の各号に掲げる旧開発研究用資産の区分に応じて当該各号に定める金額とする。

二 旧復興特区法第三十九条第一項の規定により旧認定地方公共団体（当該旧認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村を除く。）の指定を受けた新租税特別措置法第十条第八項第六号に規定する中小事業者が取得又は製作若しくは建設をして当該旧認定に係る旧復興業集積区域（旧復興特区法第二条第三項第二号イに規定する地域を含む市町村の区域に限る。）内において開発研究用資産旧開発研究用資産 その取得価額の百分の五十に相当する金額

三 前二号に掲げるもの以外の旧開発研究用資産 その取得価額の百分の三十四に相当する金額

（個人の被災代替資産等の特別償却に関する経過措置）

第八十九条 新震災特例法第十一條の二第一項の規定は、個人が施行日以後に同項に規定する取得等をする同項に規定する被災代替資産等について適用し、個人が施行日前に旧震災特例法第十一條第一項に規定する取得等をした同項に規定する被災代替資産等については、なお従前の例による。

（個人の被災者向け優良賃貸住宅の割増償却に関する経過措置）

第九十条 個人が施行日前に取得又は新築した旧震災特例法第十一條の二第一項に規定する被災者向け優良賃貸住宅については、同條の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同條第三項中「前条第三項及び第四項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）第十三條の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一條の二第三項及び第四項」とする。

（被災市街地復興土地地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除の特例等に関する経過措置）

第九十一条 新震災特例法第十一條の五第二項の規定は、個人が施行日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用し、個人が施行日前に行つた旧震災特例法第十一條の五第二項に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

の表の第一号の下欄のイに係る部分に限る。)の規定は、個人が施行日以後に取得(建設及び製作を含む。以下この項において同じ。)する同欄のイに掲げる資産について適用し、個人が施行日前に取得をした旧震災特例法第十二条第一項の表の第一号の下欄のイに掲げる資産については、なお従前の例による。

(復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例に関する経過措置)

第九十三条 施行日前に旧震災特例法第十三条の三の指定を受けた同条に規定する復興指定会社により当該指定の日から同日以後五年を経過する日までの間に発行される株式については、なお従前の例による。

(震災損失の繰戻しによる法人税額の還付に関する経過措置)

第九十四条 法人(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二条第三項第一号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の平成二十四年三月十日以前に終了した各事業年度において生じた繰戻対象震災損失金額(旧震災特例法第十五条第一項に規定する繰戻対象震災損失金額をいう。)に係る同項の規定による法人税の還付の請求については、なお従前の例による。

(復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第九十五条 新震災特例法第十七条の二の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定する特定機械装置等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧震災特例法第十七条の二第一項の表の各号の第四欄に掲げる減価償却資産(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二条第三項第十号に規定する減価償却資産をいう。以下同じ。)については、なお従前の例による。

災特例法第十七条の二第一項に規定する特定復興産業集積区域をいう。以下この項において同様に規定する区域を除く。以下この項において同じ。)に該当する区域を除く。以下この項において同じ。(「旧復興産業集積区域」という。)内において旧産業集積事業(「旧復興特区法第二条第三項第二号イ(旧福島特措法第七十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」に掲げる事業をいう。以下この項において同じ。)若しくは旧建築物整備事業(「旧復興特区法第二条第三項第二号ロ(旧福島特措法第七十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」に掲げる事業をいう。以下この項において同じ。)の用に供する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物(「旧建築物整備事業にあっては旧震災特例法第十七条の二第一項の表の第一号の第四欄に規定する政令で定める要件を満たす建物及びその附属設備とし、やむを得ない事情により同項に規定する指定期間内に、取得又は製作若しくは建設をして、これらの事業の用に供することができなかつたものとして財務省令で定めるものに限る。以下この項において「旧特定機械装置等」という。)でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものの取得又は当該旧復興産業集積区域内において旧産業集積事業若しくは旧建築物整備事業の用に供する旧特定機械装置等を製作し、若しくは建設して、これを当該旧復興産業集積区域内において当該法人の当該旧産業集積事業又は旧建築物整備事業の用に供した場合には、当該旧復興推進計画を新震災特例法第十七条の二第一項に規定する復興推進計画と、当該旧認定証を同項に規定する認定と、当該旧復興産業集積区域を特定復興産業集積区域と、当該旧産業集積事業を同項に規定する産業集積事業と、当該旧建築物整備事業を同項に規定する建築物整備事業と、当該旧特定機械装置等を同項に規定する特定機械装置等と、それぞれみなして、同条第一項に規定する税額控除限度額は第一号に掲げる金額とする。一次に掲げる資産の区分に応じそれぞれ次に定める金額

二 建物及びその附属設備並びに構築物(二
及びホに掲げるものを除く)、その取得価額の百分の十七に相当する金額
新震災特例法第十七条の二第二項に規定する特定機械装置等(同項に規定する事業又は建築物整備事業の用に供したものに限りるものとし、旧特定機械装置等を除く)の取得価額の百分の十五(建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八)に相当する金額の合計額と旧特定機械装置等の取得価額に次に掲げる資産の区分に応じそれぞれ次に定める割合を乗じて計算した金額の合計額とを合計した金額
イ 前号イ及びロに掲げる資産 百分の十五
ロ 前号ハに掲げる資産 百分の十
ハ 前号ニ及びホに掲げる資産 百分の八
二 前号ヘに掲げる資産 百分の六
(企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)
第九十六条 新震災特例法第十七条の二の二の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項の表の各号の第五欄に掲げる減価償却資産について適用し、法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧震災特例法第十七条の二の二第一項に規定する特定機械装置等については、なお従前の例による。
復興庁設置法等改正法附則第十三条第一項の規定の適用がある場合には、みなし企業立地促進計画についての新震災特例法第十七条の二の二第一項の表の第一号の第二欄に規定する提出のあつた日は、旧福島特措法第十八条第四項の規定による同条第一項に規定する企業立地促進計画の提出のあつた日とする。
(避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)
第九十七条 新震災特例法第十七条の二の三の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定する特定機械装置等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧震災特例法第十七条の二の三第一項に規定する特定機械装置等については、なお従前の例による。
(復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置)
第九十八条 新震災特例法第十七条の三の規定は、法人の施行日以後に終了する同条第一項に

規定する適用年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した旧震災特例法第十七条の三第一項に規定する適用年度分の法人税については、なお從前の例による。

2 旧復興特区法第三十八条第一項の規定により施行日前に旧認定地方公共団体（旧復興推進計画につき旧認定を受けた地方公共団体をいう。以下この項において同じ。）の指定を受けた法人が、当該指定があつた日から同日以後五年を経過する日までの期間（以下この項において「経過適用期間」という。）内の日を含む各事業年度（施行日以後に終了する事業年度に限るものとし、解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）の経過適用期間内において、当該旧認定地方公共団体の作成した当該旧認定を受けた旧復興推進計画に定められた旧復興特区法第四条第二項第四号イに規定する復興産業集積区域（特定復興産業集積区域（新震災特例法第十七条の三第一項に規定する特定復興産業集積区域をいう。以下この項において同じ。）に該当する区域を除く。以下この項において「旧復興産業集積区域」という。）内に所在する旧復興特区法第二条第三項第二号イ（旧福島特措法第七十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる事業を行う事業所（以下この項目において「旧産業集積事業所」という。）に勤務する旧被災雇用者等（旧震災特例法第十七条の三第一項に規定する被災雇用者等をいう。）を支給する場合には、当該旧復興推進計画を新震災特例法第十七条の三第一項に規定する復興推進計画と、当該旧認定を同項に規定する認定と、当該旧復興産業集積区域を特定復興産業集積区域と、当該旧産業集積事業所を東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の三第一項に規定する産業集積事業所と、当該旧被災雇用者等を同項に規定する被災雇用者等と、それぞれみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同項中「百分の九」とあるのは、「百分の九」とし、平成三十一年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に所得稅法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号。以下この項において「令和三年改正法」という。）附則第九十八条第二項の指定を受けた

法人が当該指定をした同項に規定する旧認定地
方公共団体（福島県又は福島県の区域内の市町
村を除く。）の作成した同項の旧認定を受けた
同項の旧復興推進計画に定められた同項に規定
する旧復興産業集積区域（復興院設置法等の一
部を改正する法律（令和二年法律第四十六号）
令和三年改正法附則第九十八条第二項に規定する
第二条の規定による改正前の東日本大震災復興
特別区域法第二条第三項第二号イに規定する地
域を含む市町村の区域を除く。）内に所在する
令和三年改正法附則第九十八条第二項に規定する
旧産業集積事業所に勤務する同項に規定する
旧被災雇用者等に対して支給される給与等の額に
あつては百分の七とする。」とする。
（企業立地促進区域等において避難対象雇用者
等を雇用した場合の法人税額の特別控除に関する
経過措置）

第九十九条 復興院設置法等改正法附則第十三条
第一項の規定の適用がある場合には、みなし企
業立地促進計画についての新震災特例法第十七
条の三の二第一項の表の第一号の第一欄に規定
する提出のあつた日は、旧福島特措法第十八条
第四項の規定による同条第一項に規定する企業
立地促進計画の提出のあつた日とする。

2 復興院設置法等改正法附則第十三条第二項の
規定の適用がある場合には、同項の規定により
福島復興再生特別措置法第二十条第三項の認定
を受けた同条第一項に規定する避難解除等区域
復興再生推進事業実施計画とみなされたものに
ついての新震災特例法第十七条の三の二第一項
の表の第一号の第二欄に規定する認定を受けた
日は、旧福島特措法第二十条第三項の認定を受
けた日とする。

（法人的復興産業集積区域における開発研究用
資産の特別償却等に関する経過措置）

第一百条 新震災特例法第十七条の五の規定は、法
人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設を
する同条第一項に規定する開発研究用資産につ
いて適用し、法人が施行日前に取得又は製作若
しくは建設をした旧震災特例法第十七条の五第
一項に規定する開発研究用資産については、な
お前前の例による。

旧復興特区法第三十九条第一項の規定により
施行日前に旧認定地方公共団体（旧復興推進計
画につき旧認定を受けた地方公共団体をいう。
以下この項において同じ。）の指定を受けた法
人が、施行日から令和六年三月三十一日までの
間に、当該旧認定地方公共団体の作成した当該

旧認定を受けた旧復興推進計画に定められた旧復興特区法第四条第二項第四号イに規定する復興産業集積区域（特定復興産業集積区域（新震災特例法第十七条の五第一項に規定する特定復興産業集積区域をいう。以下この項において同じ。）に当する区域を除く。以下この項において「旧復興産業集積区域」という。）内において旧震災特例法第十七条の五第一項に規定する開発研究（以下この項において「開発研究」という。）の用に供される減価償却資産のうち同条第一項に規定する産業集積の形成に資するものとして政令で定めるもの（やむを得ない事情により令和三年三月三十一日までに、取得又は製作若しくは建設をして、開発研究の用に供することができるものとして財務省令で定めるものに限る。以下この項において「旧開發研究用資産」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該旧復興産業集積区域内において開発研究の用に供される旧開發研究用資産を作成し、若しくは建設して、これを当該旧復興産業集積区域内において当該法人の当該開発研究の用に供した場合には、当該旧復興推進計画を新震災特例法第十七条の五第一項に規定する復興推進計画と、当該旧認定を同項に規定する認定と、当該旧復興産業集積区域を特定復興産業集積区域と、当該旧開發研究用資産を同項に規定する開発研究用資産と、それぞれみなして、同条の規定を適用する。この場合において、当該旧開發研究用資産に係る同項に規定する特別償却限度額は次の各号に掲げる旧開發研究用資産の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 旧復興特区法第三十九条第一項の規定により旧認定地方公共団体（当該旧認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村を除く。）の指定を受けた法人が取得又は製作若しくは建設をして当該旧認定に係る旧復興産業集積区域内において開発研究の用に供した旧開發研究用資産、その取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額

二 旧復興特区法第三十九条第一項の規定により旧認定地方公共団体（当該旧認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村を除く。）の指定を受けた租税特別措置法第四十二条の指定を受ける中小企業者又は同項第九号に規定する農業協同組合等が取得

又は製作若しくは建設をして当該旧認定に係る旧復興産業集積区域（旧復興特区法第二条第三項第二号イに規定する地域を含む市町村の区域に限る。）内において開発研究の用に供した旧開發研究用資産、その取得価額の百分の三十四に相当する金額

第一百一十条 新震災特例法第十八条の二第一項の規定は、法人が施行日以後に同項に規定する取得等をする同項に規定する被災代替資産等について適用し、法人が施行日前に旧震災特例法第八条第一項に規定する取得等をした同項に規定する被災代替資産等については、なお従前の例による。（法人の被災者向け優良賃貸住宅の割増償却に関する経過措置）

第一百一十二条 法人が施行日前に取得又は新築をした旧震災特例法第十八条の二第一項に規定する被災者向け優良賃貸住宅については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「連結事業年度」とあるのは、「連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第二十三条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二条第一項第五号に規定する連結事業年度をいう。）と、「第二十六条の二第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）附則第一百四十四条の規定によりなおそらくの効力を有するものとされる同法第十三条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十六条の二第一項」と、同条第三項中「前条第二項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）附則第一百三十条第二項の旧復興推進計画」と、「東日本大震災復興特別区域法第四条第九項」とあるのは、「旧復興区域法」とあるのは、「旧復興特区法第四条第九項」とあるのは、「旧福島特措法」という。第七十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。」と、同項第一号中「復興推進計画」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）附則第一百四十四条の規定によりなおそらくの効力を有するものとされる同法第十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。」と、同項第一号中「復興区域法」とあるのは、「旧復興区域法」とあるのは、「旧福島特措法第七十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。」と、同条第四項第四号中「東日本大震災復興特別区域法」とあるのは、「旧復興特区法第四条第九項中「東日本大震災復興特別区域法」とあるのは、「旧復興特区法第四条第二項の規定によりなおそらくの例によることとされる場合における旧復興特区法」と、同項第五号中「東日本大震災復興特別区域法」とあるのは、「旧復興特区法第四十条第二項において同条第一項の規定による適用年度分の法人税に終了する同項に規定する適用年度分の法人税について適用し、同条第一項の規定を受けた法人の施行日以後に終了する同項に規定する適用年度分の法人税に適用する。」とある連続子法人（同項第三十三号に規定する連続子法人をいう。以下同じ。）が施

項の指定を受けた法人の施行日前に終了した同項に規定する適用年度分の法人税については、なお従前の例による。（旧復興特区法第四十条第一項（旧福島特措法第七十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により施行日前に旧認定地方公共団体（旧復興推進計画につき旧認定を受けた地方公共団体をいう。以下この項において同じ。）の指定（以下この項において「旧指定」という。）を受けた法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税については、当該旧認定地方公共団体を新震災特例法第十八条の三第一項に規定する認定地方公共団体と、当該旧認定を同項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により施行日前に旧認定地方公共団体（旧復興推進計画につき旧認定を受けた地方公共団体をいう。以下この項において同じ。）の指定を受けた法人の施行日以後に行う同項に規定する被災代替資産及び当該資産に係る法人税を同項に規定する認定復興推進計画と、それぞれみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同項中「東日本大震災復興特別区域法第三十七条第一項に」とあるのは、「復興特区法等設置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十六号）。以下この項及び第四項において「復興特区法等設置法等改正法」という。」第二条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法（以下この項及び第四項において「旧復興特区法」という。）第四十条第一項に」と、「特定復興産業集積区域」とあるのは、「復興産業集積区域」と、「同法第二条第三項第一号イ」とあるのは、「旧復興特区法第一条第三項第二号イ（復興特区法等設置法等改正法第三条の規定による改正前の福島復興再生特別措置法（第一号において「旧福島特措法」という。）第七十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。」と、同項第一号中「復興推進計画」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）附則第一百四十四条の規定によりなおそらくの効力を有するものとされる同法第十三条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十六条の二第一項」と、同条第三項中「前条第二項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）附則第一百三十条第二項の旧復興推進計画」と、「東日本大震災復興特別区域法第四条第九項」とあるのは、「旧復興区域法」とあるのは、「旧福島特措法第七十四条又は第七十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。」と、同条第四項第四号中「東日本大震災復興特別区域法」とあるのは、「旧復興特区法第四条第二項の規定によりなおそらくの例によることとされる場合における旧復興特区法」と、同項第五号中「東日本大震災復興特別区域法」とあるのは、「旧復興特区法第四十条第二項において同条第一項の規定による適用年度分の法人税に終了する同項に規定する適用年度分の法人税について適用し、同条第一項の規定を受けた法人の施行日以後に終了する同項に規定する適用年度分の法人税に適用する。」とある連続子法人（同項第三十三号に規定する連続子法人をいう。以下同じ。）が施

項の指定を受けた法人の施行日前に終了した同項に規定する適用年度分の法人税については、なお従前の例による。（旧復興特区法第二条第三項第二号イに規定する連結親法人（新震災特例法第二条第三項第七号に規定する連結親法人をいう。以下同様。）の平成二十四年三月十日以前に終了した各連結事業年度（同項第五号に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）において生じた繰戻対象震災損失金額（旧震災特例法第二十三条第一項に規定する繰戻対象震災損失金額をいいう。）に係る同項の規定による法人税の還付の請求については、なお従前の例による。（連結法人が復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第一百一十三条 新震災特例法第二十五条の二の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係（新震災特例法第二十五条の二の規定による連結完全支配関係をいう。以下三号に規定する連結完全支配関係をいう。）にある連結子法人（同項第三十三号に規定する連結子法人をいう。以下同じ。）が施

行日以後に取得又は製作若しくは建設をする新震災特例法第二十五条の二第一項に規定する特定機械装置等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧震災特例法第二十五条の二第一項の表の各号の第四欄に掲げる減価償却資産については、なお從前の例による。

連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、旧復興特区法第三十七条第一項の規定により施行日前に旧認定地方公共団体（旧復興推進計画につき旧認定を受けた地方公共団体をいう。以下この項において同じ。）の指定を受けたものが、施行日から令和六年三月三十一日までの間に、当該旧認定地方公共団体の作成した当該旧認定を受けた旧復興推進計画に定められた旧復興特区法第四条第二項第四号イに規定する復興産業集積区域（特定復興産業集積区域（新震災特例法第二十五条の二第一項に規定する特定復興産業集積区域をいう。以下この項において同じ。）に該当する区域を除く。以下この項において「旧復興産業集積区域」という。）内において旧産業集積事業（旧復興特区法第二条第三項第二号イに構築物（旧建築物整備事業にあっては旧震災特例法第二十五条の二第一項の表の第一号の第四欄に規定する政令で定める要件を満たす建物及びその附属設備とし、やむを得ない事情により同項目に規定する指定期間内に、取得又は製作若しくは建設をして、これらの事業の用に供することができるなかつたものとして財務省令で定めるものに限る。以下この項において「旧特定機械装置等」という。）での製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該旧復興産業集積区域内において当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結親法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設して、これを当該旧復興産業集積区域内において

該旧産業集積事業又は旧建築物整備事業の用に供した場合には、当該旧復興推進計画を新震災特例法第二十五条の二第一項に規定する復興推進計画と、当該旧認定を同項に規定する認定期間と、当該旧復興産業集積区域を特定復興産業集積区域と、当該旧産業集積事業を同項に規定する産業集積事業と、当該旧建築物整備事業を同項に規定する建築物整備事業と、当該旧特定機械装置等を同項に規定する特定機械装置等と、それぞれみなして、同条の規定を適用する。この場合において、当該旧特定機械装置等に係る金額と、同条第二項に規定する税額控除限度額は第二号に掲げる金額とする。

イ 次に掲げる資産の区分に応じそれぞれ次に定める金額

ロ 機械及び装置（旧復興特区法第三十七条第一項の規定により旧認定地方公共団体（旧認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村に限る。）の指定を受けた連結法人（新震災特例法第二条第三項第十四号に規定する連結法人をいう。以下この項において同じ。）が取得又は製作をして当該旧認定に係る旧復興産業集積区域内において旧産業集積事業の用に供した旧特定機械装置等に限る。）の取得価額から普通償却限度額（新震災特例法第二十五条の二第二項に規定する普通償却限度額をいう。附則第百十二条第二項第一号において同じ。）を控除した金額

ハ 機械及び装置（旧復興特区法第三十七条第一項の規定により旧認定地方法公共団体（旧認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村を除く。）の指定を受けた連結法人が取得又は製作をして当該旧認定に係る旧復興産業集積区域（旧復興特区法第二条第三項第二号イに規定する地域を含む市町村の区域に限る。）内において旧産業集積事業の用に供した旧特定機械装置等に限る。）の取得価額の百分の五十に相当する金額

ヒ 建物及びその附属設備並びに構築物（旧復興特区法第三十七条第一項の規定により旧認定地方公共団体（旧認定を受けた福島

県又は福島県の区域内の市町村に限る。)の指定を受けた連結法人が取得又は建設をして当該認定に係る旧復興産業集積区域内において旧産業集積事業又は旧建築物整備事業の用に供した旧特定機械装置等に限り、(その取得価額の百分の二十五に相当する金額)
本
　建物及びその附属設備並びに構築物(旧復興特区法第三十七条第一項の規定により旧認定地方公共団体(旧認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村を除く。)の指定を受けた連結法人が取得又は建設をして当該旧認定に係る旧復興産業集積区域(旧復興特区法第二条第三項第二号イに規定する地域を含む市町村の区域に限る。)内において旧産業集積事業又は旧建築物整備事業の用に供した旧特定機械装置等に限る。)その取得価額の百分の二十五に相当する金額
　建物及びその附属設備並びに構築物(三及びホに掲げるものを除く。)その取得価額の百分の十七に相当する金額
二
新震災特例法第二十五条の二第二項に規定する特定機械装置等(同項に規定する産業集積事業又は建築物整備事業の用に供したものに限るものとし、旧特定機械装置等を除く。)の取得価額の百分の十五(建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八)に相当する金額の合計額と旧特定機械装置等の取得価額に次に掲げる資産の区分に応じそれぞれ次に定める割合を乗じて計算した金額の合計額とを合計した金額
イ　前号イ及びロに掲げる資産　百分の十五
ロ　前号ハに掲げる資産　百分の十
ハ　前号ニ及びホに掲げる資産　百分の八
ニ　前号ヘに掲げる資産　百分の六
(連結法人が企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)
第一百八条 新震災特例法第二十五条の二の二の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項の表の各号の第五欄に掲げる減価償却資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧震災

特例法第二十五条の二の二第一項に規定する特定機械装置等については、なお従前の例による。

2 復興庁設置法等改正附則第十三条第一項の規定の適用がある場合には、みなし企業立地促進計画についての新震災特例法第二十五条の二の二第一項の表の第一号の第二欄に規定する提出のあつた日は、旧福島特措法第十八条第四項の規定による同条第一項に規定する企業立地促進計画の提出のあつた日とする。

(連結法人が避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第二百九条 新震災特例法第二十五条の二の三の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定する特定機械装置等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧震災特例法第二十五条の二の三第一項に規定する特定機械装置等については、なお従前の例による。

(連結法人が復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置)

第一百十条 新震災特例法第二十五条の三の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に終了する同条第一項に規定する適用年度分の法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日前に終了した旧震災特例法第二十五条の三第一項に規定する適用年度分の法人税については、なお従前の例による。

連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、旧復興特区法第三十八条第一項の規定により施行日前に旧認定地方公共団体(旧復興推進計画につき旧認定を受けた地方公共団体をいう。以下この項において同じ。)の指定を受けたものが、当該指定があつた日から同日以後五年を経過する日までの期間(以下この項において「経過適用期間」という)内の日を含む各連結事業年度(施行日以後に終了する連結事業年度に限るものとし、その連結親法人の解散(合併による解散を除く。)の日を含む連結事業年度を除く。)の経

過適用期間内において、当該旧認定地方公共団体の作成した当該旧認定を受けた旧復興推進計画に定められた旧復興特区法第四条第二項第四号イに規定する復興産業集積区域（特定復興産業集積区域（新震災特例法第二十五条の三第一項に規定する特定復興産業集積区域をいう。以下この項において同じ。）に該当する区域を除く。以下この項において「旧復興産業集積区域」という。）内に所在する旧復興特区法第二条第三項第二号イ（旧福島特指法第七十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる事業を行う事業所（以下この項において「旧産業集積事業所」という。）に勤務する旧被災雇用者等（旧震災特例法第二十五条の三第一項に規定する被災雇用者等をいう。以下この項において同じ。）に対して給与等（新震災特例法第二十五条の三第一項に規定する給与等をいう。）を支給する場合には、当該旧復興推進計画を新震災特例法第二十五条の三第一項に規定する復興推進計画と、当該旧認定を同項に規定する認定と、当該旧復興産業集積区域を特定復興産業集積区域と、当該旧産業集積事業所を同項に規定する事業所と、当該旧被災雇用者等を同項に規定する被災雇用者等と、それぞれのみならず、同条の規定を適用する。この場合において、同項中「百分の十」とあるのは、当該部分の十（当該連結親法人又はその連結子法人で、平成三十一年四月一日から令和三年三月三十日までの間に所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号。以下この項において「令和三年改正法」という。）附則第一百十条第二項の指定を受けたものが、当該指定をした同項に規定する旧認定地方公共団体（福島県又は福島県の区域内の市町村を除く。）の作成した同項の旧認定を受けた同項の旧復興推進計画に定められた同項に規定する旧復興産業集積区域（復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十六号）第二条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法第二条第三項第二号イに規定する地域を含む市町村の区域を除く。）内に所在する令和三年改正法附則第二百十条第二項に規定する旧産業集積事業所に勤務する同項に規定する旧被災雇用者等に対する支給する給与等の額にあつては、百分の七」とする。

業立地促進計画についての新震災特例法第二十五条の三の二第一項の表の第一号の第一欄に規定する提出のあった日は、旧福島特措法第十八条第四項の規定による同条第一項に規定する企業立地促進計画の提出のあった日とする。

第二百二十二条 新震災特例法第二十五条の五の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定する開発研究用資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧震災特例法第二十五条の五第一項に規定する開発研究用資産については、なお從前の例による。

第一百十三条 新震災特例法第二十六条の二第一項

二 当該連結親法人又はその連結子法人で、旧復興特区法第三十九条第一項の規定により旧認定地方公共団体（当該旧認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村を除く。）の指定を受けた租税特別措置法第六十八条の九第一項第六号に規定する中小連結法人又は連結親法人である同法第四十二条の四第八項第九号に規定する農業協同組合等に該当するものが取得又は製作若しくは建設をして当該旧認定に係る旧復興産業集積区域（旧復興特区法第二条第三項第一号イに規定する地域を含む市町村の区域に限る。）内において開発研究の用に供した旧開発研究用資産 その取得価額の百分の五十に相当する金額

三 前二号に掲げるものの以外の旧開発研究用資産 その取得価額の百分の三十四に相当する金額

（連結法人の被災代替資産等の特別償却に関する経過措置）

第一百三十三条 新震災特例法第二十六条の二第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に同項に規定する取得等をする同項に規定

「所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）第十三条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十六条の二第二項」とする。

（連結法人の再投資等準備金に関する経過措置）

第一百五十五条 新震災特例法第二十六条の三の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、同条第一項の指定を受けたものの施行日以後に終了する同項に規定する適用年度分の法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、旧震災特例法第二十六条の三第一項の指定を受けたものの施行日前に終了した同項に規定する適用年度分の法人税については、なお従前の例による。

連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、旧復興特区法第四十条第一項（旧福島特措法第七十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により施行日前に旧認定地方公共団体（旧復興推進計画につき旧認定を受けた地方公共団体をいう。以下この項において同じ。）の指定

三

「所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）第十三条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十六条の二第二項」とする。

（連結法人の再投資等準備金に関する経過措置）

第一百五十五条 新震災特例法第二十六条の三の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、同条第一項の指定を受けたものの施行日以後に終了する同項に規定する適用年度分の法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、旧震災特例法第二十六条の三第一項の指定を受けたものの施行日前に終了した同項に規定する適用年度分の法人税については、なお従前の例による。

連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、旧復興特区法第四十条第一項（旧福島特措法第七十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により施行日前に旧認定地方公共団体（旧復興推進計画につき旧認定を受けた地方公共団体をいう。以下この項において同じ。）の指定

第十四章

する被災代替資産等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に旧震災特例法第二十六条第一項に規定する取得等をした同項に規定する被災代替資産等については、なお從前の例による。

(連結法人の被災者向け優良賃貸住宅の割増償却に関する経過措置)

第一百四十四条 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は新築をした旧震災特例法第二十六条第二第一項に規定する被災者向け優良賃貸住宅については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「第十八条の二第一項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律(令和三年法律第十号)附則第二百二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十三条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(次項において「旧効力震災特例法」という)第十八条の二第一項」とあるのは「旧効力震災特例法第十八条の二第一項」と、同条第三項中「前条第二項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律(令和三年法律第十一号)第十三条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十六条の二第一項」とする。

(連結法人の再投資等準備金に関する経過措置)

第一百五十五条 新震災特例法第二十六条の三の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、同条第一項の指定を受けたものの施行日以後に終了する同項に規定する適用年度分の法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、旧震災特例法第二十六条の三第一項の指定を受けたものの施行日前に終了した同項に規定する適用年度分の法人税については、なお從前の例による。

連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、旧復興特区法第四十条第一項(旧福島特措法第七十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む)の規定により施行日前に旧認定地方公共団体(旧復興推進計画につき旧認定を受けた地方公共団体をいう。以下この項において同じ。)の指定期

(以下この項において「旧指定」という。)を受けたものの施行日以後に終了する連結事業年度の法人税については、当該旧認定地方公共団体を新震災特例法第二十六条の三第一項に規定する認定地方公共団体と、当該旧指定を同項の指定と、当該旧認定を受けた旧復興推進計画を同項に規定する認定復興推進計画と、それぞれみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同項中「東日本大震災復興特別区域法第三十七条第一項」とあるのは「復興局設置法等の一部を改正する法律(令和二年法律第十六号)」以下この項及び第四項において「旧復興特区法」(以下この項及び第四項において「旧復興特区法」という。)第四十条第一項」と、「特定復興産業集積区域法」(とあるのは「復興産業集積区域法」と、「同法第二条第三項第二号イ」とあるのは「旧復興特区法第二条第三項第二号イ(復興局設置法等改正法第三条の規定による改正前の福島復興再生特別措置法(第一号において「旧福島特措法」という。)第七十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」と、同項第一号中「復興推進計画」とあるのは「所得稅法等の一部を改正する法律(令和三年法律第十一号)附則第一百五十五条第二項の旧復興推進計画」と、「東日本大震災復興特別区域法第四条第九項」とあるのは「旧復興特区法第四条第九条(旧福島特措法第七十四条又は第七十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」と、同条第四項第四号中「東日本大震災復興特別区域法」とあるのは「旧復興特区法第九条の規定又は復興局設置法等改正法附則第四条第二項の規定によりなお從前の例によることとされる場合における旧復興特区法」と、同項第五号と、同条第四項第四号中「東日本大震災復興特別区域法」とあるのは「旧復興特区法第四条第二項において準用する旧復興特区法第三十七条第三項の規定又は復興局設置法等改正法附則第五条の規定によりなお從前の例によることとされる場合における旧復興特区法」と、「同法」とあるのは「旧復興特区法」とする。

る連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に行つた旧震災特例法第二十九条第一項の表の第一号の下欄のイに係る部分に限る。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得(建設及び製作を含む。以下この条において同じ。)をする同欄のイに掲げる資産及び当該資産に係る新震災特例法第二十八条第一項又は第三項の特別勘定又は期中特別勘定について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得をした旧震災特例法第二十七条第一項の表の第一号の下欄のイに掲げる資産及び当該資産に係る旧震災特例法第二十八条第一項又は第三項の特別勘定又は期中特別勘定については、なお従前の例による。

(東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税に関する経過措置)

第一百八十九条 新震災特例法第三十八条の二の規定は、同条第二項第一号に規定する被災受贈者が令和三年一月一日以後に贈与により取得をする同項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税について適用し、旧震災特例法第三十八条の二第二項第一号に規定する被災受贈者が同日に贈与により取得をした同項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税については、なお従前の例による。

(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う酒税(所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号)附則第三十六条第二項第三号に規定するその他の発泡性酒類をいう。以下この条において同じ。)に該当するものを除く税の特例に関する経過措置)

(租税特別措置法第八十七条第一項に規定する清酒等をいう。以下この条において同じ。)並びに発泡酒等をいう。以下この条において同じ。)に係る新震災特例法第四十三条第一項の規定の適用については、同項中「同法第二十三条及びに租税特別措置法第八十七条第一項及び第八十七条第二」とあるのは、清酒及び果実酒にあっては、「所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号)附則第三十六条第三項及び租税特別措置法第八十七条第一項」と、発泡酒及びその他の発泡性酒類に該当する清酒等にあっては、「所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号)附則第三十六条第一項」とする。

(罰則に関する経過措置)

第一百三十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合は、**「所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号)附則第三十六条第一項第一号、第二号又は第四号及び租税特別措置法第八十七条第一項」**とする。

(政令への委任)

第一百三十二条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年三月三一日法律第四百三十二条)

(施行期日)抄

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一から十まで 略

十一 次に掲げる規定 法等の一部を改正する法律第五十六号、以下「基盤強化法等改正法」という。の施行の日

イ 略

ロ 第十八条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第38条の二の二第一項各号の改正規定及び同法第四十条の二の二第一項の改正規定

(東日本大震災によつて被害を受けた法人について債務処理計画が策定された場合の課税の特例に関する経過措置)
第七十三条 第十八条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「新震災特例法」という。)第十二条の三の規定は、施行日以後に同条に規定する債務処理に関する計画に基づき同条に規定する内国法人に資産を贈与する場合について適用し、施行日前に第十八条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「旧震災特例法」という。)第十二条の三に規定する債務処理に関する計画に基づき同条に規定する内国法人に資産を贈与した場合については、な
お從前の例による。
(東日本大震災によつて被害を受けた住宅被災者が住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例に関する経過措置)
第七十四条 新震災特例法第十三条の二(第三項に係る部分を除く。)の規定は、同条第一項に規定する住宅被災者が令和四年一月一日以後に同項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をしての家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は認定住宅等を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、旧震災特例法第十三条の二(第一項に規定する住宅被災者が同日前に同項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をしての家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は認定住宅を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお從前の例による。
(東日本大震災の被災者等に係る相続税及び贈与税の特例に関する経過措置)
第七十五条 新震災特例法第三十八条の二の規定は、同条第二項第一号に規定する被災受贈者が令和四年一月一日以後に贈与により取得をする同項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税について適用し、旧震災特例法第三十八条の二第二項第一号に規定する被災受贈者が同日前に贈与により取得をした同項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税については、な
お從前の例による。
令和四年一月一日から同年三月三十一日まで
の間に贈与により新震災特例法第三十八条の二

とあるのは、施行日から令和六年三月三十一日までにあつては、「所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）附則第五十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとする同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第八十七条第一項」と、同年四月一日から令和十一年三月三十一日までにあつては、「所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）附則第五十四条第三項の規定によりなおその効力を有するものとする同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第八十七条第一項」とする。

附則第五十四条第七項から第十項までの規定は、第三項の場合について準用する。

（罰則に関する経過措置）

第七十八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定においては、当該規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二第十四項の改正規定による改正前の租税特別措置法第八十七条第一項）とされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第八十七条第一項との施行の日

十から十二まで 略

口 第十九条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二第十四項の改正規定による改正前の租税特別措置法第八十七条第一項の施行の日

（特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置）

第五十八条 個人が施行日前に行つた第十九条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「旧震災特例法」という。）第十二条第一項の表の各号の上欄に掲げる資産の譲渡については、なお従前の例によれば、なお従前の例による。

（再投資等準備金に関する経過措置）

第五十九条 施行日前に旧震災特例法第十八条の三第一項の指定を受けた法人（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二条第三項第一号に規定する被災受贈者が令和六年一月一日以後に贈与により取得をする住宅取得等資金を充てて金については、なお従前の例による。

（再投資設備等の特別償却に関する経過措置）

第六十条 旧震災特例法第十八条の三第一項の再投資等準備金の金額を有する法人が取得又は製作若しくは建設をした同項に規定する再投資設備等については、なお従前の例による。

（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例に関する経過措置）

第六十一条 法人が施行日前に旧震災特例法第九条第一項の表の各号の上欄に掲げる資産の譲渡をした場合における施行日前に取得（建設及び製作を含む。以下この条において同じ。）をした当該各号の下欄に掲げる資産又は施行日以後に取得をする当該各号の下欄に掲げる資産及びこれらの資産に係る旧震災特例法第二十条第一項又は第二項の特別勘定又は期中特別勘定については、なお従前の例による。

ト 第十九条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十九条の四第六項の改正規定（及び第十三条の六から第十二条まで）を、「第十一條の六及び第十二条」に改め、「同第七項において同じ」を削る部分及び「同項において同じ」を削る部分を除く。）

十三 次に掲げる規定 新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和六年法律第十六号）の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二第二項第一号に規定する被災受贈者が同日前に贈与により取得をした住宅取得等資金に係る贈与税については、なお従前の例による。

（特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置）

第五十八条 個人が施行日前に行つた第十九条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「新震災特例法」といふ。）第十二条第一項第一号に規定する被災受贈者が同日前に贈与により取得をした住宅取得等資金をいう。以下この条において同じ。）に係る贈与税について適用し、旧震災特例法第三十八条の二第二項第一号に規定する被災受贈者が同日前に贈与により取得をした住宅取得等資金に係る贈与税については、なお従前の例による。

（再投資等準備金に関する経過措置）

第五十九条 施行日前に旧震災特例法第十八条の三第一項の指定を受けた法人（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二第二項第一号に規定する被災受贈者が令和六年一月一日以後に贈与により取得をする住宅取得等資金を充てて金については、なお従前の例による。

（再投資設備等の特別償却に関する経過措置）

第六十条 旧震災特例法第十八条の三第一項の再投資等準備金の金額を有する法人が取得又は製作若しくは建設をした同項に規定する再投資設備等については、なお従前の例による。

（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例に関する経過措置）

第六十一条 法人が施行日前に旧震災特例法第九条第一項の表の各号の上欄に掲げる資産の譲渡をした場合における施行日前に取得（建設及び製作を含む。以下この条において同じ。）をした当該各号の下欄に掲げる資産又は施行日以後に取得をする当該各号の下欄に掲げる資産及びこれらの資産に係る旧震災特例法第二十条第一項又は第二項の特別勘定又は期中特別勘定については、新震災特例法第三十八条の二の規定は、適用しない。

（政令への委任）

第六十二条 第十九条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「新震災特例法」といふ。）

二 第二項の規定の適用を受けた同条第二項第一号に規定する被災受贈者

三 所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号）第十八条の規定による改正前年の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二第二項第一号に規定する被災受贈者

四 旧震災特例法第三十八条の二第一項の規定の適用を受けた同条第二項第一号に規定する被災受贈者

（罰則に関する経過措置）

第七十二条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定においては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合において、これらの住宅用家屋が旧震災特例法第三十八条の二第二項第六号イに規定するエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋として政令で定めるものに該当し、かつ、次に掲げる要件のいずれかを満たすときは、これらの住宅用家屋を新震災特例法第三十八条の二第二項第六号イ（1）に掲げる要件を満たす住宅用の家屋とみなして、同条の規定を適用する。

（政令への委任）

第七十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（再投資等準備金に関する経過措置）

第六十四条 これらの住宅用家屋が令和六年六月三十日以前に建築されたものであること。

一 一日以前に建築基準法第六条第一項の規定により取得をする住宅取得等資金については、新震災特例法第三十八条の二の規定は、適用しない。

（租税特別措置法等の一部を改正する法律）

一 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）第九条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二第一項の規定の適用を受けた同条第二項第一号に規定する被災受贈者

二 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）第十三条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二第一項の規定の適用を受けた同条第二項第一号に規定する被災受贈者